

平成22年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第1号

平成22年6月1日(火曜日)午前10時05分 開 会

出席議員

1番	古橋智樹君	11番	矢口龍人君
2番	小松崎誠君	12番	和田正美君
3番	加固豊治君	13番	藤井裕一君
4番	古川誠一君	14番	矢口栄造君
5番	井坂悦司君	15番	桂木庸雄君
6番	佐藤文雄君	16番	関利夫君
7番	中根光男君	17番	圓城寺正道君
8番	鈴木良道君	18番	栗山千勝君
9番	石井幸雄君	19番	山内庄兵衛君
10番	小座野定信君	20番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	環境経済部長	山口勝徑君
副市長	圓城寺和則君	土木部長	松澤徳三君
教育長	大竹三千代君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	塚野勇君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山中修一君	教育部長	横瀬典生君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	中島邦之君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
委員長報告

- 日程第 4 報告第 2号 平成21年度かすみがうら市一般会計継続費繰越計算書について
 報告第 3号 平成21年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について
 報告第 4号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 5 報告第 5号 平成21年度かすみがうら市土地開発公社事業決算について
 報告第 6号 平成22年度かすみがうら市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに収支予算について
- 日程第 6 提案説明
 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
 議案第33号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第34号 かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第35号 かすみがうら市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第36号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第37号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第38号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第39号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第40号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）
 議案第41号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の取得について
- 日程第 7 休会について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 日程第 2 会期の決定
 日程第 3 諸般の報告
 委員長報告
- 日程第 4 報告第 2号 平成21年度かすみがうら市一般会計継続費繰越計算書について
 報告第 3号 平成21年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について
 報告第 4号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

- 日程第 5 報告第 5号 平成21年度かすみがうら市土地開発公社事業決算について
報告第 6号 平成22年度かすみがうら市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに収支予算について
- 日程第 6 提案説明
- 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
議案第33号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第34号 かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第35号 かすみがうら市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第36号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第37号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第38号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第39号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第40号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算(第1号)
議案第41号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の取得について
- 日程第 7 休会について

開 会 午前10時05分

○議長(桂木庸雄君)

ただいまの出席議員数は20名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから、平成22年かすみがうら市議会第2回定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(桂木庸雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第81条の規定により、9番 石井幸雄君、11番 矢口龍人君、12番 和田正美君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長(桂木庸雄君)

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期日程案に示すとおり、本日から18日までの18日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 3 諸般の報告及び委員長報告

○議長（桂木庸雄君）

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、閉会中における委員会の開催状況等については、お手元に配付いたしました委員会活動状況一覧表並びに委員会会議録のとおりです。ごらんおき願います。

次に、平成22年第1回定例会会議録を配付しておきましたので、ご活用願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2、第3項の規定による平成22年2月から平成22年4月までの月例出納検査報告書の抜粋をお手元に配付しておきました。なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

次に、本日までに陳情等1件を受理し、お手元に配付しておきましたので、ごらんいただきたいと存じます。

次に、議長、副議長等が出席した会議等については、お手元に配付しました各月の行事等報告書のとおりであります。

次に、閉会中の継続調査として、総務委員会、文教厚生委員会、産業建設委員会の調査の経過並びに結果について委員会の報告書が提出されておりますので、順次、委員長の報告を求めます。

最初に、総務委員会委員長 鈴木良道君。

[総務委員会委員長 鈴木良道君登壇]

○総務委員会委員長（鈴木良道君）

総務委員会委員長報告を申し上げます。

総務委員会の所管事務調査の協議の経過等についてをご報告いたします。

本委員会は、平成22年第1回定例会において閉会中の所管事務調査と決定されました所管事務の調査項目につきまして、4月30日に委員会を開催いたしました。

協議事項といたしましては、非核平和都市宣言について、コミュニティバスの運行見直しについて、総務委員会の所管に関する事項についてということで、千代田地区駐在所の統合について並びに土浦石岡地方広域市町村圏協議会についての調査を実施いたしました。

調査をするに当たりましては、執行部より副市長並びに担当部課長等の出席を求め、説明を聴取しながら、慎重に調査を実施いたしました。

非核平和都市宣言についての調査においては、全国や県内の宣言の状況等についての調査を実施いたしました。

コミュニティバスの運行見直しについての調査においては、かすみがうら市地域公共交通総合

連携計画の内容等について聞き取りをし、さらにはコミュニティバスや乗り合いタクシーの運行状況についての調査を実施いたしました。

千代田地区駐在所の統合についての調査においては、県において今年度実施予定である下稲吉駐在所、西野寺駐在所、中志筑駐在所の統合の計画についての説明がございました。

土浦石岡地方広域市町村圏協議会についての調査においては、第4次土浦石岡地方広域市町村圏計画が満了する平成22年度末をもって廃止になる状況についての説明がありました。

協議の経過、内容等については、別紙報告書のとおりでありますので、ごらんをいただきたいと思います。

以上で、総務委員長の報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、文教厚生委員会委員長からの報告についてであります。文教厚生委員会から会議規則第99条の規定による委員派遣承認要求書が4月13日付をもって提出され、志筑小学校新築校舎の進捗状況について現地調査をすることを4月13日、議長において承認しておりますので、その結果も含めまして報告願います。

文教厚生委員会委員長 石井幸雄君。

[文教厚生委員会委員長 石井幸雄君登壇]

○文教厚生委員会委員長（石井幸雄君）

文教厚生委員会の調査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、平成22年第1回定例会において閉会中の所管事務調査として決定されました所管事務の調査項目について、平成22年4月13日及び5月11日に委員会を開催いたしました。

4月13日の委員会では、調査事項として教育施設、文化施設、体育施設及び福祉・保健施設に関する事項並びに下稲吉小学校施設整備基本計画について、調査をいたしました。

調査に当たり、執行部より副市長、教育長並びに担当部課長の出席及び説明を求め、慎重に調査を行いました。

教育施設、文化施設、体育施設及び福祉・保健施設に関する事項の調査では、志筑小学校新築校舎建設の進捗状況を確認するため、同日、委員会において委員派遣を議決し、議長に対し委員派遣承認要求書を提出し、議長より承認を得た後、現地調査を実施いたしました。

建設現場事務所において、現場代理人等から工事の進捗等について聞き取りを行い、おおむね工程表どおり工事が進行していることを確認してまいりました。

現地調査終了後、会議室において引き続き調査を実施し、執行部より、今後の予定も含め、報告、説明を受けました。

次に、下稲吉小学校施設整備基本計画について調査を実施いたしました。執行部から下稲吉小学校の整備基本計画書が提示され、4つのプランについて説明を受けました。

5月11日の委員会では、下稲吉小学校施設整備基本計画について、執行部より、4月の委員会で説明を受けた4つのプランの中の1つについて、経済性、安全性、実効性、将来性を考慮した中で、市として整備していきたいプランとして、詳細な説明を受けました。

以上、調査の内容、経過につきましては、別紙報告書をごらんいただきたいと思います。

以上で、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、産業建設委員会委員長 中根光男君。

[産業建設委員会委員長 中根光男君登壇]

○産業建設委員会委員長（中根光男君）

産業建設委員会委員長報告を行います。

産業建設委員会の所管事務調査の協議経過についてご報告いたします。

本委員会は、平成22年第1回定例会で閉会中の所管事務調査として決定した所管事務の調査項目について、4月21日に委員会を開催いたしました。

委員会の協議事項として、1、下水道整備について。2、下水道施設の維持管理について。3、水道事業業務・工務に関する事項。4、環境衛生及び公害に関する事項。5、観光の振興に関する事項。6、農林水産業の振興に関する事項を調査いたしました。

調査の主な経過としては、調査事項として道路整備関係を追加、決定し、財源等について調査を行いました。各担当部長等より詳細な説明を受けました。

次に、下水道整備関係の下水道施設の維持管理についてを調査いたしました。下水道受益者負担の猶予については、委員からさまざまなご意見が提言されました。

次に、環境衛生及び公害に関する事項については、これまで懸案事項であった鶏ふんの悪臭問題について、焼却施設が本稼働を始めたという説明があり、委員からは、今後の報告を求める意見が出されました。

なお、委員会の調査経過並びに概要については、お手元の委員会報告書のとおりであります。

以上で、産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

以上で、委員長の報告を終わります。

日程第 4 報告第 2 号ないし報告第 4 号

○議長（桂木庸雄君）

日程第4、報告第2号 平成21年度かすみがうら市一般会計継続費繰越計算書について、ないし報告第4号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてまでの3件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

報告第2号ないし報告第4号について、市長より報告を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程をされました報告第2号から報告第4号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、報告第2号 平成21年度かすみがうら市一般会計継続費繰越計算書につきましては、霞ヶ浦庁舎建設事業及び志筑小学校移転整備事業について、別紙計算書のとおり繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

次に、報告第3号 平成21年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書並びに報告第4号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、それ

それぞれの会計におきまして別紙計算書のとおり繰り越しましたので、地方自治法施行令146条第2項の規定により報告するものでございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑を終結いたします。

[発言する者あり]

○議長（桂木庸雄君）

はい、終了いたしました。

[発言する者あり]

○議長（桂木庸雄君）

はい、報告ですから。

[「報告だと質疑ないの」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

はい。質疑がその場で出ませんでしたのでないものと認めました。

[発言する者あり]

[「暫時休憩」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時23分

再 開 午前10時30分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、質疑を行います。

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

お伺いします。

これで言うと繰越明許費計算書とあるんですが、これ、計算書なんですか。

それと、工程表に基づいた説明を願いたいんですが、契約した時点から、いろんな業者が、これ工期内に間に合わないよと。その理由は、要するに推進工法の機械があかないということなんですよ。その辺がどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

ただいまご質問ございました一般的に繰越継続費、さらに繰越計算書につきましては、年度内

に完成が見込めないということであらかじめ継続費の設定をしている内容、さらに年度末に判断をして繰り越しをお願いする内容ということで、制度的に金額的に、この金額を繰り越しましたということで報告をした内容でございまして、事業の内容につきましては、それぞれ担当部のほうからの説明ということでよろしく願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまの下水道工事に係る工程というお話でございます。せんだっての定例会の中でも、工程表の状況あるいは工程会議等の内容を踏まえて、逐次、工程会議の中で確認をしながら行ってまいったという状況でご説明を申し上げたと思います。工程表の状況については、以上のように、逐次、担当あるいは現場担当等の協議の中で工事を進めてきたという状況でございます。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

まず最初に聞いた点なんですが、繰越明許計算書、私は、基本的には出来高でもって計算する。出来高払いで年度末に払って、その残額が幾らかというように記載するのが当然のことだと思う。これ見なさい、これ全額なんですよね。ちょっとおかしいんじゃないかと、実際に工事してるんだから。

それと、推進工法の関係、その工程でいつから推進工法が入ったのか、その機械がなぜ早く入らなかったのか、当然担当課でわかるでしょうからお伺いします。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

はい。ただいまの具体的な内容につきましては、担当部のほうから説明を申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前10時53分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

先ほどのご質問、大変申しわけございませんでした。

先ほどの推進に係る内容でございますが、工程表につきましては先ほどお話ししましたように、逐次、担当と現場との中で協議をしながら進めてきたという中で、推進に係る部分でございます

が、当初、1月13日からの予定であったわけですが、実質1カ月ほどのおくれが出てきたという状況はございました。

それから、今回の繰越明許になった状況でございますが、前回の定例会でもお話し申し上げましたように、資材のおくれという内容で繰り越しをお願いしますということでご説明を申し上げた状況だったと思います。さらに、繰り越しはされておりますけれども、すでに工事のほうは5月に完了をしておるところでございます。

それから、出来高払いというお話があったかと思いますが、今回の繰り越しにつきましては、工事金額から一応前払いを行いますので、その4割分が前払いとして支払われ、その残りとして繰り越しの金額になって、今回の3640万9000円という状況になったということでございます。

なお、出来高払いという支払いの方法につきましては、契約の時点で出来高払いという契約をしておりませんでしたので、今回のような前払いの残額ということでお支払いをしている状況でございます。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

前払いの残額というようなことで、前払いしているの、これ。残りのこれ全額になっているようだけれども。これ、おかしいと思うんだよね。それで、工程表についても、担当課と施工業者と逐次協議しながらと言ったけれども、私は、工程表出してもらってきちんと説明してくれと言っているんだからね。これ、後で資料で出してください。

議長に一言言っておきます。これ、専決処分でもって、別に承認なんか得たって得なくたって変わらないんですよ。市長の特権なんですから。余計なこと言うからつかまるの。いかに、これでためかということね。これ、繰越明許計算書、出せって言ったって出せないでしょう、これ。ただ数字載せただけなんだから。市長にこれご忠告申し上げます、今後、十分注意するように。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

はい、ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

はい、質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号ないし報告第4号の報告を終了いたします。

日程第 5 報告第5号及び報告第6号

○議長（桂木庸雄君）

日程第5、報告第5号 平成21年度かすみがうら市土地開発公社事業決算について、報告第6号 平成22年度かすみがうら市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに収支予算についての2件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長より報告を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました報告第5号から報告第6号につきまして、ご説明を申し上げます。

報告第5号 平成21年度かすみがうら市土地開発公社事業決算並びに報告第6号 平成22年度かすみがうら市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに収支予算につきましては、地方自治法第243条の3、第2項の規定に基づき報告するものでございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

以上で、報告を終了いたします。

日程第 6 承認第 1号ないし議案第 4 1号

○議長（桂木庸雄君）

日程第6、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、ないし議案第41号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の取得についてまでの11件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました承認第1号から承認第2号、議案第33号から議案第41号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布されたことに伴いまして、市民税等の課税をする上で同様の措置を講ずる必要があるため、専決処分をしたものであります。

次に、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることにつきましては、平成21年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）について専決処分をしたものであります。

内容といたしましては、市道^④2644号線流末排水整備工事第2工区について、工期末の降雨により工事の年度完了が見込めなかったため、あわせて繰越明許費の設定を行ったものであります。

次に、議案第33号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正及び議案第34号 かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正により、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第35号 かすみがうら市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正につきましては、かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正により、職員団体に関する業務や活動を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第36号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、社会教育指導員の報酬額の改正を行うものであります。

次に、議案第37号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方

税法等の一部を改正する法律の改正により、市町村たばこ税の税率の引き上げや所得税法の改正により、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第38号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、茨城県の医療福祉対策要綱等の改正によりまして、小学校入学前までの医療費を小学校3年生まで拡大するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第39号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の改正により、倒産、解雇などにより離職者や雇いどめ等の理由により、国民健康保険税を軽減するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第40号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に4670万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を151億7670万8000円とするものであります。

内容といたしましては、下稲吉小学校施設整備にかかわる実施設計業務委託並びに医療福祉制度の対象者を小学校3年生まで拡大するために要する経費を計上したものであります。

次に、議案第41号 災害対応特殊水槽消防ポンプ自動車の取得につきましては、有限会社鈴機と、取得価格4966万5000円で仮契約を締結したものであり、本契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

以上で、提案説明が終了いたしました。

上程議案に対する質疑は、会期第8日の6月8日にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 7 休会について

○議長（桂木庸雄君）

日程第7、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

あす6月2日は休会にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（桂木庸雄君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、6月3日午前10時から一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでございました。

散 会 午前11時05分

平成22年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第2号

平成22年6月3日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	古橋智樹君	11番	矢口龍人君
2番	小松崎誠君	12番	和田正美君
3番	加固豊治君	13番	藤井裕一君
4番	古川誠一君	14番	矢口栄造君
5番	井坂悦司君	15番	桂木庸雄君
6番	佐藤文雄君	16番	関利夫君
7番	中根光男君	17番	圓城寺正道君
8番	鈴木良道君	18番	栗山千勝君
9番	石井幸雄君	19番	山内庄兵衛君
10番	小座野定信君	20番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	土木部長	松澤徳三君
副市長	圓城寺和則君	会計管理者	大塚隆君
教育長	大竹三千代君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	塚野勇君	教育部長	横瀬典生君
総務部長	山中修一君	代表監査委員	板屋毅君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	中島邦之君
環境経済部長	山口勝徑君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第2号

日程第1 一般質問

- (1) 圓城寺正道議員
- (2) 古橋智樹議員

(3) 栗山千勝 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 圓城寺 正道 議員

(2) 古橋 智樹 議員

(3) 栗山 千勝 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	圓城寺正道	1. 農地利用集積事業について
		2. 天下り人事について
		3. 公共施設の禁煙対策について
(2)	古橋智樹	1. 2期目でできる改革実行とマニフェスト
		2. 現政府における当市財政の計画と改革テーマ
		3. 温室効果ガス削減へ向けた市の対策方針
(3)	栗山千勝	1. 市の農業施策について
		2. 都市計画の見直し。市による活性化は望めないか
		3. 3月定例会議決後の国県補助金カットについて
		4. 道路予算の使途に問題はないか
		5. すべての公共工事は事業課設置で
		6. 環境問題の取組みについて
		7. 下水道無断宅内工事、受益者負担金の猶予について
		8. 人事について
		9. 政務調査費の使途について
		10. 市の防災計画の取組みについて
		11. 市長の関係する企業の数筆の農転違反について
		12. 効率の良い行政運営について
		13. 会計課の支出は担当部署よりの支出伝票により支出する。内容の精査はしないとすることについて
		14. 霞ヶ浦新庁舎出入口に右折、左折ラインを

開 議 午前10時00分

○議長（桂木庸雄君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

会議に入る前に傍聴人に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてたずね場です。

したがって、発言する議員みずからが、法令等を十分勘案し、不穏当発言に特段の注意をする必要があります。

議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

また、答弁者に申し上げますが、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされるようお願いいたします。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

会議に先立ち、本日議会事務局職員により登壇者の写真撮影を許可しましたので、ご連絡いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長（桂木庸雄君）

日程第 1、一般質問を行います。

質問の通告が、本日は 3 名の諸君より提出されております。

これより、通告順に順次発言を許します。

17 番 圓城寺正道君。

[17 番 圓城寺正道君登壇]

○17 番（圓城寺正道君）

ただいまより平成 22 年第 2 回定例会の一般質問を行います。

私もここテレビなどちょっと見ますと、政権与党である民主党が、首相が退陣に追い込まれ、非常に関心の深いことがニュースになって流れております。政権をとっても約束守らずに退陣に追い込まれるのが実際であります。かすみがうら市も今度立候補する坪井透、相手候補はわかりませんが、やっぱり公約は守り実現することが第一のことと私は思います。これは坪井市長には頑張っていたきたいと思っております。

それでは、ただいまより一般質問を私のほうからやらせていただきます。写真結構です。

議長、静粛にお願いします。

初めに、農地利用集積事業について、私のほうから伺います。

農水省が農地対策の仲介に 10 アール 2 万円ほどを助成する農地利用集積事業について行っていくことに対しまして、利用権設定の期間を 6 年以上とし、農地の貸し手が農地利用集積円滑化団体、市町村や J A などに貸し付け先を委任することが条件にすようになっております。改正農地法の施行に伴い、農地の利用集積を加速させることが目的に、同団体が仲介して利用権を設定した場合に助成すようになっております。市では、その取り組みに対して、今から先どのような方向づけでやっていくのか、市長に伺います。

次に、今、騒がれている民主党がやった褒められる刷新会議におかれまして天下り人事について、政府も行い、廃止、それから見直しという段階になっております。

我が市でも、いろいろ天下りがありまして、ここで調べた結果、情報公開条例に基づき調べた結果、市職員退職者の人事、勤務形態、給料月額、補助金について伺います。

まず、市内各種法人の勤務形態であります。名前は申し上げて悪いですから、イニシャルで行います。商工会、特別認可法人〇さんと申しませうか。局長給料が大体41万8900円。それに含めて地域手当が68万5050円。それに市の補助金2511万1000円。それに何かわからないプレミアム商品券です、これが1200万いっております。調べた結果、ほとんどが人件費になっておりますが、補助金というのは人件費に該当するもので行うものですか、これは市長に伺います。

次に、社会福祉協議会もそうでございます。イニシャルでいえばTさんと申しませう。局長給料が20万円、補助金が4900万円。これもほとんど人件費に使われると思います。

次に、シルバー人材センター。さっきも社会福祉法人ですね、今度も社会福祉法人でございます。局長給料が20万5000円、嘱託職員。次に、KさんでもSさんでも結構でございますから、KさんとSさんにします。次長給料が17万、補助金が700万というように出しております。このほかに県の補助金も出ております。こういう中で、見直しをするのかしないのか、そして、今はやりの刷新会議でもやられたのかやらないのか、その点含めてお伺いいたします。

次には、公共施設の禁煙対策について伺います。

健康増進法というのは皆さんご存じでしょう。人に危害を加え、非常に煙にまく。それでセクハラにもなるということで、健康増進法ができました。県におきましては、健康づくりの取り組みの1つであります受動喫煙防止につきまして、平成16年3月に作成した茨城県たばこ対策県民運動指針というのがあります。及び健康いばらき21プランに基づき推進室ございますところでふれ回っていると思います。

この通知では、今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向について、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として、全面禁煙であるべきであると述べております。全面禁煙が極めて困難な場合には、当面施設の対応や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進めることもするとなっております。それに、野外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要であるとも載っております。

こういう通知があった場合に、我が市ではどういうとり行いをやっているのか。今でも公共の灰皿を使い吸っている方が多数見られます。これを早く除去するか、片づけるかして、誠意を見せることも大事であります。旧霞ヶ浦では、即刻灰皿を片づけ、それで皆さんが守り、禁煙対策を行う施設を別につくりました。今度できた新しい庁舎とこっちかの比較をしてみても、ちゃんとそれは吸う方の何も権利もちゃんと一応それに対策、早急にできませんから、その対策も講じられていると思います。

この点に対して、公共施設全面に対して一番ご理解のある教育長と、それをどうするかという市長に第1回の答弁として求めます。

以上であります。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

圓城寺議員の質問にお答えをいたします。

1点目の農地利用集積事業につきましてお答えいたします。

農地利用集積事業につきましては、農業経営基盤強化促進法の改正によりまして、今年度農林水産省で制度化されたものでございます。

議員のご質問のように、農地利用集積円滑化団体が新たに利用権を設定した面積に応じまして、10アール当たり2万円の奨励金が調整経費に利用するために交付されるわけでありまして、また、農地の利用調整を担うコーディネーター等の設置に係る経費も助成されます。農地利用集積円滑化団体としては、市町村や農業協同組合、また担い手団体などがございますが、現在、土浦農業協同組合が事業実施に向けまして、準備をしているところであります。

農業の活性化を図るための手段として、農業経営の規模拡大も考えられますので、本市といたしましても、この施策を推進してまいりたいというふうに考えております。

2点目の天下り人事につきましてお答えをいたします。

職員が退職後に職務経験やこれまで得た専門的な知識、能力、地域社会にそういったものを還元することは市勢発展のためにも大変有効なものであるというふうに考えております。

そのためには、設立目的や経緯、地域におきます活動状況などから、市が関係する団体からの依頼に応じて、人材の支援を行うこともその方策の1つというふうに考えております。一方で、在職中の職務と関連の深い民間企業への再就職につきましては、市民の信頼を損なわないよう配慮することも必要であるというふうに考えております。

現状につきましては、総務部長から答弁をさせていただきます。

3点目の公共施設の禁煙対策につきましては、庁舎を初め、各小中学校におきましても既に取り組んでいるところでありますが、それぞれの進捗状況につきましては、教育長並びに総務部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

教育長 大竹三千代君。

[教育長 大竹三千代君登壇]

○教育長（大竹三千代君）

学校の禁煙対策につきましてお答えをいたします。

市内小中学校につきましては、児童・生徒への受動喫煙の防止をする観点から、平成15年に県の教育委員会からも公立学校の分煙、敷地内禁煙への取り組み通知がございましたが、それ以降、敷地内及び建物内を全面禁煙としております。そして、それを来校者すべての方にご協力をいただいているところでございます。

また、市民の皆さんに利用していただく公民館、郷土資料館、体育施設等につきましては、館内禁煙とし、屋外については、受動喫煙の防止を図るため、喫煙所を設け、分煙対策を講じているところでございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

○総務部長（山中修一君）

圓城寺議員さんのご質問にお答えをいたします。

2点目の天下り人事についてでございますが、退職者の再就職という状況でございますが、これまでも社会福祉協議会や商工会などに再就職をした事例がございます。本年度の状況を申し上げますと、先ほどもございましたが、社会福祉協議会と商工会の事務局長職、また、シルバー人材センターの次長職員ということで、それぞれ再就職をしております。

また、再就職した方々の勤務形態につきましては、2つの法人が嘱託職員、残りの1つの法人が一般職員として雇用されている状況でございます。どの法人も月曜日から金曜日の8時30分から17時15分までの勤務となっているようでございます。なお、給料、報酬等につきましては、ただいま議員さんから調査された内容についてのご指摘等をいただいております。そのとおりの状況であるというふうに思っております。また、補助金につきましては、各担当部署において、それぞれ補助金要綱に基づき、交付をしているところでございます。

商工会につきましては、補助金につきましては会員等の数等ということで、運営費等ということで交付をされております。また、社会福祉協議会の補助金につきましては、人件費、さらには運営費等でございます。シルバー人材センターにつきましても、人件費、さらには運営費ということで、交付をされている状況でございます。

次に、3点目の健康増進法に伴います庁舎の禁煙対策のその後の進捗状況ということについてお答えをいたします。

これにつきましては、これまでも何回かご指摘をいただいております。施設の利用者等を考慮いたしまして、施設内に、建物の以外でございます、喫煙所を設置してございまして、分煙と受動喫煙防止対策をしている状況でございます。建物から少し離れた場所にそういう喫煙所を設けているという状況でございます。

その後の進捗状況ということでございますが、平成22年2月25日付で厚生労働省の健康局長より、受動喫煙防止対策についてということで、それぞれ自治体に通知がございました。今後は、さらにその内容を協議検討しまして、よりよい受動喫煙防止対策のために、現在設置をしております庁舎の喫煙所設置検討委員会を中心に検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

担当部署から、ということで聞いても返答がないですけれども、まず、1番の農地利用集積事業です。

これは、全然進んでいない、やっていない、やる気がないということで承っていいんですか。

そういうことで、これ担当部署のほうからお聞きします。

次に、天下り人事です。

非常に高額給料であります商工会から申し上げます。

この地域手当です。これはどこへ入るんですか、第1点。

次に、商工会の中で人件費です。5050万2913円になっています。その中には、職員人件費、講習会、金融指導などに要する経費。これを内訳で申し上げてもらいたいんですけども、金融機関指導に要する経費での講習会、これは幾らほど使っているんですか。これの残りが人件費と思います。次に、管理費です。これが2331万1013円。これが事務費、家屋費、会議費、雑費、その他に要する経費、その他に要する経費なんてわかりませんが、できればお答え願います。それで、どのくらいの平米数でどのくらいのことで家賃を払っているのか、会議はどんなことをやったのか。できるだけのお答えで結構でございますけれども、わからないなら後で文書でも結構でございます。

それで、先ほども言いました人件費が大幅に違う理由、これも商工会含めての局長の格差が広い。事務局長、次長。中でもまさか局長さんはまだ天下りで行っているのでしょうかからわからないけれども、天下りでしょうが、次長さんが天下りなんですか、そこらも言ってもらってはということで私が聞きたいんですけども、言っただけならば幸いです。

次に、公共施設の禁煙対策でございます。

受動喫煙防止装置の具体的方法の中に、少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙にすることが望ましいと書いてあります。全面する気持ちがあるのかなのか、そこら辺を、まだ今分煙の施設をつくるというけれども、ここに載っていますのは官公庁、医療施設というのは全面禁煙にすることが望ましいと書いてあるんです。やっぱり模範となるのは官公庁。そういう模範になることをやらないのかやる気がないのか、これもお答え願います。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

それでは、圓城寺議員さんのご質問にお答え申し上げます。

まず初めに、農地利用集積事業でございますが、農地の集積は大型機械の導入を可能にしたり、作業効率を上げるためにも最も重要なことであると認識してございます。

市長の答弁と重複するところもございしますが、この事業の要点を申し上げますと、農協や担い手協議会、それから土地改良区が農地利用円滑化団体となることができまして、農地の所有者から委任を受け、その者を代理し、先ほど圓城寺議員さんが言われましたように、6年以上の利用権貸借のことが条件になります。設定されまして、担い手に農地の貸し付けを行う。22年度、本年度から24年度までの3カ年の事業ということでございます。

また、団体が借り入れました農地を利用して、新規就農希望者等の研修も行えるというようなことでございます。10アール当たり2万円の交付金は、先ほど市長が申し上げましたとおりでございますが、農地利用円滑化団体に交付されまして、農地集積のための農地の貸し手、借り手への奨励金、さらには貸借の意向調査、さらには農地を面的にまとめる計画書作成等に充てることもできることになっております。大変重要な事業と認識しておりますので、かすみがうら市

といたしましても、積極的にこの事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それから、続きまして天下り人事につきましてでございますが、市のほうから商工会のほうに助成をしてございます。人件費でございますが、リーディング事業といたしまして、県からも局長さんの報酬というような形で助成がされているというところでございます。

商工会のかすみがうら市からの補助金については、22年度予算といたしまして、2511万、先ほど圓城寺議員さんが言われたとおりでございます。前年度比97%でございます。合併前の16年度と比べますと85%となっております。人件費を含めまして、商工業の振興事業に充当されていると認識しております。先ほど申し上げましたように、県のほうからも商工会に対しまして助成されております。また、市のほうからも人件費を含めまして商工業の振興事業ということで、助成してございます。

先ほどご質問の中にありましたように、管理費等につきまして、詳細につきましては、現在把握してございませんので、後ほど文書によりまして、報告を申し上げたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えを申し上げます。

3点目の関係でございますが、全面禁煙というようなことでのご質問がございました。

ご質問の中で、全面禁煙につきましては、ご質問の中にもございましたように、多数の者が利用する公共的な空間につきましては、原則として全面禁煙にするべきということが示されております。

また、全面禁煙が極めて困難な場合においては、当面の利用ニーズに応じた受動対策を進める必要がある。さらには、屋外であっても、子どもの利用が想定される公共的な空間につきましては、受動喫煙防止のための配慮が必要というようなことで、それぞれ国から示されているところでございます。私ども、全面施設等の全面禁煙に向けまして、ある程度理解をしていただく期間も必要かというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

第1点からまた農林水産部長にお聞きします。

私はいつからやっているのか、やった経過があるのかと聞いているのです。全然取り組みをやっていないと私は承っております、先ほども言いました。市の取り組みとしてできるのか、できないのか。議員さんに頼んだ経過があるのかないのか。全然そういう足跡が見られないから、私はこれを質問しているんです。それもう一度そのところお答えください。

次に、天下り人事のことも聞いているんですよ、これ。特別給料を払っている地域手当は何に

使われているんですかと、私は聞いているわけ。どこへいったんですか、この地域手当というのは。これは月額41万8000円というのは、べらぼうな数字でしょう。それに引き続き、前には補助金は調べた結果はわからないですけれども、常陽銀行さんがやっているところは半分出したと聞いていますよね。金融機関のそれにさっきも言いましたそこもちょっと答えてください、今答弁漏れになっていますから。

それで、あと一つは、坪井市長が出しておる平成22年度かすみがうら市商工振興対策事業補助金交付確定通知書の中に、補助金の条件に違反したとき、または虚偽のその他不正な手段により補助金等の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部、または一部を取り消し、交付した補助金の返還を命ずるとなっています。その点に対して、そういうことを調べた結果、監査委員にお聞きしますが、そういうことありましたか。不明なことがあったのか、この補助金を人事に使ってはいいいのか、何の数ともやっていないけれども、監査委員は調べた結果があるんですか、ないんですか、お聞きします。

3回、これで終わりですか。

[「暫時休憩」と呼ぶ者あり]

○17番（圓城寺正道君）

暫時休憩は議長が言うんですよね。

○議長（桂木庸雄君）

はい。

○17番（圓城寺正道君）

違うんですか。

3回ですか。これ3回で終わりですか。今、3回目。

○議長（桂木庸雄君）

はい。

○17番（圓城寺正道君）

じゃ、そういうことで、わからぬ点というのは今回で終わりですから、明確に答弁してくださいよ。答弁しないと4回目やるほかないですよ、どうですか、議長さん。

○議長（桂木庸雄君）

いや、原則ですから、会議の。

○17番（圓城寺正道君）

そういうことで、なるべく議運でもお諮りして、なるべく答弁は短く、簡明にと言ったでしょう、議長さんが。私らは通告を入れてありますから、佐藤さんにも協力依頼。いちおう語っているんですよ。長いようですけども、言われたからね。だけれども、答弁がなっていないから長くなる。だから、その点を含めて、今回3回で終わりですから、明確な答弁、できないはできない。それで結構でございます。よろしくお願いします。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

圓城寺議員さんのご質問にお答え申し上げます。

まず、農地利用集積円滑化事業でございますが、現在、かすみがうら市の取り組みでございますが、先ほど申し上げましたように、この事業の事業主体になれるのは、市町村、あるいは市町村農業公社、農業協同組合、地域担い手協議会、それと土地改良区の5つの団体等が事業主体になれるというようなことになってございます。

ただいま、かすみがうら市といたしましては、農業協同組合、それから地域担い手協議会が事業主体になっていただければというようなことで、検討をしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。さらに土浦農業協同組合では、いち早く手を挙げまして、事業主体になりたいというようなことで、進んでいるというふうなことでございますので、ご理解をお願いします。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

代表監査委員 板屋 毅君。

○代表監査委員（板屋 毅君）

先ほどご質問ございましたその件につきましては、その項目につきましては、監査は実施しておりません。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

答弁漏れがありまして、申しわけございませんでした。

商工会の関係の圓城寺議員さんは決算のほうから言われたのかなと思います。金融機関の指導、さらに地域手当等も含めまして、手元に資料がございませんので、後日文書で報告させていただきますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

[圓城寺議員「あと刷新会議をやったのか」と呼ぶ]

○環境経済部長（山口勝徑君）

刷新会議等につきましても、ちょっと手元に資料がございませんので、それを含めまして報告申し上げますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君の一般質問を終わります。

続いて、発言を許します。

1番 古橋智樹君。

[1番 古橋智樹君登壇]

○1番（古橋智樹君）

通告に従い、3項目について一般質問を行います。

項目第1点目として、2期目でできる改革実行とマニフェストについて質問いたします。

来る参議院半数の任期満了に伴う参議院選挙が間近となり、民主党連立政権の無責任な財政運用が露呈されている状況であります。これまでの景気の動向を省みずに、多額の赤字国債を平然と財源とした子ども手当や、支離滅裂な失態となった普天間米軍基地移設の問題を初め、民主党

の将来性のない無責任、無計画な公約マニフェストの実行に多くの国民があきれ返る始末であります。そのような状況に、我々市民としても目先の金や都合のいい二枚舌にだまされることなく、将来にわたって責任のある施策を正しく選ぶことが、皆さんの安心した生活の選択肢であり、皆さんの安全な将来の道筋でございます。

私たちのまちづくりと生活に必要な仕組みは、果たして働かずしてもらえる子ども手当なのか、汗水垂らして働き還元される扶養控除であったのか、いま一度憲法に定めた国民の義務にのっとり、正しい政権やリーダーを選択しなければなりません。

当市におきましても、来る7月の市長選挙に対して、さまざまな方面から掲げられている国民健康保険税の大幅値下げ案、市長や市役所職員の給与の大幅削減といった費用対効果や財政運用において、根拠のない値下げ競争。さらには市内の地域間競争。さらには景気が悪いから変えてみたいという思慮のない改革は、我々市民にとってもはやまやかし、無意味な敵対意識であることをかすみがうら市民として、見抜けなければ市の発展はないと断言するものであります。

そのことから、さきの平成21年第4回定例会の鈴木議員の質問に答えた坪井市長のおのれのためでもなく、行政組織のためでもなく、広く市民や将来の市の利益向上のために、まちづくりに取り組んできたという言に、次なるかすみがうら市のために責任ある施策を市民に伝え、理解いただかなければなりません。

坪井市長は2期目の出馬を表明いたしました。今後、来る市長選挙に向けて意欲を示された現職の市長として、その意思を市民に理解と浸透させる責任があります。当市の優先課題や改革について、1期目とは異なり、継続するからこそ実現できる可能性や、そのマニフェストをお伺いいたします。

続きまして、項目第2点目として、現政府における当市財政の計画と改革テーマについて質問いたします。

自民党・公明党による政府がこれまで国の財政債権の目標により、地方に税源を移譲し、地方交付税の交付額を縮小させてまいりましたが、民主党連立政権政府となってから、総務省の平成22年度地方財政計画において、地方交付税に対する措置は、実質的な地方交付税として、過去最高の24.6兆円の交付を行い、リーマンショックの余波による全国の景気低迷の地方税減収とほぼ相殺するという状況でございます。

そのことから、当かすみがうら市でも、平成22年度の当初予算は法人税の割り合いが比較的小さいことから、地方税が4.0%減少であっても、地方交付税が8.0%増加したわけでございます。民主党の政権により、総務省がこれまでの地方財政債権の方針転換をした上での措置であります。地方交付税に依存する地方自治体にとって、苦しい財政状況をいつときしのぐことができたわけでございますが、その補てん分を国や地方交付税の不交付団体である自治体が痛みを分かち合ってくれただけでございます。根本的な解決に至れた状況ではございません。

さらには、各地方自治体も子ども手当などの民生費が大幅にふえ、費用対効果として採算や循環が比較的存在する公共投資事業は、軒並み減少を続けております。いずこかに金の動きが悪循環としてよどんでいることが不景気の原因でございます。日本の円にかかわるレートの変動は、多少あるものの、世の中の円の量は変わるどころか紙幣発行は続けられているわけでございます。その状況を国が率先して解決すべきところを前日の地方交付税の再分配や、郵政民営化の見直し

など、民主党連立政権が安直に公的な循環を再分配しては、本来胎動すべき改革をとめてしまうという状況でございます。雇用の問題の解決と言いながら、マニフェストで掲げた法人実行税率の目標も定められない政府の状況であります。

そのため、国の財政計画が右往左往しているからこそ、地方はより賢固な財政計画をコンスタントに示すべきだと存じます。

したがって、当かすみがうら市における財政計画の行き先は、市役所組織の予算を執行するだけのものであってはなりません。事業の費用対効果が100%は確実な循環をなすのであれば、予算を執行するだけの計画であっても大いに結構でございますが、そのような効果はあり得ないわけであります。

前回、議会へ提示されました財政計画では、合併特例債事業の絞り込みがなくては赤字となるとのことで、一部事業の凍結の根拠とされましたが、その後、先ほども申し上げましたとおり、社会情勢、経済情勢の変化にタイムリーな財政計画をこの市民の目線が集まる市長選挙の折に、どのような負担バランスがよいのか、浸透させるべきであると考えるものでございます。

これまでの当市の財政計画にかかる答弁には、消極な内容からめり張りがとれず、市民に財政改革の意思やテーマの浸透が行き届いていないと察しますが、改めて現政府の方針における当市の財政計画について、簡潔に何を伝えるべきかお伺いいたします。

最後に、項目3点目として、温室効果ガス削減へ向けた市の対策方針について質問いたします。

鳩山首相の采配ぶりに支持できるものはほとんど皆無であります。私として唯一評価してあげたいものは、温室効果ガス25%削減の意思表示でございます。

その鳩山首相の発言は現実性がない。突拍子もないとの評判ばかりではございますが、本当に愛する我が子どもたち子孫の地球環境を考えるのであれば、世界中が本気で考えなければならぬこと、これは、温室効果ガスの削減を初めとした地球環境の問題であり、既に地球環境は、その発言をやゆする段階ではないのでございましょう。その世界経済情勢の偏りから、削減目標に対し、納得しがたい利益誇示の事情もさまざまでございますが、子孫繁栄を願う全世界共通のヒューマニズムを決して軽んじてはなりません。笑い飛ばしてもなりません。そのことから、地方議会、地方行政のレベルでもいま一度考えるべきと、私は心から願うものでございます。

温室効果ガス削減への環境配慮は、近年、行政にとりましても常套句ではございますが、具体的施策の取り組みは、テレビCMなどに見受けられますように、各民間事業所任せの現状でございます。行政も一事業所として、各部局、水道事務所のレベルで具体策として、削減対象と、カロリー目標値を市民への効果として設定すべきであると存じますが、自治体としての志と、今後の具体的な方針、取り組みをお伺いいたします。

以上、私からの1回目の質問といたします。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

古橋議員の質問にお答えいたします。

1点目の2期目でできる改革実行とマニフェストにつきましてお答えをいたします。

間もなく、私の市長としての任期を迎えることとなりますが、この4年間市民の融合や市民目線でのまちづくりの推進、行政改革や入札制度改革への取り組み、またまちづくり計画につきましては、5つの重点目標を掲げ、市の将来像の実現に向けました施策に取り組んできたところでございます。

さらには、行政経営の視点から行政評価システムの導入を図り、総合的な視点からの事業評価や効率的な事業運営など、行財政運営の推進に努めてきたところでございます。

私が目指すまちづくりにつきましては、市民の皆さんが明るく、生き生きと生活ができる、そういうかすみがうら市にしたいという思いで、これまで力いっぱい職務に精励してきたと考えております。この間、議員の皆様や市民の皆様方からいただきました時には温かく、時には大変厳しい声を真摯に受けとめてまいりました。

今後、2期目に当たりましては、合併の総仕上げの時期を迎えようとしている中で、後期基本計画の策定や私のマニフェストに基づきまして、子どもたちが夢と希望の持てるまちづくりの推進を初め、地球温暖化への環境問題への対応、さらには市民の健康づくりの推進、地域産業の活性化や市民協働のまちづくりの推進に取り組んでいきたいというふうに考えております。

なお、これらの施策を進めるに当たりましては、持続可能な市政を実現するためにも、強固で弾力的な財政基盤の確立が不可欠であります。

これらの施策を着実に進め、市民の皆さんが夢と希望を持って学び、働き、そして長寿社会を生きがいを持って楽しめる人生の活躍の舞台づくりが私の目指すかすみがうら市づくりでありまして、そのためにも全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

2点目の現政府におけます本市の財政計画と改革テーマにつきましてお答えをいたします。

これまで、本市では徹底した歳入・歳出の見直しを進めながら、新たな行政課題への対応を目指してきたところであります。

昨年秋の鳩山内閣の誕生以来、マニフェストに基づく政策の転換が行われ、とりわけこれまでの地方の行政運営に大きな影響を与えたのは、コンクリートから人へという方針ではなかったかと思えます。八ッ場ダムの凍結がセンセーショナルに取り上げられ、公共事業の縮減と引きかえに子ども手当などの社会保障制度の拡充が打ち出されました。

しかしながら、ご案内のように今般の厳しい局面を受けて、鳩山首相の退陣が突如表明されたところでございます。

このように、今後の地方の行財政運営は、不透明な状況にありますけれども、それぞれの地域課題に沿った政策選択が求められると考えます。

現在、私が考えております行政運営の方針としましては、「安心」「活力」「地域の選択」が重要であるというふうに考えております。

安心につきましては、社会保障の充実とあわせまして、学校耐震の推進や生活インフラの整備による安心して生活できる環境づくりが重要であると考えます。

活力につきましては、農業の再生や企業立地による地域経済の発展とあわせ、産業発展の基盤となるインフラ整備による活力ある元気な地域づくりが重要であるというふうに考えております。

そして、財政状況が厳しくなる中で、これからハード事業とソフト事業を効果的に展開するた

めに、市民との協働による政策を選択し、重点化していく必要があるというふうに考えるものであります。これらを踏まえ、めり張りのある行財政運営を進めてまいりたいと考えております。

3点目の温室ガス削減に向けた市の対応方針につきましては、環境経済部長並びに水道事務所長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝経君。

[環境経済部長 山口勝経君登壇]

○環境経済部長（山口勝経君）

それでは、古橋議員さんの3点目の温室効果ガス削減に向けた市の対策方針につきまして、お答え申し上げたいと思います。

市の公共施設における対策といたしましては、平成19年3月に策定いたしました温暖化対策実行計画に基づきまして、市が行うすべての事務事業を対象としているところから、各職場で紙類や燃料の削減、節電や節水などの温室効果ガス削減に取り組んでいるところでございます。

また、削減の目標値につきましては、平成19年度から平成23年度の5年間で、温室効果ガスの排出量を4%削減することとしておりましたが、平成20年度においては、15%の削減を達成することができております。しかし、国では先ほど古橋議員さんがおっしゃられましたように、鳩山首相が2020年度までに1990年度比で25%削減することを述べていますように、さらなる取り組みが必要となってくると考えております。

今後につきましては、エネルギーの使用の合理化に関する法律、省エネ法でございますが、の改正によりまして、燃料、資源の有効な利用の確保に資するよう、さまざまな措置等を講じることが必要となってくるため、それらも踏まえまして、平成23年度予定の新温暖化対策実行計画を策定したいと考えております。

続きまして、目標値でございますが、国と同様2020年度までに1990年度比で25%削減する意思を持ってCO₂削減に努力しなければならないと考えてございます。

具体的な方針と取り組みでございますが、先ほど申し上げました平成23年度策定予定の第3次温室効果ガス排出制御実行計画の中で、策定してまいりたいと考えております。今後とも、先進自治体の事例等も研究しながら、温室効果ガス削減へ向けた市の対策方針について、調査検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

[水道事務所長 仲川文男君登壇]

○水道事務所長（仲川文男君）

古橋議員の質問にお答えいたします。

3点目の温室効果ガスの削減へ向けた市の対策方針の質問のうち、水道事務所における現状と取り組みにつきまして、お答えいたします。

まず、現状につきましては、CO₂の年間排出量を平成21年度ベースで申し上げますと、水道

事業消費電力量は、年間265万7000キロ・ワット・アワーであります。これに東京電力株式会社管内二酸化炭素（CO₂）排出係数0.322トン・千キロワット・アワー、これをもとに算出いたしますと、年間CO₂排出量は882トンとなります。

次に、取り組みにつきましてでございますが、前年度の例で申し上げますと、志筑野寺浄水場の配水ポンプの更新により、ポンプ稼働時のCO₂排出量約28%削減が可能となりました。本年度につきましては、上稲吉第2浄水場取水ポンプの交換を予定しております。同様に省電力タイプ機種への変更を考えております。

今後とも多く電力を消費する取水ポンプ、送水、配水ポンプの更新時期に合わせ、省電力タイプに順次切りかえていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

1番 古橋智樹君。

○1番（古橋智樹君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

順番は違うんですが、温室効果ガス削減へ向けた市の対策方針について、お伺いしたいと思います。

水道事務所の答弁のほう、よくわかりました。それで、環境経済部の山口部長さんにお伺いしたいんですけども、答弁の内容が私が今聞いた限りでは、総務部主管のような感じにも受け取られたんですけども、環境ということで、山口部長さんがお答えいただいたのかなというふうに理解したいところなんです。既に平成19年に温暖化対策実行計画を策定されて、既に20年度においては、15%の削減という大変立派な達成をされているというような答弁でございますけれども、その後、その答弁の後ろには、平成23年度版を新策定したいというようなことでございまして、15%も削減してあるのであれば、そのまま実行されてもよろしいのかなと思うんですが、私も念のためかすみがうら市のホームページで温暖化対策実行計画と検索をかけるんですけども、一言も、ワンフレーズもヒットしないんです。

私も当時、平成19年3月はいろいろ忙しい時期でございましたから、余りエコに対して意識も私がちょっと薄かったから、通り過ぎていたのかもしれないけれども、議場内で配付したのかどうか、記憶がちょっと調べが間に合わなかったんですが、何かこの改めて策定するということは、これだけ前回実績あるので、そのまま継続なさればよろしいんじゃないですか、この点についてお伺いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

ただいまの質問にお答え申し上げたいと思います。

かすみがうら市の温室効果ガス排出量が全体で4,070トンというような数字が出てございます。その中で、23年度策定いたします。さらには鳩山首相が申し述べております25%削減にするには、1,000トンからの削減というようなことになるわけでございます。非常に難しい面もございまして、23年度の計画の中に、現在ある施策、あるいはその他先進地の施策等々を検討・研究しま

して、その行動計画の中に組み入れていきたいと考えておりますので、そういったことでご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

1番 古橋智樹君。

○1番（古橋智樹君）

3回目の質問をしますが、これだけ本当に実績があったら、京都議定書のほうで定めます排出権、排出量とか、この取引ができるぐらいの実績だと思うんです。現状としては、市役所の職員の通用口のほうにもあるとおり、古紙の重さをはかったりということで、今までいかに無駄な消耗品もあったのかということと15%にたどり着いたとは思いますが、私は、この質問の趣旨の先には、市民一人一人に実行していただけるような、そういう努力を設けてほしいということなんです。

事業所の中だけ、確かにかすみがうら市役所の事業としてのいろいろ上位機関からノルマはあるのかもしれませんが、かすみがうら市役所の仕事は市民のための仕事でございますから、そういったことに基づいて、温暖化の対策実行計画というのを考えてもらいたいと思いますので、何かその23年度版は京都議定書に基づくような形、それから市民にスーパーのレジ袋とか、そういったものより一歩踏み込んだエコロジーの意識を實踐できるもの、そういうものをどのように盛り込む予定なのか、部長さんから再度ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

かすみがうら市には、かすみがうら市温暖化対策実行計画推進会議がございます。その中で、今後、かすみがうら市が温暖化対策に対しまして、どのように考えを、行動をしていったんだということで、ベスト策を考えてまいりたいと考えておりますが、現在行っている諸施策、段ボールや新聞紙等の回収、あるいはそういったものの再資源有効利用の推進、さらには市民の皆さんにご協力をいただいているレジ袋の無料配布の中止、さらにはかすみがうら市で行っておりますごみの減量化、分別収集、コンポストの購入に対しましての助成等々を踏まえまして、25%の削減に向けた施策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

1番 古橋智樹君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時10分

再 開 午前11時24分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

18番 栗山千勝君。

[18番 栗山千勝君登壇]

○18番（栗山千勝君）

今度順番になったことで、私のほうから。

まず、議長に私はお願いしたいことは、今、古橋議員のほうからの質問でもって、途中でしり切れトンボでしまちゃったということは、全く議長がそこに座っていて何をやっていたのか。あるいは事務局長がそこで何でもといということで訂正できなかったのか、本当にこれ、かすみがうら市議会として恥ずかしい事態ですよ。

[発言する者あり]

○18番（栗山千勝君）

何が何でも3回ということではなくて、簡明な答弁ということも議長は執行部に対して言っているんだから、ただしり切れトンボのような答弁でもっていいものかといったらそういうものじゃないし、議長の責任において簡明な答弁をさせるのが当たり前の話。まだ、私が過剰な行き過ぎた質問をしているんならばどんどん注意してもらって、また、議員各位が私が質問しているときに不適切な発言、やじ的な不適切な発言あったらば、きちんとこれ答弁をさせていただきたい。まず、ご忠告を申し上げまして、質問に入りたいと思います。

1番目の農業施策についてと。

遊休荒廃農地の対策はいかに。集積化による利用はということで、これ圓城寺議員のほうからも質問ありました。そういう中で、地域の担い手協議会、あるいは土地改良事務所、あとはJAでというようなことですが、これを動くのには、やはり予算措置しなくてはならない。その財源はどこから充てるのか。これは時間的には余裕は十分あったんですから、担当部長じゃなくて、市長をお願いします。

農振農用地の保全と見直しについて。

これ、農振農用地の図面なんか見れば、本当にもう少しきちんとした見直しをすべきではないのかなという点が多々あるわけです。そういう中で、農振農用地を無断転用している者もあるわけです。そういう者もどういうふうに指導していかなくてはならないか、これ、私も農業委員の1人、議会から3人行っています。5月26日の農業委員会でもって、その他の案件でもって私は質問しました、それは農業委員として。現況調査を私も5月にやりまして、私の知る範囲でもってこことこことこが農振農用地転用違反だよと案内してやりました。こういう農振農用地の保全をどうしていかなくてはならないのか。あと、見直しについてお伺いします。

次に、付加価値をつける農業経営の指導はということで、これ坪井市長は農産物加工においては、もう長年携わっているわけでございまして、農産物の付加価値をつける方法については、超ベテランに私は見受けます。そういう中で、付加価値をつけて売る方法もあるだろうし、あとそのまま農作物を販売する方法もあるだろうし、どのように農家の人たちに指導したらいいのかお伺いしたいと思います。

農地の違法転用と指導について。

先ほども農振農用地の保全と見直しについてと同様なことなんですが、具体的に申し上げます。

これ、かすみがうら市の根当というところがね、2240-2、240-3、240-5、211-1、さらに942-5、942-2、940-3。この点について農業委員会でも何回も私は農業委員会として指導しろと言っておりましたが、一向にこの点について指導しない。さきの委員会で農業委員局長は、パトロールによってそういうものを指導していきたいというようなことなんですが、現況を私は見せているんですよ。私、農業委員として、委員会でもって指摘しているんだから、委員会でとりまとめて・・・すればいいんです、別にその場所でなくても。市長として、これどういう指導されているのかお伺いしたい。

都市計画の見直し。市による活性化は望めないかと。活力あるまちづくりは大規模な見直しが必要と思うが、その考えについてと、お伺いします。

これ、3.3となっているけれども、第1回定例会でもって土木予算がすべて議会で執行部の提案どおり議決されたわけでございます。それが、国・県の補助金が大分カットされた。その内容については、私も資料を持っていますので、市道㊦の8459号の加茂戸崎線、市道㊦6-0006号の新治野寺線、これが約1億500万くらいの補助要望があるのですが、実際に内示されたのが4246万円。市道㊦7096号線、深谷下郷地内線、㊦7133号の深谷松本線、これは内示額ゼロでございます。なぜこういう結果になったかお伺いします。

道路予算の使途について問題はないかというようなことで、これはマルツボ加工センターの入り口です。そこ55平米舗装されていると。ところが、その下が2筆あるんですが、農振農用地。いろいろ聞いてみれば、具体的には申し上げませんが、どうも権限がそこで行使されたというような話も聞いているわけでございますが、実際どういうことなのかお伺いしたいと思います。

次に、すべての公共工事は事業課設置でと。現行では、公共工事は関係課において対応しているが、事業課を設置、対応すべきと考えるが、その考えはということで、予算を持っている各課でもって事業を起こしているわけでございます。しかしながら、合併当時、専門家を選任して置けるというような大変うたい文句でもって合併したわけでございます。いざふたをあけてここまで来た中を見ますと、まず専門家といってもずぶの素人が対応しているという部署も多い。そういう中で、事業課を1つにまとめて、やはり知識のある職員をそこへ一堂に会して事業をこなすということが、安価な工事でいい仕事ができると思うんです。この点についてお伺いしたいと思います。

環境問題の取り組みについてということで、CO₂削減は国策であり、市の今後の取り組みについてと。これは古橋議員のほうからも質問しておりましたが、私ちょっとこう聞いていて、最初は15%の目標というのが、何だか15%削減したというような方向に方向転換されているんですが、じゃ実際に新治広域の焼却ゴムのごみがどのくらい減っているのか。簡単に考えれば全体の15%減れば、15%と読みかえることができるんですが。私は新治広域の組合議員でもあります。ここに議長さんもおられます。この15%削減されたかされないのか、ちょっと私わからないんですが、この15%の削減をしたとしたならば、どういう方策でもってされたのか、具体的にお伺いしたいと思います。

なお、市長の後援会のリーフレットを見れば、人にやさしいエコ社会の形成、循環型社会を促進するため努力してまいりますというような文言も入っているわけございまして、この点について、今後の方策、簡明な答弁をお願いしたいと思います。

この点について、もう一つ。この15%が削減したかどうかは私はわかりませんが、これから15%削減するというのであれば、その予算の根拠となる財源はどこから持ってくるのか、具体的にお伺いしたいと思います。

次に、つくばファームのその後。これどうなっているか、具体的に。

下水道無断宅内工事、受益者負担金の猶予について。

無断宅内工事による発見後の対応は。課長決裁というのが市の決裁規定で処理できるものなのかということでございます。

前下水道課長は、この負担金については課長決裁だということでした。しかし、これは無断接続なんですから、課長決裁でいいものか。実際どういうふうな決裁したのか。これも具体的に答弁願いたい。さらにこの宅内配管がどのくらいの数上っているのか。どうも委員会、議会のたびに数字が変わってきている。ちょうどこの問題が発覚して1年ですから。この点についてお伺いします。

次に、受益者負担金の猶予。昭和62年ごろから今日まで何カ所ぐらいあるか。また関係資料はないんだというようなことまで、このないというのは、要するに受益者が負担金の猶予申請をしまして、その決定通知を出しているわけですね。その決定通知の資料がない。これおかしな話なんですよ。この資料の管理はどういうふうにするのか。これ旧霞ヶ浦で農業委員会の関係でもって、農業委員会の転用の許可申請が全部なくなってしまった。どこに行ったかわからないというようなことがあったんです。ところが合併して、始末書、これは農業委員長も議員から出ている農業委員も確認しているわけです。それがその始末書もどこに行ったかわからない、いまだに。そういう紛失した資料、管理体制がどうなっているか。紛失したものについて、その後の対応をどういうふうにしたのかお伺いしたいと思います。

人事について。人事は適材適所というが、保身第一、能力不足管理職がいるやにも思うが、市長の職員教育は。これ、総務部長といろいろ問題になる職員、あるいは課について、話もしています。だからほとんど総務部長はわかっていると思いますので、お伺いしたいと思います。

政務調査費の用途について。政務調査費交付取消しとその返還措置請求事件について。関係者、政務調査費返還するやに聞いているが、なぜそのようなことになったのかお伺いしたいと。

この件については、裁判になりまして、最高裁判所のほうから高裁のほうに差し戻しされています。こういうことが書いてあるんです。上告人の上記主張に係る事実や存否や上記の特段の事情の有無について、十分に審議することなく、単に本件物品の品名を認定し、上記のような本件回答を参酌するだけで、直ちに本件各支出は本件用途基準に反するものとはいえないと原審の判断には、判決には及ぶことが明らかな法令の違反があるというべきであるというような、これ原告が主張したものなんです。この点について、その後についてとなぜこういう問題が発生したのかお伺いしたい。

次に、政務調査費の用途について、差別があるが監査委員としてその実態を知っておられるか。また、指導はされたか。これは前から私言っているわけでございます。去年、おととの政務調査費でもってその中にプリンターのインク、それに新聞の購読料も出しました。そのほかにも出しましたけれども、新聞の購読料だけでほかはだめだということで、では新聞購読料は私、政務調査をするための購読料ではないから、全額返還しますと、これ返還しました。ところが、今年の

政務調査費、プリンターのインクもこれ認められているんです。だから、認める、認めない、どこが判断基準なのか。これ監査委員にお伺いします。

市の防災計画の取り組みについて。このところマスコミ等で火災による死亡事故が多い。特に2階に多く、市の防災対策はというようなことでございますが、たまたま私、家は2階づくりではないので、引っ越しに行ったところ、1階が火災になったときには、まず2階の人がほとんど出られないようなことになっている。それが、やはり火災による死亡事故につながっているのではないのかなど、私は思います。そういう、2階からの脱出方法をかすみがうら市として考えて、市民の安全と生命を守ると。財産と生命を守るというようなことでこう必要なのかなと私は思うわけでございますが、この点についてお伺いします。

市長の関係する企業の数筆の農転違反について。農振農用地転用違反、9筆のその後について。建築確認農地転用申請に虚偽はなかったか、課税はされていると。お伺いします。

効率のよい行政運営について。

委託契約について。委託契約、これ大分契約の方法が変わりましているわけです。これ、4月1日からなのか、いつか私はまだ確認はとっておりませんが、委託契約は非常に問題点も多いわけです。新治広域の持ち込むごみ収集車の関係、あれは長年全部随意契約なんです。それで1社が約45%ぐらい請け負っているわけです。私は何回も広域でも話しましたが、その1社がたまたま大塚団地でもって、その車の後をついて行ったところ、今からここでごみを積むんだから向こうを回れというわけです。私、どけとも何とも言わないです。だまって待っていたんです。それ2回あったんです。衛生車は農集排のマンホールに流してしまった例も。これはそこに働いている社員が言うんだから間違いはないです。あるいは粗大ごみを公然と収集したごみにまぜて広域へ持っていった、こういう事例もあるんです。やはりここで競争されればそういうことはないわけで、その委託契約についてお伺いします。

少ない予算で最大の行政運営をすべきで、実際はどうかと。

次に、会計課の支出は担当部署より支出伝票により支出する。内容の精査はしないということについて。22年4月23日、会計責任者と私話しました。政務調査費の支出は議会事務局より収支報告書により事務処理をするだけで、内容の精査はしないという。監査委員の所見は。

内容を精査しないで支出するというんです。これは物理的には難しいかもしれないけれども、内容を精査しないで支出するというのは、会計責任者としての責任放棄ですよ。これはっきり申し上げたいから見出しに出したわけですから。

次に、霞ヶ浦新庁舎出入り口に右折、左折ラインをと。霞ヶ浦庁舎出入り口に右折、左折ラインを設けるべきと、市長の考えはと。

玉造へ行けばカインズホーム、ベイシア、国道左折、右折ラインがついているんです。そこで、何である道路をつくるとき、あの新庁舎をつくるときにそういう発想が浮かばないのか。大概は考えるべきです。新庁舎のあの建設地のあの真ん前で追突事故を起こしているんです。工事関係者ではないですが、この点について、まず第1回目質問します。

○議長（桂木庸雄君）

これより昼食休憩に入ります。

再開は午後1時30分からといたします。

休 憩 午前 11 時 49 分

再 開 午後 1 時 31 分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

栗山議員の質問にお答えをいたします。

1 点目の市の農業施策につきましての 1 点の 1 番から 3 番、遊休荒廃農地の対策、農振農用地の保全と見直し、付加価値をつける農業経営の指導等につきましては環境経済部長からの答弁とさせていただきます。1 点目の 4 番、農地の違法転用と指導につきましては農業委員会事務局長からの答弁とさせていただきます。

2 点目の都市計画の見直しによる活力あるまちづくりにつきましてお答えをいたします。

都市計画につきましては、ご案内のように合併を機に本市の一体的な都市づくりを進めるため、新市の将来都市像を明確化し、土地利用、都市整備の総合的な指針となります都市計画マスタープランを策定したところでございます。

都市づくりは、長期的な視野のもとに進めていくことが必要でありますので、都市計画マスタープランの目標は、20年後の都市像となっております。

しかし、社会情勢の変化や都市の抱える課題の変化などによりまして、計画の内容が実態と乖離していくことも想定されますので、都市計画の見直しにつきましては、原則として5年ごととなっております。新たな課題に対しましては、茨城県の土浦・阿見都市計画区域マスタープランや市の総合計画との整合性を図りながら、計画の見直しを行い、活力あるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

3 点目の 3 月定例会の議決後の国・県補助金のカット、4 点目の道路予算の使途に問題はないか等につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

5 点目のすべての公共工事は事業課設置でにつきましてお答えをいたします。

公共工事につきましては、都市計画の立案から工事の発注、施工管理までの一連の事務を各工事を所管する担当部署において実施しているのが現状でございます。

ご提案いただきました事業課の設置につきましては、専門職を配置することによりまして、高いレベルでの集中管理・監督ができるというメリットも多分にあるかと思いますが、あらゆる部門の工事を執行することになりますので、高い技術力や専門的な経験、あるいはそれに相当する人員の配置が必要になってまいります。また、この部分を一連の事務の中から乖離することになりますので、工事に至るまでの背景や経過、あるいは工事完了後の維持管理との関連も難しくなることも考えられます。

ご提案いただきました事業課の設置につきましては、適正施工、適正管理ができるよう、先進の事例などを参考にしながら今後研究をしてまいりたいと考えております。

6点目の環境問題の取り組み、7点目の下水道無断宅内工事、受益者負担の猶予につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

8点目の人事につきましてお答えいたします。

人事につきましては、これまでも答弁をしておりますが、適材適所の配置に努めているところであり、職場内外の研修等によりまして、実務の習得や服務規律の確保、また朝礼等を活用しての職員の意識啓発に取り組んでいるところでございます。

詳細につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

9点目の①政務調査費交付取り消しとその返還措置請求事件につきましてお答えをいたします。

ご質問の件につきましては、本年3月に最高裁判所から東京高等裁判所に差し戻すとの判決があったところでございます。この判決を受けまして、訴訟代理人から関係者に対しまして、これまでの経緯等について説明がありました。関係者からは、この判決を真摯に受けとめ、みずからの意思で政務調査費を市に返還したものでございます。

10点目の市の防災計画の取り組みにつきましては、消防長からの答弁とさせていただきます。

11点目の質問につきましては、昨年第4回の定例会の中で答弁したとおり、県の担当課の指導をいただきながら制度の改善に向けて進めているところでございます。

次の課税の関係につきましては、市民部長からの答弁とさせていただきます。

12点目の効率のよい行政運営につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

13点目の会計課からの支出関連のご質問につきましては、代表監査委員からの答弁とさせていただきます。

14点目の霞ヶ浦新庁舎出入り口に右折、左折ラインをとのご質問につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○18番（栗山千勝君）

議長、市長に答弁求めて、時間的余裕あるんだから、こん中のところは何で市長が答弁しないの。おかしいんじゃないの。

○議長（桂木庸雄君）

極力そういうような方向で。でも答弁については、執行部のほうの判断ですので、こちらから。

○18番（栗山千勝君）

違うでしょうよ。今のところは市長がわからないじゃないでしょうか。詳細については部長でいいですよ。基本的には議長がああ議会のシステムというのは市長1人いればいいということなんですよ。

○議長（桂木庸雄君）

そういうことですので、ご理解いただきたいと思います。

○18番（栗山千勝君）

それでは簡明な答弁なんてこと言えないんじゃないの。回答できるでしょう、市長は。

○議長（桂木庸雄君）

代表監査委員 板屋 毅君。

[代表監査委員 板屋 毅君登壇]

○代表監査委員（板屋 毅君）

栗山議員の質問にお答えいたします。

9点目1番の政務調査費交付取り消しとその返還措置請求事件についてお答えいたします。

ご質問にあります事件においては、本年の3月最高裁判所において、東京高等裁判所に差し戻すとの判決があったところであります。

この判決を受けまして、訴訟代理人から関係者らにこれまでの訴訟の経緯と今後の見通しについて説明を申し上げたいとの理由から説明会を開催されました。これらを踏まえ、関係人がこの判決を真摯に受けとめ、みずからの意思で政務調査費を市に返還しているものであります。

ご承知のように、政務調査費については、詳細なガイドラインを示されておられず、それから一般的な使途基準に基づき、議員各位の説明責任を基本とし、執行してきた経過がございます。一方、時代の推移とともに、領収書の添付や報告書の義務づけなど説明責任を果たすための書類の添付が求められる一方、全国各自治体においては、住民監査請求や住民訴訟が行われているというのが実情であります。

したがって、時代の推移とそれから各裁判所の判事判例を踏まえ、監査職務を遂行してまいりたいと考えております。

それから、9点目の2番の政務調査費の使途の実態に対する認識と指導についてお答えいたします。

ご指摘の件につきましては、一般質問の通告があったことを踏まえまして、5月21日にヒアリングを実施して、平成20年度の収支報告書はゼロ円であったことを確認いたしました。ご承知のように、収支報告書は議員個々の意思に基づきまして作成しているものであります。したがって、この収支報告書の審査においては、不利益・不平等な扱いはなかったものと判断いたします。

さらには、収支報告書の審査に当たっては、引き続き条例、規則、それから各種の裁判の判例等を踏まえまして、審査に当たるよう指導したところであります。

また、個々の判断につきましては、それぞれの事案や内容が異なることから、この場での回答は差し控えたいと考えますので、ご理解願います。

最後に、13点目の会計課の支出は担当部署よりの支出伝票により支出する。内容の精査はしないということについてお答えいたします。

本件につきましても、5月21日にヒアリングを実施し、政務調査費の執行額がゼロ円であったことを収支報告書において確認いたしました。さらには、収支報告における前段の内容については、審査は行わない旨の回答を得ております。

したがって、監査委員といたしましては、会計管理者は、政務調査費の収支報告書として提出されたものについては、審査すべき裁量権はあるが、その前段までの内容については、審査の対象内容ではないものと判断いたします。

以上で答弁を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝経君。

[環境経済部長 山口勝経君登壇]

○環境経済部長（山口勝経君）

1点目の1番の遊休農地荒廃地の対策はいかに。集積化による利用につきましてお答え申し上げます。

耕作放棄地については、これまで各議員の皆様からご質問をいただいているところでございます。一昨年度末の農業委員会での耕作放棄地の現況調査では317ヘクタールだったものが、昨年度末には337ヘクタールと、1年間でおおよそ20ヘクタール増加しているのが現状でございます。また、そのうち4.7ヘクタールの改善が見られているのも現状でございます。

借り受けて耕作するものについては、土地の状況にもよりますが、一定規模以上の一団の土地となっていることが望ましいことと思います。しかしながら、昨年度は耕作放棄地の多く見られる地区において、地権者の意向調査を実施いたしましたところ、貸しても差し支えないとする意見が少なかった状況にあります。

集積による方法といたしましては、本年度から施行されます農地利用調整活動支援事業を活用し、農地の集積に努めていきたいと考えております。

また、財源、補助事業、補助率等につきましては、国庫補助が2分の1、県補助が定額でございます1万5000円。それから、市でございますが4分の1となっております。ただ、その事業、例えば再生事業、土地改良事業、営農定着事業等に分かれておりますが、その事業によって、若干補助額、補助率等が変わってきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、1点目の2番でございます。農振農用地の保全と見直しにつきましてお答え申し上げます。

農業振興地域の保全と見直しについてでございますが、現在の状況は、農業振興地域整備計画の随時変更を行ってまいっております。今後は、市全体の基盤整備の状況、あるいは将来の土地利用を勘案しまして、優良農地確保と効率的な活用を考慮しながら、農業の活性化を図りつつ、産業面も視野に入れ、市全体のバランスも考慮し、見直すべきところもあることと感じているところでございます。

続きまして、1点目の3番、付加価値をつける農業経営の指導につきましてお答えいたします。

これまで農業再生が必要だとして、生産から加工・販売に至る六次産業を提唱しております。生産の段階においては、引き続きエコファーマー等の取り組みの支援や農薬の適正使用、指導を行い、消費者から信頼される産地づくりを推進してまいります。

加工販売につきましては、現在生産されている農作物を加工して販売することが、まずは第一と考えております。特に、全国的なシェアを有するレンコンにつきましては、安定した販売ができると見受けられ、数多くの加工品をJA等の直売所で販売されています。また、果樹や野菜など多種にわたる作物が生産されていることから、それらのものを加工販売することも考えられるわけでございます。

農業経営の指導については、農協や普及センター等の指導が最良ですが、他の市町村や他の県で成功している例なども研修することも特に必要だと考えております。

さらに、6点目の環境問題の取り組みについてお答えいたします。

現在、本市では、市役所内部だけではなく、市民や企業と連携しながら地球温暖化防止に取り組むため、レジ袋の削減や無料配布の中止、またエコバッグの普及拡大を図るなど、地域における環境対策について、実践しているところでございます。

今後につきましては、平成23年度に改定を計画している温暖化対策実行計画には、これらの国の目標について、参考にしてまいりたいと考えております。

冒頭の15%の削減、あるいはその理由、あるいは具体策についてお答え申し上げます。

15%の削減につきましては、かすみがうら市役所で取り組んだその結果が15%の削減の実績が出たということでございます。

1 事業所の削減の実績でございます。それから、具体策といたしましては、かすみがうら市役所内部での取り組みでございますが、照明器具点灯時間を短くするというところでございます。それから自動車につきましては、ふんわりアクセルスタート、5秒間20キロで走行をするということでございます。また、エアコンにつきましては、冷房室温設定28度、暖房室温設定20度、フィルターを月に2回程度掃除するというようなことでございます。

パソコン、あるいは電気ポット、コピー用紙の両面使用とするというようなこともございます。等々やった結果が15%の削減を見たということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

さらに、つくばファームにつきましてお答えいたします。

鶏ふんからの悪臭に対する抜本的対策としまして、農水省の補助を受け、家畜ふん尿を生かしたバイオマス利活用施設を設置し、3月に本稼働をいたしました。5月2日の日本農業新聞にも掲載され、この施設は下水処理汚泥の燃焼技術を応用したもので、コンピューター制御で24時間稼働、1日最大96トンの鶏ふんを処理し、約10トンの鶏ふん灰を製造します。燃焼炉は高温で熱した砂を光熱の空気で流動させ、その中に一定間隔で鶏ふんを入れ、攪拌、乾燥、燃焼を短時間で行う仕組みで、燃やす温度は800度と高温でございます。

[発言する者あり]

○環境経済部長（山口勝徑君）

それでは、今後につきましては、地元住民の皆さんや関係者の皆さんで施設見学をしまして、稼働状況を確認してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

農業委員会事務局長 中島邦之君。

[農業委員会事務局長 中島邦之君登壇]

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

栗山議員さんの1点目、市の農業施策について、4の農地の違法転用と指導についてお答えします。

農業委員会は農地法の遵守について、毎年広報誌などで啓発を行っております。一方、毎年期間を定め、農業委員3名と事務局とで農地パトロールを行っております。あわせて関係機関、県、市と連携し、対応しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

[土木部長 松澤徳三君登壇]

○土木部長（松澤徳三君）

栗山議員さんご質問の3点目でございます。

3月定例会議決後の国・県補助金カットにつきましてお答えをいたします。

3月定例会において議決をいただいた市道整備事業予算につきましては、平成21年6月24日の概算要望さらにヒアリング、平成21年11月6日の本要望さらにヒアリングを踏まえ、予算措置をしたものでございます。

しかし、議員さんの質問の中にもございましたように、現在も補助金等の内定状況につきましては、県単補助であります安全快適なみち緊急整備事業、これの2路線、これらについては、要望事業費5000万、補助額1265万円に対しまして、内定はございませんでした。また、国庫補助であります社会資本整備総合交付金事業、これも3路線につきましては、要望事業費2億4711万円に対しまして、内定事業費7720万円。国費が4246万円の内定と大変厳しいものとなっております。

そこで、環境センター連絡道でございます⑦8459号線につきましては、地域再生を支援するため、農林業等の振興や都市・物流拠点等との交流促進を目的とした国補事業である道整備交付金事業へ振りかえをすべく事務手続等に着手をしたところでございます。

また、安全快適なみち緊急整備事業につきましては、内示後、数回要請を行ってきたところでございますが、難しいということでありました。しかし、日常生活における安全性の確保や利便性の向上等、整備の必要性が高いことなどを勘案し、道路事業全体の見直しを行いまして、早急に整備をしていきたいというふうに考えております。

今後とも、道路整備を効果的に進めるためには、補助金が不可欠でありますので、引き続き要望をしまいたいと考えますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、4点目、道路予算の使途に問題がなかったかというご質問にお答えをいたします。

ご指摘の箇所につきましては、市道⑦7号線の道路改良工事に伴い、既設の長尺U字溝を20センチメートルかさ上げをし、布設がえをしたことにより、段差が生じたため、55平方メートルのすりつけ舗装工事を当初設計に組み入れて実施をしたところでございます。

安全かつ円滑な通行を確保したものでありますので、問題はないと考えております。ご理解を賜りたいと存じます。

次に、7点目1番の下水道無断宅内工事についてお答えをいたします。

無断宅内工事につきましては、これまでも何度かご質問をいただいておりますが、発見後の対応につきましては、市の下水道条例第5条及び第29条で定められているところでございますが、無断宅内工事につきましては、市の指定を受けていない市外あるいは県外の設備業者が施工をしたケース、さらに資格のない個人等が施工したケース等がございます。特定ができれば、始末書等を提出をさせているのが現状でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、課長の決裁についてのご質問でございますが、平成21年の定例会でもご答弁を申し上げたとおり、決裁につきましては、市の事務決裁規程に基づき進めているところでございます。

事案の内容や状況等によっては、上司への報告、あるいは相談が必要になると考えられますので、規程にとらわれず協議、検討をするよう、さらに周知を図りたいと考えますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2番の受益者負担金の猶予についてお答えをいたします。

千代田地区の公共下水道地区における猶予につきましては、これまでも何度かお答えを申し

上げているところでございますが、猶予申請の内容を調査するようしてまいったところでございます。その中での数字が出てまいりましたので、ご報告をさせていただきますと、内容としては、面積が2,228.5ヘクタール、約2,411筆となっております。なお、当時の猶予の解除をした件数でございまして、現在までに894件、53ヘクタールとなっております。

また、当時猶予した土地へ公共ますの設置を行った筆数、個数につきましては、現在特定する作業を行っているところでございますので、重ねてご理解をお願いいたします。

次に、関係資料についてでございますが、市のファイリングシステムや当時の担当者からの聞き取り調査を行ってまいったわけでございます。現在、発見ができておりません。引き続き今後も調査をしてまいりたいと考えますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

○総務部長（山中修一君）

栗山議員の質問にお答えをいたします。

8点目の人事についてであります。職員教育につきましては、ただいま市長から答弁がありましたように、職員研修や組織内の訓示等を柱として行っているところでございます。

管理職の役割としては、職場の雰囲気づくりをし、また、職員の能力を高めるよう指導育成を行うとともに、職員の健康管理に努めることなどがあると考えられます。これらについて、管理職一人一人が自覚を持って職務に当たることが、大変重要であるというふうに考えております。

また、本年度から主任、係長、課長さんへの任用については、昇任試験を導入し、チャレンジ精神や士気の高揚を図るとともに、管理職への登用に当たっては、部下の人材育成や組織運営など管理監督者として役割を主眼に実施し、組織の活性化を図りたいというふうに考えております。

次に、12点目の効率のよい行政運営についてお答えをいたします。

ご質問の内容は、ある一定の業務の遂行を第三者に委託する契約とされる委託契約の中の1つであります随意契約の手法と随意契約による効果かと思えます。

ご承知のとおり随意契約につきましては、契約業務遂行に関し、より一層の適正化が求められているところでございます。地方自治法及び市の財務規則に定められた事項に該当する場合に限り、契約が認められているものでございます。また、これらの随意契約の流れとしては、主管課におきまして伺い書によりまして見積書、さらには随意契約の理由書等を添付し、決裁を受けた後に、契約担当課へ契約依頼が送達される手続をするものでございます。

次に、その効果についてお答えをいたします。

随契によりますと、競争入札による手間を省きまして、特定の資産、信用、能力等のある相手を任意に選定できるため、契約事務上の負担を軽減し、行政事務の効率化と事業完了の時間的削減に寄与されるなどの効果が図られ、ひいては最少の予算で行政運営がされていることになるというふうに思っております。

続きまして、14点目の霞ヶ浦新庁舎の出入り口の関係でございますが、市道㊦2644号線から庁舎に進入する車両による右折レーンの設置の必要性ということでございますが、これまでも栗

山議員さんからのご質問を初め、総務常任委員会などからご指摘をいただいております。庁舎を利用する方の交通安全、危険の解消等を図ることから、現地の調査を行った上で、関係する警察とか土木になると思いますが、そういう関係機関との協議を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

○消防長（井坂沢守君）

栗山議員さんのご質問10点目の市の防災計画の取り組みにつきましてお答えいたします。

昨今、テレビや新聞などで火災の際の逃げおくれにより、悲惨な報道が多く目につくところでございます。本市においては、平成21年中の火災件数が25件でありました。そのうち、建物火災、住宅火災が12件、負傷者7名で死者はありませんでした。

市消防の火災による死亡事故対策といたしまして、国が積極的に進めています住宅用火災警報器の設置促進であります。平成16年の消防法改正により、一戸建て住宅やアパート、マンションなどに住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。新築住宅につきましては、既に平成18年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務化されています。本市の既存住宅につきましては、市の火災予防条例により、平成23年6月1日から設置義務化となります。

住宅火災では、特に就寝中の火災発生に気づきにくく、逃げおくれしてしまう可能性が高くなりますので、火災を早期に発見することが死亡事故をなくす最良の手段と考えております。住宅用火災警報器を設置することで、万が一火災が起きても、早期発見と避難が可能になります。

そのようなことから、全世帯に早期に住宅用火災警報器を設置していただき、悲惨な火災事故が発生しないよう、広報及び設置促進活動を実施しているところであります。

なお、2階からの脱出方法につきましては、ベランダ等に脱出用ロープやはしご等を設置しておく方法がありますが、住宅用火災警報器を設置していただき、早期発見、早期避難をしていただきたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

市民部長 川島祐司君。

[市民部長 川島祐司君登壇]

○市民部長（川島祐司君）

栗山議員の質問中、11点目3番の課税はされていたかというご質問にお答え申し上げます。

土地に対する課税につきましては、所有権を有する権利者ごとに登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日の現況の地目により地目別に定められた価格に基づき評価し、課税をしております。

本市においては、平成22年1月1日現在、課税をすべき筆数が全体で約10万4000筆あり、全筆の現況確認は、実務上困難であることから、その把握等につきましては、土地の異動に係る法務局からの通知、各種の申請や届け出等によるところが実情であります。なお、その課税内容に誤

り等があった場合には、税額更正により対応しているところであります。
今後とも適正課税に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
以上です。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

答弁漏れないのか。

○議長（桂木庸雄君）

漏れている。

[栗山議員「答弁漏れだよ」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時10分

再 開 午後 2時16分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

順番異なりますが、そういうことで承願したいと思います。

間違ってもこれで終わりますなんて言わないでください、議長。何回も言うかもしれないけれども、私、市長に質問しているんだから、詳細については部長でいいかもしれないけれども、大まかなことは市長が答弁するのは当たり前の話だから、そこらのところ議長、きちんと簡明な答弁をしろと言っているんだから、そこきちんとしてくださいよ。

13番の監査委員の関係ですが、監査委員は私がゼロ円の報告というようなことで申し上げましたが、確かにゼロ円を出しております。それはどういうことかということ、持っていた資料を職員の乾に全部精査してもらって、新聞の購読料はいいと、あとはだめですよというからゼロ円で報告しているんです。監査委員はこの資料を、私の見ているか見ていないか、私わからないけれども、担当者から新聞購読料はよしの判断をされましたがというようなことで、あとはだめだというんです。この資料これ事務局に残っているんですよ。だめだということならこれ残さない。新聞購読はさっき申し上げたように、私は政務調査をするために新聞をとっているんじゃないからこれもご辞退申し上げますと。事務局が精査してだめなものは、これ収支報告出せないじゃない。監査委員はきちんとこういうことまで精査しているのかどうかお伺いします。

○議長（桂木庸雄君）

代表監査委員 板屋 毅君。

○代表監査委員（板屋 毅君）

5月21日にヒアリングを実施して、そのときその書類等も内容もある程度見ております。その中で、一応収支報告書がゼロ円であったということです。それらにつきまして、その中で、そう

いう特別に差別とかそういうことはなかったなというふうに、私自身は感じております。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

議長よ、プリンターのインクが、これおれは認めないのがあったわけだね。これ事務局が精査したんですよ。だめだというのはこれ出せないじゃない。ことしはいいというんだよ。だから監査委員に私聞いているんですよ。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

議長よく聞いてください。事務局が精査してだめだというものは、私は収支報告出せますか。議長、公金使うんですよ。事務局がだめだというものは出せないでしょうこれ。事務局が精査しているんですよ。だから私はゼロ円でこれ出しているんですよ。18番、18番というけど、監査委員にきちんとした簡明な答弁させてくださいよ。

○議長（桂木庸雄君）

議会事務局長 土渡良一君。

[栗山議員「議会事務局に聞いているんじゃないでしょう。監査委員に聞いているんでしょう」と呼ぶ]

○議会事務局長（土渡良一君）

監査委員さんのほうへのご質疑でございますが、補足的な説明ということで、私のほうからご説明いたしたいと思っております。経過等も踏まえまして、ちょっとご説明したいと思っております。

ご指摘の件につきましては、去る平成21年度の某議員さんの収支報告書の中でのパソコンのインク代等々との比較と、あと栗山議員さんの20年度のインク代等のことで差があるということでのご指摘ということかと思っております。

これにつきましては、確かに書類等の審査等のお話ございましたが、具体的には対象内外になる等の協議には至らなかったのが実態であると思っております。

このことにつきましては、先ほど監査委員さんからご説明ありましたように5月21日にヒアリングが実施されまして、私のほうも事務局としても実態等のご報告をさせていただいております。

その中で、監査委員さんからもお話があったように、収支報告書の原則は議員さん個々の意思に基づいて作成しているということもございますので、それらについてもご報告をした次第でございます。

また、あわせまして監査委員さんのほうからは、さらに引き続き、審査に当たっては、条例規則、さらには各種判例等を踏まえ、審査に当たるよう指導を受けたところでございます。

これが経過でございますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

個々の意思と言っているけどね、私はそうじゃないです。事務局がだめだからと言っているの。

事務局がだめなもの、何もおれはプリンターのインクが欲しくて言っているんじゃないですよ。今年度の政務調査にしたって、私は茨城県知事、国交省の前原大臣、あの人にいろいろ調査したいから、議長から文書で依頼してくれと、これ事務局長にお願いしたんです。それなぜかと言えば、議長から依頼書出さなければ、政務調査費が使えないというような話なんです。一向にやらないんです。なら茨城県知事に行き会うのにね何も議長を通さなくたって会えば会えます。前原さんだって会えます。だけど議長を通してというから。ことによって議長を通したって、先がないなんて事例もあるでしょう。もっときちんとしてくださいよ。監査委員だっておかしいでしょう、これ。だれが考えたって。乾がだめだって言うから俺はゼロで出したんですよ。それでゼロ円だゼロ円だって言うけれども、ゼロ円になるのは当たり前でしょうがな。そんなことをやっているから変な支出になっちゃうんですよ。もうこの点幾らやっても同じだから、次に移りますわ。

1番の1番の関係で、予算措置の財源、きちんと出してもらえないかお伺いします。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

先ほど答弁申し上げましたように、耕作放棄地再生利用緊急対策事業ということで、国・県・市がそれぞれ予算化されてございます。再生事業につきましては、軽度、重度と分かれてございまして、軽度では、軽度というのは刈り払い機で草を刈って、トラクターでロータリーをかければ、農地として復元できるという程度の遊休農地。さらに重度といたしますのは、樹木が出ていまして、それでそれを倒抜しまして、重機で抜根するというようなところのようでございます。

国につきましては、軽度につきましては3万円、それから県につきましては1万5000円、市につきましても1万5000円、合計で6万円。さらに重度でございますが、国につきましては5万円、県につきましては1万5000円、市につきましても2万5000円、合わせまして9万円でございます。

さらに、予算化でございますが、かすみがうら市の予算書でございますが、遊休農地対策事業補助金ということで、232万5000円を計上してございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

その件については、今答弁したのは私はわかるんです。要するに、先ほどこの問題についても質問された方に地域担い手協議会、土地改良区、あとJAに対して、これ人を使ってこういう事業をやるわけですから、そういうところの補助金とか助成金とか、そういうものをどうするんだと。人を同じ人数でもってこういう事業を進めていったって、決して前に進まない。個々の農家がこういうことをやるのか、補助金についてはわかります。ただ、窓口になるところの補助とか助成とかどうなっているのかお伺いします。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

ご答弁申し上げます。

私のほうの説明下手もあるかなと思いますが、遊休農地対策事業と集積事業、これは全く別でございまして、ただいま申し上げました耕作放棄地の再生利用緊急対策事業ということで申し上げましたが、これにつきましては、遊休農地対策事業でございます。また、農地集積事業でございますが、これは1番目の圓城寺議員さんのほうからご質問がありました農地利用集積事業でございます。それにつきましては、農地利用集積円滑化団体、農協、あるいは担い手、市町村が事業主体になりまして、国のほうから、10アール当たり貸借関係が成立すれば2万円が交付されるということでございます。

これは、国・県それから市を通しませんで、事業主体のほうに直接2万円が交付されます。また、2万円の使い道につきましては、先ほど申し上げましたように、貸借関係の地代に全部、あるいは遊休農地を面的に利用するための調査関係の費用、その他集積関係を進めるための事業費に使えるということでございますので、全く集積の事業と遊休農地の対策事業は別でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

1番目の4番について、もう少し具体的に答弁願いたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

お答え申し上げます。

ちょっと聞き取れなかった面もありますが、耕作放棄地の再生利用緊急対策事業……違いますか。

[発言する者あり]

○環境経済部長（山口勝徑君）

そうですか。

[発言する者あり]

○環境経済部長（山口勝徑君）

大変失礼しました。

○議長（桂木庸雄君）

農業委員会事務局長 中島邦之君。

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

先ほど番地のご指摘がありました。個人情報の関係もございまして、この場での答えは差し控えていただきたいと思います。後ほど遵守をお願いし、また、関係機関、県、市と連携し、対応してまいりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

あのですね局長、これ農業委員会でどういう答弁しているの。個人情報とか何とかとって、農業委員会で個人情報もへったくれもないですよ。個人情報なんてやったら議会なんかならないでしょう、何も。違法転用は違反転用であなたも見ているでしょうがな。農業委員会できちんと指導していれば、何もおれは一般質問なんか入れないですよ。前の局長にも話している、きちんと指導したほうがいいんじゃないかと。一向に聞く耳持たない。現況であなたは見ているでしょうがな、ちゃんと答弁してください。

○議長（桂木庸雄君）

農業委員会事務局長 中島邦之君。

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

農業委員会として、先ほどご指導という言葉もありましたので、次回農業委員会総会においてご報告またはお諮りしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

[発言する者あり]

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

これ、はっきり市長の土地ですよ。だけど何筆かは、あの農振農用地については、手続を踏んで今告示行為終わったところです。もうすべて終わって農業委員会へ提出されると思います。そういうことを何でここでこういう経過だということと言えないの。農振外すのはこれ産業経済のほうです。我々農業委員会はこういう物件があって、ほかから指摘されて、市長のどうなんだと言われた場合には、何とも言えないでしょう。ただそれだけの話でしょう。3回というからまず終わりますけれども。

次に、市長のほうの関係する農産物加工センターの出入り口の関係、20センチU字溝を上げたというようなことですが、私が調査したところ、確かに高低差はあったと。U字溝は現在のU字溝で20センチ下だと。それで設計してきたらしいです。ところが20センチ高低があれば、大型トラックがバックすれば後ろのリアバンパーが当たると思います。平らなのが一番いいです。今のよう立派な道路ができました。ただ、設計の見直しをやったというような話も私聞いているんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまの道路改良工事に関するご質問でございますが、先ほども申し上げましたように、既設のU字溝を利用しました道路改良工事の設計をしたものでございます。

設計の見直しというお話してございましたが、工事そのものについては、設計の見直しがあったということは、私は報告を受けておりませんし、見直しがされてなく、そのまま工事が施工されたということで報告を受けております。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

これ設計は県の技術公社ですよ。私は技術公社のほうからちょっと情報が入ったんですが。それで、この出入り口のところは農振農用地なんです。ちょうどひっかかっているんです、2筆。その件については、土木のほうではご存じだったんでしょうか。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

工事施工中、あるいは工事後につきましても、そういった報告はございませんでしたので、わかりませんでした。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

次に、11番目の1番、農振農用地転用違反の9筆の関係で、建築確認農地転用申請に虚偽がなかったかと、それに課税の関係ですが、まず、課税の関係。課税は全部していますよね。適正に課税をしているかしていないかの話なんです。つい最近、はっきり言いますけれども、宍倉出張所700平米、この固定資産税が8万九千幾らなんです。その近くの市が借りている土地2,800平米、その固定資産税は792円なんです。この2,800平米は年間幾らで借りているかということ、二十七、八万なんです。それから割り出すと、宍倉出張所の土地は、平米当たり8万9000円ですから、2,800というと三十五、六万になるんです。貸して正規な固定資産70メートルぐらいしか払われていませんから。そういうところもあると。課税はしている。適正に課税しているかしていないか。ここで問題は、いろいろ10万筆あつとか何とかといっているかもしれないけれども、私は9筆のことだけしか言っていないです。これだけは忠告しておくね。

それに建築確認の農用地申請に虚偽はなかったかと。さきの議会でもって、市長は当時の条例等は定かでなくて、電柱で建てたというような話されておりましたが、あの地は平成12年8月に法人が建築確認の申請をいたしました。途中で坪井 透に直している。なぜ建築確認したかということ、農業委員会で農地を転用する場合には、建築確認と添付しなければ、市街化調整区域ですから、これ絶対できない。だけど、これ完了検査受けていない。電柱で建てたというのは私が言ったんじゃなくて、市長が答弁したんです。これ市長のものだかわからないけれども、市長がそう答弁したんでは、恐らく建築確認も市長の名前を出しているんですから。そうした場合には、建築確認どおり建てなかったらば、その農地の転用は虚偽の申請というふうになります。

次に、農振農用地転用違反の関係ですが、確かに農振は県のほうは外れて、告示行為も全部終わらして、今度農業委員会に上がってくるかもしれない。そうしたときは、市長、ばつが悪いんじゃないですか。前もって恥かいても、農業委員会でもこういうわけで今こういうふうに行っているからというようなことを一言言っていれば、だれも理解できたと思う。私はこんなところで質問はしたくないですよ。ただし、農業委員会事務局できちんと指導しろというのに一切やらなかった。だからこれ入れたんです。選挙も近いからと、私はそんなこと関係ないです。さらにマルツボ加工センターの1筆ですか、あそこも農地、これ農地転用しています。市街化調整区域

だから。あそこんとしても建築確認おろしている。確かにあのしっかりしているものは建築確認どおりはある程度はつくっていると思う。しかし農業用倉庫だからね、ほかの目的に使ったときには、目的外使用でまずいんです。これは入り口から入って左側の建物です。そこらの事実関係、答弁願います。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

前にもお話し申し上げたとおり、県の指導を受けながら、是正改善をしているところであります。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

県の指導を受けたというかもしれないけれども、市長、もう県の指導を受けて、告示行為も終わって、農業委員会へ提出するだけでしょう。私そう思いますよ、違うでしょうか。県の指導がどういうふうになっているか、私聞きたいです。ただ、県の指導は虚偽の申請については全く知らないでしょう、これは。私は虚偽の申請だと思いますよ。どういう使い方をしているか。それきちんと答弁してください。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

農業関係の加工等に使われているものと思っております。ただし、加工センターとして、個人的に私もかつては関係しておりましたけれども、個人的なところで。それ以上の答弁につきましては、差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

答弁しないというものはしょうがないけど、大株主だと思います、私は。少なくとも電柱で建てた件については、あそこはあのわきに農振農用地も1筆入っています。あとは農地転用していないところもあります。そこに建てております。5年をめどにというけれども、5年めどはめどでいいでしょう。それならば、その建物を使わなければいいんでしょうけど、現に使っている、そういうことです。

次に、CO₂削減の関係ですが、私、前からこの件についてはいろいろ質問しています。生ごみについては、あれは燃やすのではなくて、その他の利用にしたらいんじゃないかと。そのことに対して、ある程度市が持ち出してもいいんじゃないのかなと言っているんですが、一向に前に進まない。幸いなことに、市長のリーフレットを見れば、エコに対するうたい文句もあるようで、具体的にどういうふうに関後されるか、市長に伺います。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

環境対策につきましては、議員皆様からもいろいろご指導いただいているとおりでございます。

公としましては、先日、霞ヶ浦の庁舎で導入しましたように、太陽光発電等も入れて、公の施設として、先進的にそういったものをつくりながら、皆さん方の環境に対する意識も啓蒙しながら今後進めていきたいと考えています。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

次に、効率のよい行政運営について、1番目の委託契約について。

先ほどは随意契約というようなことなのですが、今度、契約に基づいた公共事業の契約です。

契約はご存じのとおり、予算の性質上、これは年度内完成というのは原理原則であります。そういう中で、入札して、契約するわけです。

契約するからには、その工期内に終わらせるというのは、これは当たり前の話です。そういう中で、この繰越明許の補正なんていうのも上がっているようですが、2644の排水関係の工事でございますが、あれは担当の部署でもって3月31日に完了しましたから、検査管財課のほうに検査をしてくださいよというような依頼がいて、3月31日の午後何時からかわかりませんが、検査に行った。4月1日までの私、あと議員3人います、名前申し上げませんが。あそこは全部完了しましたよと、完了検査が終わりましたよということですよ。これ3月31日までに終われば一番いいんですよ。

ところが、4月2日の夕方になったら今度は繰越明許だと。だれがどのようにやったか、私はわかりません。3月31日繰越明許をやったということは、国・県の補助金入っていますから、当然国・県の了解を得なければ繰越明許というのはできないはずですよ。繰越明許の補正。果たして繰越明許の補正というのはどういうことかなんていろいろ調査した。あれは一部地方債が入っておったんで、その点が繰越明許の補正ですよ。だけど、あの仕事は終わったと言っているんです。終わらないものを繰越明許。終わらなかつたら業者は契約違反でしょう。事実関係きちんと答弁してください。

○議長（桂木庸雄君）

副市長 圓城寺和則君。

○副市長（圓城寺和則君）

私から今のご質問にお答えをいたします。

この件につきましては、先般の産業建設委員会でもご説明を申し上げたところでございますが、市道2644号線の排水施設整備工事につきまして、3月31日時点で工事が終わったか終わらないかと。この前申し上げましたように、土木部と総務部両方の話を聞きまして、3月31日時点では、竣工検査には至ってなかったということから、竣工検査が終わらなければ、事業が完了したという扱いになりませんので、私のほうから終わらないものについては、繰り越しの手続をとりなさいという指示をいたしました。金額につきましては、ご説明申し上げましたように、契約金額から前払い金額を引いた残りを繰り越したということでございます。

それから、日付の関係のお話もございましたが、4月2日に確かにご指摘があったように協議

はした経緯がございますが、3月31日付ですべて処理をしたという経緯でございます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

副市長、これ名前はつきり申し上げますが、確認とった人。総務委員長、うちのほうの加固副委員長、圓城寺正道議員、私と竣工検査終わったという確認とっているんです。あなたら4月2日でしょう。当然これ事故繰越になるでしょうがな。担当課は竣工検査が通っていないというなら別ですよ、竣工検査は終わりましたと。担当課に聞いたら、進入道路は設計外の仕事だと。その他は終わっているから完了検査受けましたと。あなたが4月2日に繰越明許しようというようなことを指示したんでしょう、それはあなたがはつきり言っているんだから。これは問題でしょうがな、だれが考えたって。議員4人確認しているんですよ。担当部署だって、進入路だけが、あれは設計外の仕事だと言っているんですよ。それで副市長、どことどこが終わっていないのかちょっと、どことどこが終わっていないか、きちんと答弁してください。国・県へどういう連絡をしたのか。お願いします。

○議長（桂木庸雄君）

副市長 圓城寺和則君。

○副市長（圓城寺和則君）

お答えいたします。

ほかの議員さんが3月31日時点で終わっておったというお話を聞いているというご指摘がございましたけれども、担当からも終わったという話を聞いた経緯はございます。ただ、私が申し上げたのは、竣工検査には至っていなかったと。ですから、そういう説明をしたとすれば、それは説明が十分でなかったと思っております。それから、工期的に当然年度を越しますので、4月14日まで工期を延期しております。実際に完成したのは、竣工検査調書によれば、4月12日でございます。それで14日に検査をして完成という扱いでございます。

[栗山議員「議長、簡明な答弁させてよ」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

副市長 圓城寺和則君。

○副市長（圓城寺和則君）

現場の出来高、ほとんどでき上がっているというお話は聞きましたが、個別にいわれる工種の中身といいますか、そこまですべての部分ができておってできなかったかと、そういうことよりも竣工検査に至らなかったということで理解しております。

[栗山議員「違うでしょうよ、議長、3回も・・・きちんと答弁させてくださいよ。議長の責任でしょうがな、これは」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

答弁はしているんですけども。

[栗山議員「答弁はしているんだけど、・・・。議長、あなた簡明な答弁しろと言っているんでしょう、最初に。なんで4月2日に繰越明許できるのよ。できるわけないでしょうがな」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時00分

再 開 午後 3時11分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

この件については、後日またありますので、次に移ります。あと10分あるの、随分あるんだな。道路建設予算の国・県の補助金のカット。どんな理由でこんなにカットされたのか。そこを具体的に答弁願いたいんですが、カットする理由があるでしょうから。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまのご質問でございますが、先ほどお答えをしましたように、大変厳しい状況であるというお話があっただけでございます。特別な理由としては、私ももちろんですが、担当のほうでも聞いていないということです。よろしくお願いします。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

これは3月定例会で議決案件ですから。議決案件ですよ。これどこの町村と私は申し上げませんが、私のところと同じようなものがあるんです。ここの町村はどのくらいカットされたかというところと117万8000円だけです、117万8000円。なぜここの市がこんなにカットされるのか。職員の努力が足りないからこういう結果になるのかなと。これはあるところの市長さんが私のところへファクスで送ってよこしたんです。そのカットされた部分が今からほかの事業で補助金がつくつかないか不透明なんですよ、今の段階で。これなんでそういう結果なのか。財政のほうでどうでしょう、答弁お願いします。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

ただいまの土木費の特に県補助金の関係でご指摘をいただきました。

内容につきましては、先ほど担当土木部長のほうからお答えしたような現況でございます。これにつきましては、土木部門、あるいはそれぞれの関係部門で県の関係部門に何度か足を運びまして、要請をしております。そういう中で、土木部長の答弁にありましたように、一部新たな制度で適用していただく、そういうことで今進めているところでございます。

さらに、現在、国からの交付金事業で土木事業を行っております。それらの入札というか仕事の進捗に合わせまして、該当事業について財源の調整ができればということで、担当部門と協議

をしているところでございます。最終的には、起債とかほかの財源確保、この辺についても考慮をしなくてはならない、そういう段階でございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

それで、このカットされた、ほとんどカットされているわけですが、㊦8459号線、これは環境センターのほうですね。それから㊧0006号、新治西野寺、これ両方合わせて1億500万くらい要望したんですが、4246万の内示額がないわけでございますが、五輪堂橋については、予算がついているわけです。そのついで予算を全部新治野寺線、そっちのほうへ充てると、担当課が言っているわけですが、ではそのほかの計画したのをどういう財源でこし施工するのか。これ住民に説明したらえらい問題ですよ、これ。私らは旧霞ヶ浦町にありますが、今の霞ヶ浦地区ですが、下大津地区については、特に道路が悪い、狭い。戸崎からこっちへ来る道路なんか特に狭い。私、アグリ街道なんて言っているんだけど、地元には石井幸雄という立派な議員もいるし、その人が一生懸命動けば何とかなるんだろうと思いますけれども。

やっぱり私なりに分析したところ、やっぱり県とのコミュニケーションがとれない、ただそれが一番大事じゃないかなと思う。市長にはこの間ある方がいいチャンスを与えてくれたのに、市長の名前を呼んだけれども、見えなかった。おれかわりに前議長の根当の先生に手を挙げてとおれ言ったんだけど、その踏ん切りもできなかつたようで、そういうことが一番大事じゃないのかなと、私思うんですが、5分前ということで、その他の事業をこし施工できるかできないかわからないけれども、当然、県・国のほうで予算の中で対応しなくてはならない。最終的にどういう対応をするか、市長、最後に答弁お願いします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

関係予算につきましても、ご案内のとおり政権交代等も含めまして大変厳しい状況の中で、職員ともども努力をしているところでございます。

そういった中で、道路関係につきましても、非常に要望の多い基盤整備の事業でありますから、皆様のご指導をいただきながら私どもも精いっぱい努力させていただきます。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後3時20分

平成22年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第3号

平成22年6月4日（金曜日）午前10時00分 開 議

出席議員

2番	小松崎	誠	君	11番	矢口	龍人	君
3番	加 固	豊治	君	12番	和 田	正美	君
4番	古 川	誠一	君	13番	藤 井	裕一	君
5番	井 坂	悦司	君	14番	矢 口	栄造	君
6番	佐 藤	文雄	君	15番	桂 木	庸雄	君
7番	中 根	光男	君	16番	関	利夫	君
8番	鈴 木	良道	君	18番	栗 山	千勝	君
9番	石 井	幸雄	君	19番	山 内	庄兵衛	君
10番	小座野	定信	君	20番	廣 瀬	義彰	君

欠席議員

1番	古 橋	智樹	君	17番	圓城寺	正道	君
----	-----	----	---	-----	-----	----	---

出席説明者

市 長	坪 井	透	君	土 木 部 長	松 澤	徳三	君
副 市 長	圓城寺	和則	君	会 計 管 理 者	大 塚	隆	君
教 育 長	大 竹	三千代	君	消 防 長	井 坂	沢守	君
市 長 公 室 長	塚 野	勇	君	教 育 部 長	横 瀬	典生	君
総 務 部 長	山 中	修一	君	水 道 事 務 所 長	仲 川	文男	君
市 民 部 長	川 島	祐司	君	農 業 委 員 会 会 長	関 川	忠雄	君
保 健 福 祉 部 長	竹 村	篤	君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 島	邦之	君
環 境 経 済 部 長	山 口	勝徑	君				

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長	土 渡	良一
〃	係 長	乾	文彦
〃	係 長	坂 本	敏子

議事日程第3号

日程第 1 一般質問

- (4) 矢 口 龍 人 議 員
- (5) 佐 藤 文 雄 議 員

(6) 中根光男 議員

日程第 2 休会について

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(4) 矢口龍人 議員

(5) 佐藤文雄 議員

(6) 中根光男 議員

日程第 2 休会について

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(4)	矢口龍人	1. 下稲吉小学校校舎全面建て替え出来ないことについて
		2. 地元中小企業の経済対策について
		3. 公用車の事故防止対策について
(5)	佐藤文雄	1. 下土田地内への残土問題について
		2. 入札制度の改善について
		3. 中小業者の仕事興し対策について
		4. 公共下水道問題について
		5. 国民健康保険税の引き下げ、減免要綱の作成について
		6. 生活環境の改善について（市民や区長等からの要望に積極的に応えるために）
		7. 市民の暮らし応援の施策について（子育て支援を考える）
		8. 高すぎる水道料金の改善について
(6)	中根光男	1. 介護施策について
		2. 市のマスコットキャラクターを作成することについて
		3. 市民参加のまちづくりについて
		4. 防災体制づくりの推進について
		5. 地域の教育力で学校を活性化する取り組みについて
		6. 各学校及び保育所に防犯カメラ設置について

開 議 午前10時00分

○議長（桂木庸雄君）

皆さん、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員数は、18名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、17番 圓城寺正道君、1番 古橋智樹君が所用のため、欠席届がありましたので、報告

いたします。

会議に入る前に傍聴人に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてたずね場です。

したがって、発言する議員みずからが、法令等を十分勘案し、不穏当発言に特段の注意をする必要があります。

議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

また、答弁者に申し上げますが、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされるようお願いいたします。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程のとおりであります。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長（桂木庸雄君）

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問の通告が、本日は3名の諸君より、提出されております。

これより、通告順に順次発言を許します。

11番 矢口龍人君。

[11番 矢口龍人君登壇]

○11番（矢口龍人君）

平成22年第2回定例会に当たりまして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。本日は、早朝より多くの傍聴者の皆様が見えてございますので、わかりやすく、かつ具体的なお答弁を求めます。

まず、第1点目の下稲吉小学校校舎全面建て替え出来ないことについてをお伺いをいたします。

5月31日月曜日の茨城新聞に「かすみがうら・下稲吉小2棟改築、4棟改造へ。父母からの陳情を受け、全面建てかえ行わず」という見出しで記事が掲載されておりました。見出しからするとスクープのような扱いなのかなと思います。下稲吉小学校につきましては、多くの市民の皆様の関心事だということだと思います。

簡単に今までの経過をお話しさせていただきますと、平成13年3月に、下稲吉小学校施設整備事前検討状況調査を実施、現在地での校舎改築案が望ましいという結論が示されまして、建設計画が速やかに進行することを望むという内容でございましたけれども、一向に事業計画が示されずにおりました。

平成18年6月に、PTA本部役員が中心となりまして、歴代PTA会長を交えての下稲吉小学校校舎建てかえ運動発足会を立ち上げました。第12代の会長として、坪井市長も参加をしておりまして。署名活動を行い、平成19年1月に、7月の市長選挙で当選しておりました坪井市長あてに校舎全面建てかえ運動署名陳情書をPTA会長名で提出をされましたが、市当局から何の動き

もないとのことで、平成20年1月に、PTAでは下稲吉小学校校舎全面建てかえの早期実現を目指し、市長及び市議会に対し、地域の声として陳情するために、署名活動を行うことを決議したわけでございます。

平成20年1月29日から2月29日までの1カ月間、神立駅前や千代田ショッピングモールの駐車場などで、署名活動を行いました。寒い時期でありましたが、父兄の皆様が子どもたちを思い、真剣に取り組んでいる姿を拝見しまして、私も議員という立場でこの思いを行政に届けなくてはならないと強く感じたわけでございます。

4月13日に、文教厚生委員会におきまして、下稲吉小学校施設整備基本計画が示されましたが、市民の思いは、平成20年2月に同校PTAが中心となり、地域住民も参加しての下稲吉小学校校舎全面建てかえに関する陳情書が1万843人の署名とともに、市長並びに市議会に提出され、議会において満場一致で採択されたわけです。この基本計画につきまして、市長の見解をお伺いいたします。また、教育行政のトップであります教育長にもご見解を求めます。

2点目として、多くの市民の皆さんが市民運動という形で参加しておりましたので、施設整備基本計画につきまして、詳しく内容の説明をいただきたいというふうに思います。

2番目として、地元中小企業の経済対策について質問をいたします。

依然として景気低迷が続いており、地元中小企業にとりまして、大変厳しい状況かと思われまします。地元業者の支援ということで、入札制度の一部変更が行われたとのことではありますが、説明をいただきたいと思ひます。

市の発注する建設工事、業務委託、物品の買入れ及び物品の製造等契約130万円未満の随意契約等の物件について、入札参加資格審査を受けていない地元の小規模業者や、個人経営の方でも、公共事業の受注機会を与え、業者の育成と経済活性化のための公共事業小規模契約希望者登録制度について、3月定例議会一般質問で総務部長からの答弁をいただきまして、十分に調査をし、検討するとのことでしたが、検討の結果と、市において実施する考えがあるのかお伺いをいたします。

3番目の公用車の事故防止対策についてであります。

事故に遭う遭わないは身近なところにあります。自動車を運転中にひやっとなったり、はったりすることは、だれでも経験があると思ひます。その経験を報告書として作成し、事故防止対策として、職員の皆さんが共有するヒヤリハット報告書を導入してはどうかということでございます。

また、ドライブレコーダーの設置についてであります。3月の一般質問のご答弁では、福祉バス1台に設置しているとのことですが、今後設置に向けた協議をするとのことでしたが、現在の状況をお伺いいたします。

以上で、第1回目の質問といたします。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

矢口議員の質問にお答えをいたします。

1点目の1番、下稲吉小学校施設整備基本計画の見解につきましてお答えをいたします。

下稲吉小学校施設整備基本計画の策定に当たりましては、文教厚生委員会及び全員協議会におきましても担当部署から説明をしておりますように、同校の校舎等の耐震診断調査や耐力度調査によりまして、現状の把握を行い、その結果によりまして、国の学校施設整備の考え方に沿って、国庫補助金や合併特例債等の活用を含めまして、経済性とそれから安全性、さらには実効性、将来性などの4つのポイントを重視いたしまして、さまざまな問題・課題を把握しまして、総合的に検証しながら策定を行ったところでございます。

今回の基本計画につきましては、校舎全部を一挙に改築する計画ではありませんが、将来の建てかえを想定しながら、屋内運動場と施設整備の古い西校舎の建てかえを、さらにはその他の校舎の耐震補強及び大規模改造工事によりまして、児童の安全確保や狭隘化、老朽化の改善を行い、早急に安全で安心できる学校となりますよう、整備する計画となっております。

また、矢口議員を初めとする多くの議員の皆様等のご指導や、署名された多くの皆様方の熱い思いは十分に理解をしているところでありますが、限りある財源の中で、実現可能な対策を選択いたしましたので、ご理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

教育長の見解というご質問につきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。

施設整備基本計画の詳細につきましては、教育部長からの答弁とさせていただきます。

2点目の地元中小企業の経済対策、3点目の公用車の事故防止対策につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

教育長 大竹三千代君。

[教育長 大竹三千代君登壇]

○教育長（大竹三千代君）

1点目1番の下稲吉小学校施設整備基本計画の見解につきましてお答えをいたします。

このたび策定いたしました下稲吉小学校施設整備基本計画につきましては、耐力度のない校舎を改築し、耐震性が劣る校舎については、補強及び大規模改修を行う計画となっております。

また、各関係者の方々からご指摘いただいております狭隘な屋内運動場につきましては、学校の規模に見合う面積を確保し、改築する計画となっております。

教育を行政の立場から、子どもたちの教育の場として第一に求めることは、児童・生徒の安全性の確保を図ることです。次に求めますことは、十分に活用できる屋内運動場として、また、卒業式、入学式や集会等で全校児童が集まれる空間を確保すること、この2点でございます。

今回の整備計画につきましては、校舎の全面建てかえではございませんけれども、部分的な改築、耐震補強により、安全性の確保を図り、また、屋内運動場につきましては、全校児童を収容可能な規模に改築することから、学校開放等におきましても、地域の方々との交流の場や、災害時の避難場所の役割が十分に果たせるものと考えております。

そして、実効性のあるこの基本計画を遂行し、児童に安全性を早急に確保したいということが、

私の願いでございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

[教育部長 横瀬典生君登壇]

○教育部長（横瀬典生君）

それでは、私のほうからは、1番目の2番、整備計画の内容についてお答えを申し上げたいと思います。

今回、策定をいたしました施設整備の基本計画につきましては、まず、このプランニングするための方針、これとなる4つの基本であるポイントを設定して、立案作業を行ったところでございます。

まずその第1は、国の支援を活用し、コストを低く抑えることによる経済性の確保です。2つ目は、児童の授業環境の安全性の確保です。3つ目は、平成26年度がその使用期限となっております合併特例債、これを活用した実効性の確保としております。そして、4つ目は将来望ましい姿へ移行できる将来性の確保ということでございます。

それでは、整備計画の具体的な内容について、施行工程に沿いまして説明とさせていただきます。事前に議員の先生方には資料をお渡ししておりますので、それをごらんいただければと思います。

まず初めに、既存校舎の南側に2,097.2平米の鉄筋コンクリートづくり3階建ての管理・普通教室棟を新築いたします。

次に、既存の屋内運動場、つまり体育館でございますが、これと西校舎、これを解体いたしまして、その跡地に1,250平方メートルの鉄筋コンクリートづくり平家建ての新しい屋内運動場を建設いたします。

その後において、既存の管理棟、中央校舎、東校舎につきましては、耐震性の補強及び内外装、屋根の改修、諸室の配置がえ、エアコンの新設、トイレなどの設備機器の交換等を含めました大規模改修を行いまして、リフレッシュし、学習環境を向上しようという考え方でございます。

なお、この計画は、将来すべての校舎が建てかえとなることを想定いたしました配置計画、これにこだわりを持って策定をしたものでございます。つまり、今回の大規模改修にとどまった棟も、将来の改築を考慮しているものでございまして、全面建てかえの陳情に対応したプランと考えております。制約のある時間、あるいは財源の中ではございますけれども、早期に安全で安心できる学校の整備に努めてまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

○総務部長（山中修一君）

矢口議員のご質問にお答えをいたします。

2点目の地元中小企業の経済対策の中で、①になります入札契約制度の変更点についてであり

ますが、ことしの4月1日付で、入札制度を6項目改正しております。

これまでいろいろな議員の皆さんからのご提案等を含めまして、検討をした結果でございます。

まず、最低制限価格の率について改正を行っております。これまで、10分の6.7から8.5ということでしたが、それらについては、7.0から9.0ということに改正しております。

また、予定価格につきまして、事後公表ということに改正しております。これまで事前に公表をしておりましたが、今後、事後公表ということにございます。

もう一つは、入札参加条件の改正。これについては、5000万から1億の契約の内容につきまして、市内本店、さらには支店、営業所ということで、市内の業者に。例えば、土浦、石岡については、削除をしております。

続きまして、入札の参加数の最低制限ということで、それぞれの入札に関しまして、5社以上の入札がなければ、不調ということで、その点についても改正をしております。

それと、業者名の非公開。これまで、指名及びJVの業者については、公表をしておりましたが、非公開ということになります。

もう一つが、事後審査時の提出書類の追加ということで、これについては、法人が所有する固定資産とか、軽自動車等の完納証明をつけていただくということで、改正を行いまして、現在入札を実施している状況でございます。

次に、地元企業の公共事業小規模契約希望者登録制度についての調査結果ということで、先ほどもございましたが、3月にご質問をいただきまして、その後、調査をしております。近隣では、小美玉市、つくば市が制度を導入しております。土浦市、石岡市、阿見町については、現在のところ導入をしていないという状況でございます。

市の公共事業小規模契約希望者登録制度の導入につきましては、市内業者の受注機会の発注、そういう拡大、さらには市内経済の活性化という観点から有効な方策ということも考えられますので、今後、入札制度の見直し等とあわせまして、検討をしてみたいと考えております。

続きまして、3点目の公用車の事故防止対策についてお答えをいたします。

ヒヤリハット報告についての件でございますが、厚生労働省においても、各事業所においてヒヤリハットした事例というのを報告しております。これに改善事項や提案事項を示した報告書を職場全体に回覧することによりまして、不安全な行為等を確認し、未然に事故防止が図れるものとして奨励しております。事故防止対策の観点から、導入に向けまして検討をさせていただきます。

次に、ドライブレコーダー導入の件でございますが、昨年から多くの方々が乗用する大型車両を中心に導入を進めておりまして、昨年度が1台、本年度が2台ということで、現在、合計3台の公用車に設置をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

ありがとうございます。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

下稲吉小学校の全面建てかえに関してでございますけれども、市長は、常日ごろから政治姿勢として、市民との協働のまちづくり、市民目線のまちづくりを挙げておいででございますけれども、1万人を超える陳情書が届いたということで、市民の意向があらわれているものに対して、今回ご答弁いただいたように、今回の計画の中身は、経済性を最優先として整備を行うというふうなことかなというふうに、私は解釈しているんですけども、ちょっとご自分の政治姿勢とはかけ離れているのかなというふうな思いがします。米百俵の精神という言葉で小泉総理大臣が第一次内閣の所信表明の演説で引用されて有名になりましたけれども、この話は幕末から明治初期にかけて活躍した長岡藩の藩士であります小林虎三郎による教育にまつわる故事でございます。戦争に敗れ、財政厳しく、その日の食にも苦慮する状況であった。それを見かねた支藩から米100俵が送られた。小林虎三郎は藩士に分け与えずに、売却の上で、学校設立の費用とすることを決定し、藩士たちはこの通達に反発して虎三郎のもとへ押しかけ、抗議したそうでございます。それに対して、虎三郎は100俵の米も食べばたちまなくなる。教育に充てればあすの1万、100万俵となると論じ、みずからの政策を押し切ったとのことでございます。

現在も大変厳しい財政事情であるということは、十分承知しておりますが、全面建てかえで25億という大きな予算ではございます。ただ未来を託す子どもたちに十分な教育環境を整備することは、後に必ず国のため、地域のためになる人材が生まれるものと思います。

将来のために、市民の皆さんには我慢をしていただいて、米百俵の精神で全面建てかえということをしていただきたいなというふうに私は考えるのでございます。

下稲吉小学校は、かすみがうら市で一番大きな学校でありますし、今後も都市化がさらに進み、人口増加も予想されるわけでございます。市の教育のシンボルとして、重要な学校だというふうに私は思っております。

先ほどのご答弁で、今回、下稲吉小学校の整備事業を第1期目として26年までに上げるとして、15年後に第2期目の工事、要するに六角校舎等は大規模改修して、15年後以後にプラン4ということで、全体を整備するということでございますけれども、学校は下稲吉小学校だけじゃないと思うんです。ほかの学校もでございます。当然老朽化の対策とか、建て直し、また統廃合による整備事業等が必要になってくるわけでございます。そういった中で、今後の市内の小中学校の学校施設整備計画をきちんと示すべきというふうに思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

お答えをいたします。

まず、矢口議員の教育論、米百俵の精神、私もそのとおりだと思います。ただ、学校教育につきましても、ご承知のように、施設という建物、入れ物とあわせて、教育内容、これは大事でありまして、当然安全性、スペース、この確保は最優先でありますけれども、将来を担う子どもたちが、快適な環境の中で勉強できることは最高でありますけれども、ある意味では、やっぱり我慢をする気持ちとか、それからいろいろな苦勞をする気持ちとか、そういったものはある意味では大切でありまして、そういう中で、私も行政もより財源との関係、それから安全性の関係、将来性との関係、そういったものを見て、今回判断をさせていただきました。

それから、1万人の署名と市民の目線は違うのではないかというご指摘もいただきましたけれども、私は決してそうではなくて、これは広くやっぱり将来の学校全体を考えたときに、現実的な判断として、私は1万人の方が全面建てかえという要望があるから、すべてそれに対応することが私はすべてではないと考えていまして、そういった先ほどお話ししましたような4つの視点から、総合的な判断をして決断させていただいた次第でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、ご承知のように全体の市内の学校は、小学校が13校、中学校は4校ございます。特にその中で、下稲吉地区につきましては、大規模校適性校というようなことで、優先的に、先に整備を進めておりますけれども、全体の整備計画、あるいは統廃合の方向、そういったものにつきましても、当然、大変学校につきましては、ご承知のように地域の住民の皆さんの思いもあります。それから、ただ経済性だけで1つにすればいいということではありませんので、これは子どもたちの教育のあり方、そういったものを含めまして、今後十分に検討しながら、そういった方向性につきましては考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご指導をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

施設整備、市内全域のまだつくっていないということなんでしょうか。考えていくと、市内全小中学校の今後の整備計画については、これから考えるということではよろしゅうございますか。

それでは、先日、下稲吉小学校のPTA役員さん、それから役員の方々と施設整備計画について、私なりに説明をさせていただきました。本来であれば、建設計画を作成する前に関係するPTAや学校関係者と行政機関が協議を行う必要があったのではないかなというふうに思います。皆さんからいろいろな意見がございまして、その中で4点ばかりありましたので、ちょっとそれに対してご答弁いただきたいと思えます。

1点目が、地域の方々と交流できる多目的スペース、コミュニティー教室の設置や空き教室がないように思われるということでした。2点目として、図書館が狭く、使いづらい。元工作室を図書室として使っておるので非常に使いづらいと。また、北校舎への連絡通路となっているということではございました。3点目が、北側にあるプールが老朽化で水を張ると漏水してしまって、排水時には、排水管が詰まっていて別に排水ポンプを設置して排水しているという状況だということではございます。それから4点目が、正門と東門をつないだ線まで校舎が進出するために、校庭が狭くなると。今でも生徒の数からすれば決して広い校舎ではないのに、どうなのでしょうかと。その以上4点について、対策をお伺いしたいと思えます。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

全体的に申し上げれば、先般ご説明させていただきましたが、いわゆる風害の部分といいますか課題の部分については、全体を措置したということで、先日、委員会で答弁をさせていただいた経過がございまして。

それらを踏まえて申し上げますと、まず第1点、図書室、これについては、実施設計をこの後行うこととなりますので、その段階で検討を加えることとしてございます。それから、北校舎への渡りの問題についても、対応をする予定でございます。また、校庭が狭くなるというお話がございましたが、この点については、図面上で示しますように、新しい校舎が8メートルぐらい前に出ることになります。その分は確かに狭くなるという考え方でございますが、現在、菜園として利用しているところの部分を多少改造させていただいて、校舎として確保していこうということになります。

そういうことから含めると、ほぼ今、矢口議員さんがおっしゃったことは、ある程度担保できるというふうに考えてございます。もちろんこれは、実施設計の中で詳しく検証していかないといけない部分ではございますが、そのように考えております。

それから、地域のコミュニティーになるような部分というのは、大きな意味では、特別考えてございませんが、体育館が非常にこれまでの大きさよりも大きくなると、1,250平米ということでございます、完全に全校生徒を入れることができるものにしてございますので、そういったことも利用させていただいて、ひとつコミュニティーのあれに役立てていただきたいなと思います。

以上のような考え方で、現在進めております。

[「プール」と呼ぶ者あり]

○教育部長（横瀬典生君）

それから、プールの話でございますが、プールにつきましては、ご指摘のような風害があるということについては、現地を検証した上で、どう対応するかを考えてみたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

わかりました。

平成20年12月に合併特例債事業の見直しを行われまして、そのときに図書館と市民交流施設の事業が中止になった経過がございます。この事業は、千代田町当時、住民アンケートの結果、一番に希望が多かった事業であることから、合併特例債事業に位置づけられたわけでございます。事業の凍結及び中止した事業に対して、対応策として、図書館、市民交流施設については、学校施設整備事業の中で、学校図書館や体育館を市民開放施設として位置づけして、検討するとの内容でありましたが、今回の計画の中にその内容が検討されているのかどうなのかお尋ねいたします。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

具体的に内容に入っておりますが、学校図書館について開放をというようなことでございます。これらについては、学校の事情、地域の事情を踏まえまして、図書館は先ほど言いましたように課題がある点は修正していくという考え方でございますので、その中で、PTAなり学校側と調整をした上で、いわゆる開放等の問題については、考えていくということになると思います。

なお、合併特例債の見直し云々の内容につきましては、そのような内容であるということは、私どものほうには伝わってきております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

図書館等に関しましては非常に重要な部分でございますので、ぜひ踏み込んでいただきたいと思いますというふうに思います。

いろいろお話しさせていただきましたけれども、現在も建物も老朽化、それから学習環境の悪化、また大規模地震に対する心配と、何か緊急避難所としての耐用性など、大変な下稲吉小学校は厳しい状況でございます。特に子どもたちに安全・安心な教育環境で学校生活を送ることが教育関係者を初め、市民の願いであります。本当に長い間の懸案でございましたが、今回、下稲吉小学校の建設計画が示されまして、平成26年度に1期工事が完了するというところでございます。国会のほうもいろいろ揺れておりますけれども、この計画が必ず実施されますことを強く要望させていただきます。本当によろしくひとつお願いいたします。

2点目の地元中小企業対策についてでございますけれども、入札の件でありますけれども、希望価格を公表して、入札当日にくじ引きで予定価格を決定するとの内容でございますけれども、予定価格をくじなどで引くという安直な何の根拠もない方法をとるとというのが、何か運試しで業者を決めるというのは、本当に正しい選択なのかなというふうに私は思います。

また、希望価格から予定価格までの差金が出るわけです。その差金はもう最初から要するに業者に値引きしろというようなことなのかなと。正直その辺がもう少し別な方法がないのかなというふうに思うんです。

それから、今回の下稲吉東小学校の耐震工事が不調になったわけでございますけれども、入札の参加者が5社に満たない場合は、再度範囲を広げて再度入札を実施するとのことですが、5000万円以上1億以下の建築工事で、総合評価点が550点以上の業者は、市内に何社おるのかお伺いをします。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

ただいまのご質問の中で、希望価格ということで、今回から改正をしております。予定価格については、そのもののパーセントによりまして、事後公表ということでございます。また、予定価格につきましても、くじ引きということで、今回から改正を行っております。これらについては、これまでも予定価格については、いろいろな全国区の中で漏えいがあるとか、そういうことでのご指摘をいただいております。これらについては、県内とか隣接市町村の状況を見ながら、今回くじ引きということで、改正を行っております。方法、いろいろあると思いますが、私どもの入札検討委員会の中では、パーセントを決めまして、その範囲の中でくじ引きを行うということで進めております。

それと、ご指摘がございましたように、下稲吉東小学校の関係の入札については、2度ほど不調ということでございます。これらについても今回の改正によりまして、5社以上ということで進めさせていただいております。これらについては、選考委員会の中で、改めて協議をしなければならないと思っております。時期も迫っております。そういう関係から早目にその方法等については、決定をさせていただきたいと思っております。

また、550点以上の業者AとBというランクでございますが、それについては、34社ということでございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

あれですか、東小学校の耐震補強工事、2回目も不調なんですか。今、2回目を不調と言いましたよね。34社、私がお尋ねしたのは、総合評価というので550点以上、5000万から1億円以上の建築工事、市内の業者の関係ですよ。34社もないですよ。これ、ちょっと間違えているんじゃないですか、ちょっとここもう一回確認してください。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

最初に、下稲吉東小学校につきましては、先ほど申し上げましたように、5社以上ということで、現在募集といいますか、公告を行っております、その辺についての5社に至らなかったということで、再度内部についての協議をしているところでございます。できるだけ早く発注ということで、それらについては進めさせていただきたいと思っております。

それと、業者の関係でございますが、550点以上、特Aの部分かと思えます。それらについては、6社程度というふうに記憶をしております。正式には後でご報告をさせていただきます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

くじ引きというの、やっているところがあるから採用したということでしょうけれども、県でもいばらき電子入札共同利用システムというのを導入しておりますよね、ご存じだと思いますけれども。茨城県及び13市町が参加して、発注する建設工事等において入札の参加申し込みや入札書の提出、開札作業を行う電子入札システムを実施しております。近隣では、土浦市、つくば市、小美玉市が参加しております。

本市においても、ホームページで発注情報や入札結果の公表を行うなど、入札情報サービスは実施しておりますが、入札に関しては、依然として郵便入札と指名入札の今回はくじ引き方式を採用しておるわけですが、石岡郵便局まで持参して、局どめとしておると思えますけれども、電子入札システムの導入の考えはないのかどうなのか、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

ただいまご質問をされた内容につきましては、私どもでも県内といたしますか、そういう状況があるということで、調査をした経過がございます。これらについても、よりよい入札の方法ということで、郵送によることで現在は進めております。今後、ご質問にありましたような点につきましても、入札の検討委員会の中で十分協議をさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

3番目の公用車の事故防止対策でございますけれども、先ほどもヒヤリハットの報告書も確かに病院とか医療関係、福祉関係なんかで多く採用されている、そのとおりでございます、ぜひかすみがうら市の中でも未然に防ぐ、またそういうちょっとしたミスとか失敗をその場でそのままにするのではなくて、やはりそれを共有して住民サービスにつながる方向に向けるという、そういう気持ちが常に必要かなというふうに思います。

それから、窓口業務で、市民の方からとか、議員さんからもご指摘を受けることがあるようでございますけれども、その辺もちょっとしたミスとかトラブルをきちっと文書にして、やはり皆さんで共有する。そうすると、次の失敗、同じ失敗を繰り返さないようにするというのは、これは非常に大事なことじゃないかなというふうに思います。ですから、ぜひ前向きに採用の方向で調整していただきたいというふうに思います。

それから、ドライブレコーダーでございますけれども、現在は大変安いドライブレコーダーがあるようでございます。以前は5万とか6万といったんですけれども、今は二、三万で、もう2万円台くらいで購入できるということでございます。ドライブレコーダーのついている車には、搭乗率というんですか、要するに運転する方についてはついているものに乗りたいという、そういうふうな思いがあるし、またドライブレコーダーのついている車の事故率も非常に低いと。やっぱりそれだけ監視されているといいますか、そういうものをつけているというから、本人がそういう危機意識を常に持っているというか、そういうことかなというふうに思いますので、本当に値段的に200台入れても大した金額でないと思います。それによって、得るものが大変多いというふうに私は思いますので、ぜひ採用を検討していただきたいというふうに思います。

最後になるんですけれども、これは通告しておりませんので、答弁はどちらでも結構でございますけれども、市長に市長の報酬、それから特別職の報酬、それから議員の報酬につきまして、報酬審議会等へ現在諮問されているのかどうなのか、最後にそれお答えいただければと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君の一般質問を終わります。

ここで5分間休憩いたします。

休 憩 午前10時53分

再 開 午前11時04分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

日本共産党の佐藤文雄です。

鳩山首相は2日、退陣を表明いたしました。相次ぐ公約裏切りで、国民の怒りと不信が渦巻き、内閣支持率が1割台にとどめ、辞任に追い込まれました。昨年の総選挙で自公政権退場の国民的審判を受けて登場した鳩山内閣は、わずか8カ月半の短命に終わりました。

日本共産党の志位委員長は、国民的な怒りに包囲された結果と指摘し、根本にはアメリカと財界に物の言えない政治がある。参議院選ではまさにこうした政治の転換こそが求められていると強調いたしました。

私が2月から3月にかけて行った市民アンケートに、400名を超える市民の皆さんからご協力をいただきました。この場をおかりしまして、改めて御礼を申し上げます。議会報告とあわせて全市民対象に広報したいと考えております。寄せられたご意見、ご要望は、今後の議会議員活動に生かして頑張る決意を表明し、通告に従って一般質問を行います。

1、下土田地内の残土問題について。

下土田地内の休耕田に残土を入れ畑にするという問題で、これまで私は幕ノ内区長さんらとともに調査活動などによって、当該業者が許可申請にかかわって添付する土砂の発生元証明書等を偽造していたことや、残土条例許可以外の場所から残土を搬入するなど、たび重なる不法行為を続けてきた事実を明らかにしてきました。この事件の核心となる問題は、第1に農地法に基づく農地の改良、一時転用の許可と、市の残土条例許可は同時並行的に手続が行われ、残土条例許可が前提となって、農地法の許可となるべきものであります。それにもかかわらず、農地法による許可が先行し、市の残土条例許可が後回しにされていたことであります。

市の残土条例第6条では、市は事業区域周辺の行政区長と協力して、事業が適正に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるとなっていますが、事業区内の周辺である幕ノ内集落住民には、何の連絡もなく、昨年8月中旬ごろ突然当該現場に残土が強引に持ち込まれました。

第2に、幕ノ内集落住民から、残土搬入の中止要請署名が出されていたにもかかわらず、残土条例の命ともいえる土の発生元、これが全く不明な土を運用と称して残土一時仮置き場であるストックヤードからの持ち込みを市長が許可したことであります。

土砂のほんの一部を検査して問題がなければ許可が出せる、そういうことになれば、残土条例は何のためにあるのか、その条例の根本が今問われているのであります。

第3に、当該施工業者のさまざまな不法行為が明らかになっているにもかかわらず、県や市当局及び農業委員会は、当該業者に対して、全くの及び腰であり、これら不法行為を不問にし、追認し続けてきたことであります。

以上、端的に問題点を述べましたが、既に当該現場は、当初予定されていた量、1万6750立方

の残土搬入が完了した状態だと思われます。

ここで質問です。農地法第5条にかかわる市農業委員会の意見書について。

農地法許可後の事業計画変更申請が、ことしの1月4日に提出されています。その中で、期間内に達成できなかった理由として、許可の一部の周辺の地元者により中傷があり、中止となって工事ができなくなったためと書かれてありました。しかし、当該業者は、残土条例の許可以外である和光市から残土を持ち込んだため、中止の措置がとられたのではないのでしょうか。農業委員会では、この理由についてどのような見解だったのか答弁を求めます。

和光市の土に関しては、市の残土条例に従い、農業委員会の申請と県のほうに送付したとしていますが、県の許可を受けた昨年8月20日の時点では、土砂の発生元は柏の葉キャンパスの建設残土との認識であったことを裏づけた答弁を前局長の板橋氏が答弁をしております。整合性がとれないと考えますが、答弁を求めます。

また、東洋製罐石岡工場で発生した土砂が持ち込まれた事実について、農業委員会の見解を伺います。

地権者は多額の資金を投入して建設残土を入れ、サツマイモ畑にするとのことですが、それで営業は成り立つのでしょうか。この点について、農業委員会では、検証しないのかお伺いをいたします。

第2に、市の残土条例にかかわる許可についてであります。

残土条例に基づく許可までの相当の期間がかかることから、ストックヤードからの搬入を認めていると市長が前回答弁しました。残土条例には、土砂等による土地の埋め立て等について必要な規制を定めることにより、市民の生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とすると書かれてあり、そのために土地の埋立事業の施行者にさまざまな責務を課しております。しかし、許可申請書には、事業に用いる土砂等を発生させるもの及び発生場所の記載がありません。ストックヤードはあくまで残土の一時仮置き場であり、許可条件を満たしていないことは明らかです。これでは、土砂の発生元を明らかにすることを規定する残土条例の根本を台なしにするものではないのでしょうか。市長の答弁を求めます。

1月4日、業者に出された事業変更許可申請書では、変更の理由を良質な建設残土ができたためとし、土砂等の搬入元に和光市にあるストックヤードを追加、今度は一転して残土の不足分については、土浦市手野から搬入するとしています。当該業者は、当初から和光市からの残土持ち込みを意図していたのではないのでしょうか。答弁を求めます。

東洋製罐石岡工場から持ち込まれた土砂にかかわって、市当局は行政指導したとしています。しかし、幕ノ内区長さんへの回答は、搬入停止であります。一方、業者に対しては、搬入自粛の文書を出していました。これでは、区長さんらをだましたことになるのではないですか。市長の答弁を求めます。

第3に、偽造文書と告訴・告発についてであります。

当該施工業者が許可申請に添付した土砂等発生元証明書は、偽造されたものであったことは既に明らかになっています。これは刑法有印私文書偽造罪及び行使罪に該当するものと考えます。公務員には告訴・告発する義務がありますが、副市長は前回まだ整理ができていないと答弁しています。現在でも告発する考えはないのですか。市長の答弁を求めます。

第4に、地元幕ノ内地域周辺住民の生活と営農を守ることにについてであります。

当該埋め立て現場は、これまで休耕田で谷津田の地形でした。しかし、発生元不明な残土がうずたかく盛られることによって、周辺環境は著しい変化を受け、その影響ははかり知れません。特に幕ノ内地域周辺の住民は、飯田川や中根川及び地下水等で生活や農業を営んでおります。当該現場には、水路があり、それから流れ出す水質汚染に対する不安は大きくなっております。市長は前回、市独自に事業所周辺の水質調査を実施し、問題はないと述べ、今後も地域の安心・安全な環境を確保するため、監視活動をすると、指導をすると答弁しました。しかし、問題視している幕ノ内区長さんらには、それら検査結果の資料は、一度たりとも公表しておりません。現状を踏まえて今後の対応について、市長の答弁を求めます。

2、入札制度の改善について。

神栖市の発注の小学校設計業務委託などの指名業者入札により、競争入札妨害罪の判決公判がありました。水戸地裁の小野裁判長は、組織的かつ不正の利益を追求したもので相当悪質として、有罪判決を言い渡しました。判決の理由は、市の入札のあり方にも言及、談合などの不正を監視するシステムが十分に機能していなかったものとうかがわれると指摘しました。さらに、高値落札により、地方公共団体や国が信頼の面でも経済的な面でもはかり知れない損害をこうむったと述べています。水戸地裁の判決にもありますように、談合を監視するシステムの機能と体制を確立することが必要であります。

第1に質問です。予定価格と指名業者の事後公表の必要について。

これまで私もたびたび予定価格と指名業者の事後公表について求めてまいりました。今回の改正で、基本的にはそのような方向になったというような回答でありました。改めて、この入札の改革のポイントをご報告願います。その際、予定価格と希望価格の違い、これについてあわせて答弁を求めます。

第2に、入札談合と落札率の関係についてであります。

公正取引委員会は、落札価格の推移から、入札談合の可能性を注視するとしています。平成21年度の工事関係での指名一般競争入札における当市の平均落札率は、平成20年度と比較して、3%高くなっております。平成19年度については、私の独自の調査ですが、平均落札率は80.84%です。13%も高くなっております。霞ヶ浦地区と千代田地区の線引き、業者のすみ分けによる入札や一般競争入札における本店条件の変更などで、業者による談合が復活してきているのではないかと考えるところであります。市長の答弁を求めます。

第3に、条件つき一般競争入札の本店条件の緩和・上限額の引き下げについてお伺いをいたします。

一昨年9月より、条件つき一般競争入札の本店条件を5000万円未満までとしました。市内に本店を置く業者数は60社であります。それぞれ得意分野がある中で、A、B、Cとランクづけされており、入札金額で絞られています。その結果、一般競争入札であっても、入札に参加する応募業者は平成20年度1件当たり、平均が5社。21年度は何と平均4社となっています。今回の改正で5社以上を条件にしたようではありますが、そこで私の提案です。本店条件を1500万未満として、できるだけ発注件数を多くすることによって、点数の低い業者、Cランクであっても入札に参加しやすくすることです。

そして、1500万以上については、支店、営業所を持つ業者も参加できるようにすること。これによって、競争性と公平性を図ることができるのではないのでしょうか。答弁を求めます。

4つ目に、「公契約条例」の制定についてお伺いをいたします。

日本共産党は、先日22日、日本経済の根幹にふさわしく中小企業を本格的に支援する政治をするため、中小企業政策を発表。その中の1つの課題として、生活に密着した公共工事をふやし、人間らしく働ける労働条件を保障する公契約法条例の制定を進める方針を打ち出しました。特に公の施設の管理運営を営利団体などに代行させる指定管理者制度のもとで、図書館や福祉施設など公共施設の運営に携わる労働者が低賃金の有期雇用置きかえられ、官製ワーキングプアの問題が生じております。このような視点に立てば、本市においては、公契約条例の制定は急がれていると考えますが、答弁を求めます。

3つ目に、中小企業の仕事興しについてであります。

住宅リフォーム助成制度及び小規模工事契約希望登録制度の導入についてであります。

住宅リフォーム助成制度は、住民が住宅のリフォームなどを行った場合、その経費の一部を自治体が助成する制度であります。住宅の改善を容易にするとともに、中小企業の仕事興しにつながり、その経済効果は助成額の数十倍とも上っています。神栖市の例では、リフォーム工額の10万円以上100万円未満の場合は、リフォーム工事経費の20%の額を助成しております。

また、小規模工事登録制度については、矢口議員が同じ質問をしております。これは地方自治法234条に基づく随意契約の創造的な運用を図ることを目的に、自治体が設け始めた制度であります。自治体が発注するさまざまな小規模工事に、これまで指名競争入札の参加資格を登録していなかった人も登録できます。現在では、この制度が47都道府県に広がり、439自治体で実施しております。地域経済の活性化にもつながります。

以上、2点の制度導入について、市長の答弁を求めます。

4、公共下水道の問題についてお伺いをいたします。

第1に、3省による汚水処理の効率化検討作業と市の生活排水処理施設整備計画についてであります。

国交省、農水省及び環境省の3省の政務官は、人口が減少している地域を中心に、下水道と浄化槽の役割分担を見直し、どう効率的に汚水処理を進めるかを話し合う検討会の初会合が開かれました。本市は、現在、市の総合計画の定めによって、加茂処理分区を整備しているとのことですが、加茂処理分区以降について、計画の見直しを考えているのかお伺いをいたします。

第2に、下水道加入率向上に向けた実施計画についてであります。

下水道加入率向上に向けた目標設定について、土木部長は前回、現在整備を継続している特環の加茂・牛渡地域での伸びがいまだ42.2%と低迷している状況を述べ、対象戸数がふえていることに起因している。個別の数値を設定することは、大変難しいと答弁しました。このことは、市の下水道整備計画がいかんぞさんであったかの証左であり、当初にもありました、私紹介いたしました、建設業者のための無駄な計画であったとの指摘が当たっていたということでもあります。早い段階で90%台に乗せると言いますが、その見通しはあるのですか。また、当該地域の世帯が接続しない原因は、一体何でしょうか。あわせて市職員の加入状況について、現況報告を求めます。

第3に、特環公共下水道の加茂処理分区の管口径600ミリの必要性についてお伺いをいたします。

同意書及び接続確約の件に関して、土木部長は前回、平成16年に実施した当該企業に対してのアンケートの結果についてる説明し、アンケート結果を踏まえ、将来の整備計画に反映していきたいと述べました。

そこでお伺いしますが、当該企業の加入促進の具体策と稼働率予測及び何年後にこの600ミリ管の有効性が証明されるのでしょうか。答弁をお願いします。

5番目に、国民健康保険税の引き下げ、減免要綱の作成についてであります。

第1に、国民健康保険税の引き下げの具体策について。

この引き下げについては、収納率のアップを図るには、保険税を下げる必要だと私は強調してまいりました。具体的な提案として、その財源を引き下げた議員報酬や市の職員の給与の引き下げ分を活用することなども取り上げて、支払いに困っている保険税を下げるという提案をしておりますが、基本的には平成19年度の時点に戻るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

第2に、短期保険証の発行と保険証のとめ置き問題についてであります。

短期保険証については、昨年度から、1カ月の短期保険証を発行しました。被保険者から暮らし向きを考え、1カ月の短期保険証発行はやめるべきだと求めましたが、市民部長は、納付制約を確実に履行していただくため、県内27保険者で実施していると答えました。1カ月の短期保険証を交付している保険者と、していない保険者の収納率の違い、どのくらいあるのですか。答弁を求めます。また、保険証のとめ置きの問題ですが、3月の時点で約300世帯の保険証が交付されていなかったとの報告がありました。現在の状況について、報告をお願いします。

3つ目に、減免要綱の作成について。

市民部長は前回、減免要綱の制定について、公平性が担保されることを前提とし、所得把握の方法なども含めて今後検討したいと答えました。市長の答弁を求めます。

6番目に、生活環境の改善について質問をいたします。

第1に、不要不急の大規模道路建設はやめ、生活密着型道路優先の予算づけについてであります。

市民アンケートには、数多くの生活道路に関する要望が寄せられました。その多くは、大規模な道路改良というよりも、維持修繕にかかわる内容で、少ない額の予算で済むものであります。当市に今後、億単位の大規模な道路建設計画があるのかお伺いをいたします。

第2に、街灯やカーブミラー及び信号機設置の予算づけについてお伺いをいたします。

同様に身近な要望として出されてるのが、街灯やカーブミラー及び信号機を設置することについてであります。これらの予算づけの順位や流れについて、端的にお答えください。

第3に、要望書のデジタル化を図り迅速な対応についてお伺いをいたします。

区長を初めとした市民からの要望書について、計画的な対応策、優先順位や概算額の把握には、データ管理のデジタル化が必要だと思います。また、現在懸案となっている要望件数及び概算額はどのくらいあるかお伺いをいたします。

7つ目に、市民の暮らし応援の施策について質問をいたします。

以下に述べる質問についても市民アンケートに寄せられた要望からであります。

第1に、市営住宅を持たない市として、家賃補助制度についてお伺いをいたします。

ひたちなか市では、新たな市営住宅を建設しないかわりに、市営住宅入居資格者を対象に、市内の民間賃貸住宅をあっせんし、毎月の家賃を補助、上限2万円とする制度を導入しました。

当市には、市営住宅がありません。家賃を補助する制度の導入について、市長の見解を求めます。

第2に、第3子以降の保育料無料化についてであります。

神栖市や常陸太田市では、少子化対策として、安心して子どもを産み育てる環境づくりを目的に、第3子以降の幼児の保育料無料化をことしから実施しました。当市においても、実施する考えがないか、お伺いをいたします。

第3に、希望者全員が入れる保育所・学童保育についてお伺いをいたします。

市は、保育所の待機児童解消を目指していますが、現状では、実現されていないようです。また、学童保育については、時間の延長を望む声もあります。それらの対策についてお伺いをいたします。

8つ目に、高すぎる水道料金の改善についてであります。

この市民の声では、水道料金の引き下げを求める声が非常に大きい。当市の水道会計は、年々改善されております。いずれにしても、約30%の市民が10立方未満の使用者ですから、基本水量を10立方から5立方に改め、少なくとも市民が使ってもいない水の分まで料金は取るべきではありません。

第2に、国の水開発事業である霞ヶ浦導水事業や八ッ場ダム建設の問題についてであります。

茨城県の水道料金が高い根本的な原因は、過大なダム建設にあります。新政権は、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水事業、思川開発の見直しを明らかにしました。

無駄なダム建設を中止し、これまで住民が支払ってきた国への負担金の返還を求め、水道料金の本格的値下げに努めるべきであります。

以上2点、市長の答弁を求めます。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

佐藤議員の質問にお答えをいたします。

下土田地内の残土問題につきましてお答えいたします。

ただいま、幾つかの視点からご指摘、ご意見をいただきましたが、いずれも農地法、あるいはまた市の残土条例に基づく許認可事務にかかわる内容でありますので、それぞれ担当部長から答弁させていただきます。

なお、ご指摘のように、営農環境を守るという点につきましては、当然のことでありまして、地区の皆様方にもご心配をおかけしておりますので、市といたしましても地域の皆様の不安を解消するため、河川等の調査結果につきましては、これから広報誌等で公表する予定でございます。

なお、詳細につきましては、農業委員会会長、副市長、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

できます。

2点目の入札制度の改善につきましてお答えをいたします。

入札関連につきましては、これまでも佐藤議員を初め、多くの議員さんからご質問、ご意見が寄せられているところでありますが、平成18年の一般競争入札の導入から、最低制限価格の設定など、試行的に導入し、入札制度を運用してまいりました。

入札制度につきましては、さまざまな課題すべてに対応できるものではございません。そのため、各市町村とも多種多様な入札方法を導入し、実施しているのが現状であります。

第1回定例会でも申し上げましたように、談合は許されるものではありません。このため、本市におきましても、この4月より指名業者や予定価格の事後公表等を導入し、談合防止に向けました新たな入札制度を試行的に実施しているところでございます。詳細につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

3点目の住宅リフォーム制度につきましてお答えいたします。

住宅リフォームに対する支援という観点から、現在でも公共下水道や農業集落排水処理区域内のトイレ等の改造等のための助成、融資のあっせん、合併浄化槽等の設置に対する補助、重度の身体障害者等の住宅整備事業に対する補助制度などがあります。

また、本年度事業として取り組みます住宅建築耐震化計画推進事業の中で、耐震改修促進事業計画を策定する計画もあります。

本市といたしましては、住宅リフォーム助成制度として、一体的な制度にはなっておりませんが、これら既存の助成制度や、国・県が進めております助成制度を含めまして、耐震、バリアフリー、省エネなどの多方面にわたりまして研究してまいりたいと考えております。

また、小規模（修繕、改善等）工事契約希望者登録制度の導入につきましては、先ほど総務部長から矢口議員にもご答弁申し上げましたが、市内業者の受注機会の拡大と、市内経済の活性化という観点からも検討しているところであります。

4点目の公共下水道の事業の問題点につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

5点目の国民健康保険税の引き下げ、減免要綱の作成につきましてお答えをいたします。

今般の景気の大きな落ち込みによりまして、企業活動が低下をし、倒産や雇いどめなどの雇用不安が大きな社会問題になってまいりました。このため、国におきましては、国民健康保険法施行令の改正や地方税法の改正を行いまして、自己の都合以外で離職された方につきましては、前年の給与所得を100分の30とみなし、算定することになっております。この軽減を受けるためには申請が必要となるため、今定例会において、国民健康保険税条例の一部改正につきまして提案をしており、議決後に広報誌等を活用しながら周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、減免制度に対する取り扱い要綱につきましては、対象者の基準や減免割合につきまして、理解が得られるものでなければならないというふうに考えております。さらに、事務執行上、公平性を確保するためにも必要性について検討するよう指示をしているところであります。

国民健康保険税の引き下げ、短期保険証等の発行と保険者証のとめ置き問題につきましては、市民部長からの答弁とさせていただきます。

6点目の1番、生活密着道路優先の予算づけ、6点目2番の信号機設置の予算づけ、6点目3番の要望書のデジタル化につきましては、それぞれ担当部長からの答弁とさせていただきます。

7点目の市民の暮らし応援の施策につきましてお答えいたします。

市営住宅を持たない市としての家賃補助制度の実施状況につきましては、現在は生活保護世帯に対して実施している状況であります。

また、子育て支援においては、子育て奨励金、3人っこ家庭応援事業補助、子ども手当、児童扶養手当などにより子育て支援を実施しているところでございます。

ご質問の民間賃貸住宅に対する家賃補助の導入につきましては、現時点では考えておりません。

次に、第3子以降の保育料の無料化につきましてお答えいたします。

本市の第3子以降の保育料につきましては、子育て家庭の経済的負担の軽減策として、18歳未満の児童が3人以上いる家庭で、一定の要件を満たしている児童に対しまして、3人っこ家庭応援事業補助や、3歳未満の3人以上の児童を支援する子育て奨励金を支給しているところであります。

また、市の保育料基準につきましても、国の基準により低く保育料を設定し、保護者負担の軽減として、支援を図っているところであります。

次に、希望者全員が入所できる保育所・学童保育所につきましてお答えをいたします。

保育所及び学童保育につきましては、国の基準に基づきまして、保護者が仕事や病気、出産、親族の介護、求職などのために、家庭における十分な保育をすることができない、保育に欠けるという児童をお預かりし、保護者にかわりまして保育することを目的にいたしました児童福祉施設であります。国・県・市・保護者が負担をし、運営をしておりますので、幼稚園とは違い、保育に欠ける要件が該当しなければ入所はできません。

なお、保育所入所につきましては、ゼロ歳児など受け入れ態勢によりまして、一部の保育所で第1希望に入所できないこともあります。第2、第3希望により、保護者と相談の上、対応している状況でございます。

また、学童保育の保育時間につきましては、利用者の要望によりまして、職員の勤務体制などを検討した中で、民間施設の導入を図った結果、保護者選択の幅も広がり、それぞれの希望に合った利用がされている状況ではあります。

今後につきましても、民間施設等の開設を進めながら、利用者の実態、利用者の動向などによりまして検討してまいりたいと考えております。

8点目の高すぎる水道料金につきましては、水道事務所長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

副市長 圓城寺和則君。

[副市長 圓城寺和則君登壇]

○副市長（圓城寺和則君）

佐藤議員のご質問のうち、1点目の3番、偽造文書と告訴・告発につきましてお答えをいたします。偽造文書と告訴・告発につきまして、ご質問の中で、前回の私の答弁が引用されておりますので、私からお答えをいたします。

前回の答弁につきましては、まだ告訴・告発を行うとか、行わないということについて、明確な考えを整理しておりませんでしたので、まだ整理ができていませんとお答えをいたしました。

今回、改めて再度のご質問でございますが、偽装したものとご指摘のある証明書につきまして、一連の許可手続の中で書類の補正手続等を行い、市として許可をしていること、またすべての事柄について、告訴・告発ということには結びつかないと考えておりますので、今回の事案につきましては、告訴・告発を行うまでに至らないと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

農業委員会会長 関川忠雄君。

[農業委員会会長 関川忠雄君登壇]

○農業委員会会長（関川忠雄君）

共産党の佐藤議員のお答えに入る前に、我々農業委員会として、市議会の皆様には、常にいろいろと運営のためにご協力をいただきまして、ありがとうございます。心からこの場をおかりして、御礼を申し上げます。

早速でございますが、1番の下土田地内の残土問題についてということでございますが、農地法第5条にかかわる市農業委員会の意見書の問題についてお答えいたします。

農地法第5条申請書の許可による事業計画変更申請書の内容で、農業委員会の見解とのことですが、平成22年1月26日の総会において、委員会の意見として、許可どおりの場所から搬入するという条件をつけたらよいのではないかと意見がありましたので、附帯意見として、許可どおりの場所から搬入するという意見を附帯し、県へ申請書を送付いたしました。

また、東洋製罐からの残土搬入につきましては、搬出が確認されましたので、これに対する意見はございませんでした。

次に、サツマイモ畑に対して、営農は成り立つのかというご質問でございますが、これにつきましては、個人の申請内容でありますので、個人の尊重をしないと、このように思いますので、委員会としては、特別検証等はしておりません。

また、我々農業委員会としても、慎重な審議をしております。これからも関係機関・県・市と連携を図り、対応したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝経君。

[環境経済部長 山口勝経君登壇]

○環境経済部長（山口勝経君）

1点目の2番、市の残土条例にかかる許可の問題につきましてお答え申し上げます。

初めに、今回の下土田地内の残土埋め立て事案につきまして、幕ノ内の皆様方に対し、多大なるご心配、ご不安をおかけいたしました。

ご指摘のとおり、この条例は、市民の生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的といたしております。ストックヤードからの搬入につきましては、前回答弁いたしましたとおり、残土の発生から許可までに相当の期間がかかることや、資源の有効利用の促進の観点からも搬入を

認めてございます。

残土条例にかかわる許可に当たりましては、申請の内容を十分に審査し、事業許可を決定しておりますので、当初から意図して申請したとは考えてございません。

また、ご指摘の行政指導文書につきましては、表現が違ってしまいましたが、搬入をしてはいけないという同じ意味で使ったものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

1点目4番の地元幕ノ内地域周辺住民の生活と営農を守ることにつきましてお答えいたします。

建設残土の無秩序な堆積は、崩落事故などを招くこととなり、周辺の住民に不安を与えるとともに、市民の生活に大きな影響を及ぼすものであります。行政にとりまして、その防止は重要な課題となっているところでございます。

本件につきましては、土砂の搬入場所は、土浦市と埼玉県和光市からのストックヤードでございますが、それぞれの土壌分析調査書を提出させ、市においても独自に現地調査をしており、有害物質の混入はないものと判断をしております。河川等の調査結果につきましては、これからも広報誌等で公表してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、住民の方が環境への影響を心配されることは、十分承知しているところでございますので、不適正な土砂が搬入されないよう注視し、地域の安心・安全な環境を確保するため、条例に沿った適切な対応をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいとお願いたします。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

○総務部長（山中修一君）

佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

2点目の入札制度の改善についてでございますが、先ほど矢口議員さんにも概要については、ご説明をさせていただいたところでございます。

前回の議会におきまして、22年度中に実施する方向で検討するという事で答弁を申し上げておりましたが、その後、入札検討委員会におきまして、先ほど申し上げましたような制度の見直しを行いまして、特に指名業者の事後公表を実施しております。また、予定価格についても事後公表ということで、新たな入札制度を運用しているところでございます。

予定価格と希望価格の違いというようなことでご質問がございましたが、希望価格につきましては、市において積算をいたしました設計額ということでございます。

それと、希望価格に入札の当日になりますが、ある程度の割合の範囲で積算した数字をくじ引きをしていただきまして、その率を乗じたものが予定価格ということで4月からは実施している内容でございます。

次に、入札談合と落札率の関連につきましては、これも第1回定例会におきまして、21年度の落札率のご説明を行ったところでございますが、22年度につきましては、工事の入札件数が現時点ではまだ少ないということでございまして、比較することはできませんが、入札制度の改正による結果の推移を見守ってまいりたいと考えております。

なお、ご質問のような線引きやすみ分けによる内容、さらには談合はないというふうに考えております。

また、条件つき一般競争の本店条件の緩和・上限額の引き下げにつきましても、制度の改正を行っております。ただいまのご質問の中で、1500万円等の中での支店、営業所等を入れてはというふうなご提案がございました。これらについても、入札制度の改正を行っているところでございますので、これらについても検討をさせていただきたいと思っております。

さらに、公契約条例の制定につきましては、これまでの議会でも何回か答弁を申し上げているところでございます。今後とも、国・県そして近隣の市町村の状況も参考にしてみたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、6点目の2番でございます。街灯やカーブミラー及び信号機設置の予算づけということのご質問にお答えをいたします。

街灯やカーブミラーにつきましては、それぞれ各地区の区長さんからの要望により、申し込み順に予算づけを行っております。流れにつきましては、防犯灯につきましては、行政区内においては区が設置及び管理することになっておりまして、市は区長さんからの要望に基づき、設置補助金を1灯につき1万円を出しております。電気料につきましても負担をしております。本年度の内容でございますが、現在、12件、24灯の申請要望がございます。本年度の予算の内容につきましては、72灯の補助を予定しているところでございます。

また、カーブミラーにつきましても、同じく区長さんからの要望により、現地確認を行いまして、市においてカーブミラーの設置の発注をしているところでございます。

これらにつきましても、予算等が限られております。そういうことで申し込み順ということになると思いますが、そのような処理をしております。

また、信号機についてでございますが、これらにつきましては、茨城県警が設置、管理をしております。設置につきましては、これらについてもそれぞれの各区長さん等から要望を受けまして、それらを土浦警察署に要望を提出し、土浦警察署から管内の要望を取りまとめて、県警本部に上申するというところでございまして、必要があると判断されれば設置をすることになります。

信号の設置については、県といいますか、警察のほうでの予算になります。それらに関連した道路等の関連施設については、地元の市が負担するというようになっております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

[土木部長 松澤徳三君登壇]

○土木部長（松澤徳三君）

佐藤議員さんのご質問4点目の1番になります。3省による污水处理の効率化検討作業と市の生活排水処理施設整備計画につきましてお答えをいたします。

国土交通省では、効率的な污水处理施設整備のための都道府県構想策定マニュアル（案）検討委員会を設置し、議員さんのほうからもお話がございましたように、国民すべてが生活の豊かさを実感できる社会の実現に向けまして下水道事業、農業集落排水事業、合併浄化槽整備事業はそれぞれの各省庁で実施をされているところでございます。

市街地農村漁村等を含めた全域で、効率的な汚水処理施設の推進をするため、各施設の有する特性を踏まえ、経済企画を基本とする水質保全効果や地域の特性、地域住民の意向を考慮いたしまして、効率的、かつ適正な整備手法の選定を行うとしております。

また、5月11日には、国交省、農水省、環境省の出席のもと、第2回の検討会が開催され、地方公共団体の実態を把握するためのアンケート調査案について、議論がなされたところでございます。

ご質問の市の生活排水処理施設整備計画における加茂処理分区は、現在、認可区域内の整備を進めているところでございますが、加茂団地集落までの面整備を平成25年度から26年度において実施する予定となっております。

将来、加茂工業団地の整備は、3省協議において作成されます効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想マニュアル（案）をもととして、県と十分な協議・検討を行い、事業認可区域の見直しを図ることになろうかと考えております。

次に、2番の下水道加入率向上に向けた実施計画についてお答えをいたします。

平成21年度末における下水道普及率は、農業集落排水も含めて88%となっております。

また、個別の処理区ごとに見ると、加入率に大きな差があることもさきの定例会でお答えを申し上げたところでございます。

加入率の向上に向けての計画については、毎年推進地区を定め、職員または地域の役員さんの協力を得ながら、戸別訪問等を行って早期の接続を依頼している状況でございますが、今後も加入率の向上が見受けられない地区は、重点的に加入促進を図ってまいりたいと考えております。

また、接続しない原因については、既に合併浄化槽等の設置を行っており、それらの施設が現在も使用されていることなどが挙げられているところでございます。

次に、職員の加入状況についてでございますが、公共下水道、農業集落排水を含め、21年度末現在、34人の職員が未接続となっております。これらの職員の皆さんには、今後、加入されるよう推進をしてまいりますので、よろしく願いをいたします。

続いて、3番の特環公共下水道加茂処理分区の管口径600ミリの必要性についてお答えをいたします。

口径600ミリの必要性につきましては、さきの定例会で何度かご質問いただいておりますが、市としては、将来の加茂工業団地の整備を見越し、幹線管渠を含めた管渠などの整備計画を立て、600ミリの管渠が必要としたものでございます。

ご質問の加入促進の具体策、稼働率予測、いつ有効性が証明されるかにつきましては、今後の整備計画や事業認可等の状況などにより、具体的な内容や時期は決定できませんけれども、前回のアンケートを踏まえ、再度各事業所へ調査確認を行い、接続の推進を図ってまいりたいと考えております。

続いて、6点目1番の不要不急な大規模道路建設をやめ、生活密着道路優先の予算づけについてお答えをいたします。

生活道路の整備につきましては、原則として区長さん等の要望により、順次整備を行っていくことを基本としているところでございます。ただ、要望箇所が多く、採択までには一定の期間を要することが現在の課題となっております。

また、地権者の同意や整備の必要性などを勘案し、限りある予算を有効に活用し、市民の皆様の要望に対応をしていくことが必要であるかと考えております。

したがいまして、新設道路や大規模な改良をできるだけ抑制し、最小限の補修工事等で対応しております。ご理解をいただきたいと存じます。

来年度以降の計画についてでございますが、当然、計画に入るということは、いろいろな内容を踏まえ、試算をするわけでございますが、現在、試算までに至っておりませんので、現時点ではないということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

これより昼食休憩に入ります。

再開は午後1時30分からといたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時31分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市民部長 川島祐司君。

[市民部長 川島祐司君登壇]

○市民部長（川島祐司君）

佐藤議員の質問中、5点目の1番、国保税率引き下げの具体策につきましてお答えいたします。

国民健康保険事業は、国庫負担金等の特定収入に、受益者である被保険者がお互いに助け合うために応分の税負担をし、保険給付を行うものであり、本市においては、財源充実に法定分のみ一般会計からの繰り入れを行ってまいりましたが、平成22年度国保税につきましては、前年の経済状況の悪化による所得減少が見込まれる中での、被保険者の負担感などを考慮しまして、一般会計から1億1000万円の繰り入れを行うことで、税率の引き下げや、6割・4割であった軽減割合についても7割・5割・2割に引き上げ、拡大をあわせ行うこととしておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

次に、5点目の2番、短期保険者証につきましては、滞納のある世帯に対して、接触機会をふやすことと、滞納者の納税意欲を引き出し、被保険者間の公平性を保つための方策の一つとして行っているものであります。

収納率の違いですが、20年度現年課税分で比較しますと、1カ月の短期保険者証発行を実施している27保険者の平均が88.34%、その他の2カ月または発行していない保険者の平均が88.24%で、短期保険者証交付の保険者が、若干ではありますが高い状況にあります。

保険者証のとめ置きであります。22年度保険者証については、例年どおり簡易書留で発送し、不在や受け取りに来ないなどの理由により、現在、190世帯分が戻ってきている、あるいは預かっている状況であります。

なお、納税が滞っている世帯についても、高校生以下については、納税相談の状況にかかわら

ず、短期保険者証を交付しております。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

[市長公室長 塚野 勇君登壇]

○市長公室長（塚野 勇君）

佐藤議員のご質問の中で、6点目3番の市民や区長からの要望書をデジタル化により迅速に対応してはどうかにつきましてお答えいたします。

行政区を含めました市民の皆さんからの要望等につきましては、広聴担当部門が全体の窓口として受け付けを行い、要望内容に応じまして、担当各課に照会、回付し、各担当課では、区長さんからの要望内容の聞き取りや、現場での確認作業を行い、実施の有無、手法、時期、事業経費などを判断し、対応内容につきまして回答をしております。

これらの一連の作業につきましては、一部事務処理システムを改善しましたけれども、担当部門とのオンライン化にはなっておりませんので、優先順位づけや事業費の把握につきましては、各担当と要望した行政区との協議や実施方法により異なり、すべてについて把握はできておりません。要望事項の情報共有など、進行管理ができるシステムにつきましては、さらに改善を図ってまいりたいと考えております。

なお、ご質問にございました懸案となっている要望件数につきましては、幅広い分野にまたがり、また詳細になりますので、資料でお示しをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ちなみに、平成21年度要望の概要を申し上げますと、総数258件に対しまして、道路関係で196件ということで、76%の割合になっております。そのほか、交通安全関係、消防関係、公園整備、環境整備などがございます。なお、先ほど申し上げました21年度の総数258件のうち、59件が22年度以降の対応、この扱いになっております。

このように、要望事項は大変件数が多い状況でございますが、業者への発注だけでなく、職員による対応や、行政区にご協力いただきながら対応するものなど、できるだけ多くの要望にこたえられるよう努力をしておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

[水道事務所長 仲川文男君登壇]

○水道事務所長（仲川文男君）

佐藤議員の質問にお答えいたします。

8点目の質問のうち、最初に水道料金の引き下げの市民の声について。水道料金の基本水量見直しにつきましてお答えいたします。

議員のアンケート集計結果につきましては、ホームページにて取得をさせていただきました。ご質問の基本水量見直しにつきましては、これまでも一般質問の中でお答え申し上げておりますように、まず実態を見ますと、ひとり暮らし世帯の1カ月の平均使用水量は、本年3月調定分

でまず求めてみましたが、水量は9.2立方メートルでございます。対前年同期の使用水量9.3立方メートルとほぼ同じであり、ひとり暮らし世帯の1カ月の平均使用水量は、基本水量10立方メートルに近いものであると言えます。さらに、本年3月分の一般世帯の1カ月の平均使用水量は、19.1立方メートルとなっております。これらも踏まえての料金体系となっており、基本水量10立方メートルと定めた現在の料金体系は、適正なものと考えております。

さらに、支出面から見ましても、年間を通しての水道事業施設の維持管理、今後老朽化に伴う補修、改修、更新事業に与える影響を考慮しますと、議員から要望をいただいております基本水量の見直しは、非常に難しいものであると言えます。

次に、国の水開発事業である霞ヶ浦導水事業や、八ッ場ダム建設の問題点についての質問にお答えいたします。

両事業ともさきの政権交代により、事業の見直しが行われており、事業中止となるのか、あるいは継続されるのか、まだ決定には至っていないことは、議員ご承知のとおりであります。国の動向を注視していきたいと思っております。

なお、この両事業には、県企業局の水道部門がかかわっておりますので、ご説明をさせていただきます。

まず、霞ヶ浦導水事業につきましては、那珂川、霞ヶ浦、利根川を導水路で連結することによりまして、水道用水として、本県、千葉県、東京都、埼玉県のうち、1日約50万人の水利用を担う計画となっております。

本県におきましては、県中央広域水道用水供給事業として、暫定水利権にて、現在取水し、本市を含め、10事業所に供給されておりますが、水道料金に関する県企業局からの説明では、まだ事業が完成していないため、建設仮勘定に計上されており、現在の県中央広域の水道料金には反映されていないとのことでございます。

次に、八ッ場ダム建設につきましては、ご案内のとおり群馬県長野原町に建設中でございます。水道用水供給としましては、群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、そして本県へ毎秒21.389立方メートルを供給する計画となっております。

本県におきましては、ダム建設を前提に、現在暫定水利権を取得し、利根川から取水し、県南、県西地域に水道用水として供給しております。このうち、本市にかかわるのは、県西広域水道用水供給事業であります。また、水道料金に関しましては、県中央広域同様、事業が完成していないため、現在の料金には反映されておられません。どちらの事業とも完成した後に、管理費及び減価償却が発生することになります。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

農業委員会のほうの質問ですけれども、地元者による中傷で工事中止されたというふうに言っているでしょう。だからおかしいと言ったんです。これ、質問に答えていないですよ。許可されたところであればオーケーということじゃなくて、私の質問は既に渡してあるように、整合性がないんじゃないですか。地元者の中傷じゃないでしょう。別の和光から持ってきたから問題にな

ったわけでしょう、中止になったのが。理由がそもそも違うでしょうよ、出している中身が。それで、もう農業委員会は、あくまでも柏の葉キャンパスから持ってきたのが、坂東に行って、坂東も確認したでしょう、関川さん行っていますよね、坂東も。それから手野まで行ったわけでしょう。そういう流れの中で、あくまでも柏の葉キャンパスだというのが前提だったわけでしょう。

それで、実は、私が情報公開したもので、1月8日付の顛末書、始末書というのがあるんです。これ事業者と土地所有者の連名で出されているんですけども、農地法5条の許可を受けて、これがまたおもしろいんです、期間内に達成できなかった理由、何と書いてあると思いますか。指定区域外からの土が搬入されているとの報告が近隣の市民からあり、現在まで中止となっている次第です。その次です。運転者の管理には、手落ちがあったことには、まことに申しわけありません。手落ちなんですってよ、和光から持ってきているのが。手落ちだと言っているんです。今後このような不祥事がないように、運転者の管理を徹底します。その和光市は許可はオーケーだと一方で言っているんでしょう。全く矛盾しているでしょう、どうですか、まずこれ、第1点。

それから、この残土条例のほうと絡みがあるんだよと言ったんだよ。東洋製罐から持ってきたことについては、残土条例との絡みがあるので、認識しているけれども、市と連絡をとるよというふうに板橋局長は言ったんです。そのときに、何とこの残土条例の中身は変更の理由として、良質な建設残土ができたためとあるんです。事業変更許可申請の顛末書とこの残土条例の整合性、全く矛盾しているというふうに思いますよね、どうですか、これが第2点目です。

それから、東洋製罐の土がひどいというのは、前にも、あのときはこちらに傍聴していましたからわかったと思いますけれども、ひどいですよ、これ。本当にこれ産廃と思われるような土です。オガモノは産廃だけでも、おがめませんよ、怖くて。これちゃんとここから掘ったものをダンプに入れているんです。ですから、この東洋製罐の問題については、1月26日の総会で意見がなかったんじゃないですよ。意見がないんじゃないくて、その後どうなったのかということが問題になるわけです。その後も月1回ずつ総会をやっているんでしょう。そういうことがあります。

それから、この農業委員会というのは、農地を守り、農業の振興策を提案する役割を持つ重要な機関ですよ。そこで、やっぱり発生元が不明な土というのは、非常に問題なわけです。

戸田さんがこの前の裁判のときに意見陳述しました。そのときにいらっしゃったかどうかわかりませんが、県のほうは、農地法の許可に添付されていた書類は、関係ないんだと。法律上、義務づけられたものじゃないんだというふうに言って、逃げているんです。しかし、戸田さんは、農業を営む人にとっては、土は命だと。その土がどこから発生したのか明らかでないものは、安心・安全な作物はできません。そうでしょう、今、安心・安全な作物、これは安心・安全な土でなければいけないんじゃないですか。

持ち込まれた残土の中には、農地に適さない大きな石の塊とか、酒瓶だとか、発泡スチロールだとか、金属とか、ビニールの袋だとか、そんな混入したのがどんどん捨ててあるというふうにも聞いています。近くの現場すぐのところには、油がぎたぎたになっているところがありますよね。私も近くに行って見たら、本当にぎらぎらしているところがありました。そういうところもあるわけですよ。現場を見ていらっしゃるかどうかわかりませんが、農業委員会では、今の現地の状況を見ていらっしゃいますか。農地に適していると言える残土だと思いますか。そのことは関係ないと。あくまで個人の問題だというふうにおっしゃるんですか。これ3点目。

それと、今、個人にかかわる問題だというふうに言いました。でも、農業委員会ですよ、個人の問題だけじゃないですよ。やはり農業経営全体もほかの近隣の人たちとの農業の整合性もやっぱり一緒に図りながらやる、これは当然のことだと思います。ですから、戸田さんが休耕田に発生元不明な残土をうずたかく盛って、サツマイモ等をつくって営農ができるのかという。実際に、田んぼを畑にして高額なお金を払ってまで埋め立て工事なんかはできないよと。やっぱり実際に農業に従事している方がそういうふうな疑問を呈しているわけです。

ですから、私が思うのは、ここでもまだ問題があるんです。物すごい高さに盛ったでしょう、片側のほうの山林のほうに土が盛っていますから、山林のところにかかっちゃったわけでしょう、その部分をどうするんですかって、そのときにこういうふうに答えているんですよ。将来、隣接地を借り受けて、ナシ畑に計画がありますので、のり面での耕作面積が減じたのはやむを得ません。これ、平成21年8月13日です。この日付で農業委員会、いわゆる県南農林事務所あてに提出しているんです、その書類。このサツマイモ畑の面積と、ナシ畑の面積の比率は一体どうなっているかご存じですか、私わかりませんが。

そういう点だって、サツマイモ畑の面積とナシ畑、どういうふうになっているんですか。それも関係ないというようにおっしゃるんですか。ではなぜ県南農林事務所のほうからの問い合わせにそう答えているんですか。それともう一つつけ加えれば、山林の隣接中止、これ8月13日時点では、認識も同意もしていませんよ、私は本人からそう聞いていますから。「え、そんなに盛るの、聞いていない。」ちゃんと私はそれは聞いています。

以上、5点お答えください。いいですか。

[「暫時休憩」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時52分

再 開 午後 2時07分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

農業委員会事務局長 中島邦之君。

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

大変失礼しました。

4点ほど質問いただきまして、まず第1点目から運搬車の都合によりというようなことで、顛末書が。

[佐藤議員「手落ち、都合じゃない」と呼ぶ]

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

手落ちがあったということで、顛末書が添付されたということでございますが、これは県南農林事務所のほうからの要求によりまして、事業者が書いてございます。

[佐藤議員「それは違う話、別な話」と呼ぶ]

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

もう一点、今度はのり面が山にかかって平らにするということですが、これも事業者ではなくて、所有者本人のことで、将来的にわたりまして、将来的にはナシ畑もやるというようなことで、これもまた県南農林事務所のほうに送付してございます。あと現場を見ているのかということですが、正式には、まだ完了届が上がってきていませんので、確認はとってございません。

あと、良質土というような質問でございますが、これは残土条例のほうかなと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

[佐藤議員「隣接同意者は同意していないんですよ、ナシ畑のことについて。それもわかりませんね」と呼ぶ]

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

確認はとれておりません。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

ですから、農業委員会の役割がいかに大事かということです。サツマイモだったというのが途中でナシになるなんて、それはおかしいでしょう、やっぱり。これがまず問題だということと、その借り受けるということも勝手に書けないでしょう、ヤマモトさんが、本人が。そうでしょう、だってそう確認とっていないんですよ。私聞いていますから、本人から。これも問題でしょう。

それと、発生元証明書の偽造。前にお見せしましたけれども、発生元の偽造。これは2つあるんです。1カ所と、それと2カ所。1カ所分のほう、これはミライキカクはミライキカクですけども、ここの数字はいじっていないんですよ。こちらのほうは、数字を線引いて2万2000立方に直しているでしょう。ここの住所まで直しています。そして、判こをダブルで三文判を押しているわけです。これで鴻池の所長さんが怒ったわけです、わかりますか。

そして、どちらについても、このミライキカクという会社に最終処分業者なんていうのは全く我々わからない、そう言っているんです。ですから、これはパソコンで打つんですって、ここの場所。ですから、これも偽造なんですよ。両方偽造なんです。どうですか、告発しなければいけないんじゃないですか。1月26日、私が言ったときにそう述べた方がいらっしゃいましたよね。両方とも偽造ですよ。

それから、その現場を見ていないと言いますが、ちょっと無責任じゃないですか。あれだけ問題になっているところに、現場見に行かないですか、中島さん。現場に行っていないの。もうほとんど終わっていますよ。重機までもう引き揚げられていますよ。どういう形になっていますか。それで現場を見ていないというのは、全く不誠実です。特にあの現場は、雨が降ったら大変なことになりますよ、あの勾配ですから。サツマイモ畑かナシ畑にするのかわかりませんが、そこに必ず休耕田になっていた谷津田を畑にするということは、畑にまず水路をつくらなければならないということです。水の専門家が言っていますよ。水路をつくってありますか。あと崩れたらどうするんですか。そういう対策は本人任せですか、市任せなんですか、農業委員会関係ないんですか。耕作地として、今後の検証は関係ないと言うんですか。以上、答えてください。

まず告発するかどうか。

○議長（桂木庸雄君）

農業委員会事務局長 中島邦之君。

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

告発につきましては、副市長が答弁したと同じ。

[佐藤議員「副市長とは違います、これは、農業委員会です。副市長は別の機関です」と呼ぶ]

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

告発しないということでご理解賜りたいと思います。

あと、現場を見ていないのかということですが、事前調査とか、何かのところで必ず全市を歩いていますので、そのときには必ず見ております。見ていないと言ったのは、正式な完了届がありませんので、見ていないと言ったことでございます。

また、地形につきましても、まだ完全に終わっていないと思っておりますので、ご了承願いたいと思います。

[佐藤議員「水路の問題についてはどうなっているんですか。水路、畑地にする水路。それも関係ないんですか」と呼ぶ]

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

図面上には、サツマイモ畑というのは申請でございますので、水路の計画というのは載ってございません。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

ですから、やっぱりいろいろな点で、農業委員会としての、農業を振興していくという、そういう役目というのが大事だという点で、かなり問題があるということだと思います。

それから、市の残土条例の問題について、お伺いをいたします。

相当な時間がかかるから許可をしたというふうに言いましたよね。それにつけ加えて、今度は新たな資源の有効化を図るということまで言いました。どういうことですか、資源の有効化を図るって。残土の資源の有効化、和光から持ってきたり、東洋製罐から持ってきたり、どこから持ってきたかわからないようなのが、みんな資源の有効化なんですか。

それと、これは市長が許可した後に、私と一緒に戸田さんに行ったときに、こう言っているんですよ、11月25日です。回答がおくれたのは、いろいろな形で行政でとめる方法があるか、現場に指示した。そのために時間がかかったというんです。市長、そういうふう言っているですよ。市長。これちゃんとテープとっていますからね。忘れていたかもしれません。だから、許可までに相当な時間がかかるというんじゃないですよ、これ見てください。回答がおくれたのはいろいろな形で行政でとめる方法があるか現場に指示した。そのため時間がかかるということです。

ですから、とにかくその発生元はわからないわけでしょう、相変わらず。戸田さんもかなり、最初は市長がどういうことを言ったと思いますか。10月15日、残土条例許可前です。立派な残土条例で、ほかより厳しくよくできているので心配ない。地域の要請があれば中止できるというふ

うに回答している。そう聞いています。それで署名をやって、中止要請書を出したわけです。ところが、運用になってしまったでしょう。厳しい条例があっても、守らなければ何のための条例なのかということです。それが問われているという私の質問に答えていないでしょうということ。だから、戸田さんも公判の中で、これまで信頼してきた市長にこのような形で裏切られるのは、とても我慢なりません。私は話し合いで解決したかったというふうに述べています。

それで、ちょっと質問します。

市長は、やめられると言ったのが、書類が整えばやむを得ない。とめる理由が見つからない。やめる理由が見つからない、そういったんですよ市長。とめる理由が見つからない。地権者が取り下げてくれれば一番いいんだというふうに言った。何でそんなことを言うんですか。県のほうにも問題があると思いますけれども、それを何らかの圧力があつたんじゃないですか。これ、まず第1点。これは市長答えてください。

あと、坂本環境経済部長が土壌検査は、業者のほうでやっていると言ったんです。私は情報公開したときに、農業委員会から出てきた書類は、市が立ち会ったいわゆる1月13日付のものが検査書なんです。

ところが、残土条例のほうのものは、何と和光のストックヤードなんですけれども、その証明書は日付いつだと思えますか。平成20年11月29日付です。ストックヤードは土が動いているんです。それなのに、平成20年11月29日。1年以上も前の検査書です。それで許可相当としたんです。恐ろしいです。何でもありませんか。それを検査したから大丈夫だ。これがまさにでたらめだということです。これ第2点。

それから、残土条例許可前に土を入れてしまったでしょう。そのときに戸田さんがダンプの運転手に8月25日だそうです。ダンプの運転手は、「柏と言っているわけじゃない。どこからだっかっていいじゃないか、おまえらに話す必要はない」そういうふうに語ったそうです。そのときは、柏といえば、高速道路からおりるのも不思議には思わないよね。ところが、手野に変わってしまったでしょう。だからおかしいなと思って追跡したわけです。そうしたら和光だったわけです。

そうしたら、今度の許可を見てください。いい土が出たと。和光からの土がいい土なんだって。それで、1万6750立方のうち、和光を1万、手野をその不足分6,750立方、こういうふうにしたんです。だから、もともと和光から持ってきたんです。

そのことがはっきりしたのが、実は、私の調査でインターネットなんです。この丸昌工業というのを検索したら、1つ出てきたんです。残土置き場、和光高校前にうずたかく積み上げ、これ08年11月19日です。08年というと20年です。市の改善勧告もイタチごっこだつて。これちゃんと図面が、航空写真も載っています。和光市新倉の県立和光高校の前にある丸昌工業。残土置き場で残土が条例に違反して高く積み上げられ市民から苦情が寄せられている。市は08年8月と10月に改善計画を提出させて、一たん低くなったが、また少したてばまたもとに戻る。イタチごっこが続いている。これは、東京都内の建設会社がマンション建設などで出た土を北関東の最終処分場に運び出すまでの仮置き場として、約20年前から使用している。また、茨城県内の最終処分場に残土を運び入れているが、周辺住民の苦情対応で搬出が進まなかったという、こう書いてあるんです。

和光市でも市役所も市民が大変困っている業者だったんですよ。それで、共産党の和光市議会

議員に聞いてみました。調べてみました。そうしたら、何とこの会社は、前はホシノ建設だそうです。そうして、それが倒産をして、丸昌工業になった。しかし、この丸昌工業代表者は前のホシノ建設の娘婿じゃないかというふうに言っています。それで、そういう市の職員から聞いたことですが、市の残土条例がかすみがうらでは厳しいそうですが、ぜひ送ってくださいと言われました。

それで、このホシノ建設、そして丸昌工業、この関係をどうも別の人から聞いたことがあったので、そうしたら、そのホシノ建設は、平成6年ごろからこの霞ヶ浦地区を中心に旧出島です、かなり事業活動始めて、残土を不法に捨て続けていた業者だそうです。東京の残土屋で捨て逃げた会社です。計画的倒産だと。その妻が丸昌工業を立ち上げた。いろいろなところにこのホシノ建設が残土を捨てているんです。

これが和光高校です、丸昌工業。こっちが手野です、丸昌工業でしょう。両方とも丸昌工業です。そして、倒産したのがホシノ建設。両方ですよ。同じなんです。ですから、かなり困っていたわけです。だから和光からも最初から持ってきたんです。柏じゃないというのは明らかなんです。和光なんです。どうですか、ここまで言われて初めてわかったと思いますけれども、こういうふうにして、持ってきた問題でも非常に大きいんです。

ここで、こういうのもあるんです。土地の埋め立て等に係る使用機械の運搬者の報告書。これがあるんです。これを見ますと、運搬会社の名前が丸昌工業、担当者の名前、電話番号があります。そして、トラックナンバー、みんな土浦です。土浦ナンバーなんです。発生元は柏と偽っていますけれども、でも、049という番号を調べるとどこだと思えますか。埼玉です。埼玉。埼玉の川越、坂戸、鶴ヶ島とか、こういうところなんです。

これで、私が戸田さんからもらったものでトラックを調べたでしょう、戸田さんが追跡したものの。このトラック番号をこれと組み合わせると、ちゃんとこれと一緒にです。ここでダイダイ色にしているのは、追跡してわかったの。そうしてこの黄色は現場で搬入していた車であるということがわかった。こっちのちょっとしたピンクのものは、これは手野のほうからいつも来るぎんぎら銀の車なんです。ほかはわからないんです。ですから、ほかだってどうなっているかわかりません。そういうことで、もう埼玉の業者がこの件にかかわっているということは明らかだということなんです。

それで、私はまずここで調査・確認をどのようにしたのかと、和光市の市役所に、それから環境保全課はこのダンプのナンバーのチェックはしていたのか。

それから、もう一つは、東洋製罐の問題です。東洋製罐、これだって問題でしょう。東洋製罐については、その後目隠しの網を設置しているんです。写真撮られてしまうから。東洋製罐に確認しましたか。だれかが口利きしないと、東洋製罐から入らないでしょう。東洋製罐から持ち込まれた土砂が撤去されたというけれども、だれが証明するんですか。そして20立方だといいますけれども、どうやってそれを証明するんですか。私はその時点でやめるべきだと思うんです。

そして、自粛とそれから停止は同じ意味だ。先生、学校の先生、停止と自粛わかりますか。ティッシュじゃないですよ、停止。それと自粛。自粛というのは、10台だったのを9台にしたって自粛でしょう。停止とは違うでしょう。これが問題でしょう。

以上、ご質問に答えてください。

市長、だれかから圧力をかけられたんですか。

それから、情報公開のものでは、日付が平成20年11月29日です。1年以上前なんです。が添付されてましたね。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝徑君。

[佐藤議員「まず市長からね」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

圧力は一切かかっておりません。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

佐藤議員さんのほうから幾つか質問があったわけでございます。私のほうから答弁を申し上げたいと思います。

まず、土壌検査でございますが、平成20年11月29日付でそれが優良な土というようなことで担保されるのかというようなことでございますが、これにつきましては、かすみがうら市でも土壌の検査をしてございまして、その検査結果を見ますと、基準をオーバーするというようなことがございませんでしたので、担保されるというようなことで理解してございます。

それから、残土条例の許可前に下土田のほうの休耕水田に入れたのは、というようなことでございますが、これにつきましては……

[佐藤議員「和光市と和光市に確認しましたかということですか」と呼ぶ]

○環境経済部長（山口勝徑君）

和光市のほうには丸昌が許可をとっているのかということは、確認されているというような報告がございます。和光市で……

[佐藤議員「問題になっていることはわかっていなかった」と呼ぶ]

○環境経済部長（山口勝徑君）

問題になっていたことは、今、佐藤議員さんのほうから聞いたわけでございますが、和光市のほうには、ストックヤードの届け出がされているのかどうか、その辺は確認してございます。

それから……

[佐藤議員「問題のある業者かどうかは確認しなかったということですね」と呼ぶ]

○環境経済部長（山口勝徑君）

その辺は確認してございません。

それと……

[佐藤議員「車両をちゃんとチェックしているかどうか」と呼ぶ]

○環境経済部長（山口勝徑君）

ダンプの車両でございますが、届け出がされてございます。ナンバープレートが書いてありま

すので、その辺は随時確認はしております。ただ、その現場に職員が搬入時間にいるわけではございませんので、現場に行ったときには確認してございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、東洋製罐の残土でございますが、そういう報告があった時点で、現地のほうに出向きまして、東洋製罐から運ばれた残土がないというような確認をしてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、自粛と停止の表現、先ほど申し上げましたように、同じ意味ということでございます。私どものほうで、停止の意味で、入れてはいけないという意味で出したわけでございますが、自粛というような表現になってしまったわけでございます。

本来であれば、停止というような形で通知すべきだったということで理解しておりますが、全く入れてはいけないというようなことでの表現、意味合いでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

東洋製罐から持ち込めたものも、ちゃんと戸田さんは確認しているんです。4台。大体1台10立米ですよ。そうして往復していますから。1回見て、もう1回追跡しているんです。そうすると4台掛ける2です、単純に。この日だけではないです。それが問題なんです。だから私はこのときに本来ならば、許可を取り消すべきだったというふうに思います。市長、このときに取り消せば問題なかったんです。裁判までにならなかった。許可したときだって、中島さんと前の環境経済部長が17日に戸田さんのところに行って、土下座したそうです。ごめんなさいごめんなさい。土下座したんです。意に沿わなくてすみません。何でそんなことをやる。逆に、本当は市長が行くべきだったんじゃないですか。

それと、今言ったように、何回も取り消しをする機会があった。まず1回目が、残土条例許可前に大量の土を持ち込んだ。2回目が、残土証明書が偽造されていたことがわかったとき。第3回目は、戸田さんが追跡して許可以外である和光市からの持ち込みがわかった時点。4度目は、東洋製罐から持ち込まれたとき。これですよ。仏の顔にも三度。4度目はもうだめだということです。市長、答弁ください。どうぞ。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

その対応につきまして、副市長が当たっておりまして、副市長のほうから答弁させていただきます。

[佐藤議員「自分で答えなさい」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

副市長 圓城寺和則君。

[佐藤議員「自分が全部責任をとるといったんだから。それをきちんと答

えられないんじゃないでしょうか。副市長じゃなんの役にも立たないで
しょう」と呼ぶ]

○副市長（圓城寺和則君）

私からお答えをいたします。

区長さんのお宅へお伺いをしまして、今、お話しのありました土下座とかというお話がありましたけれども……

[佐藤議員「別に土下座の問題は今いいよ」と呼ぶ]

○副市長（圓城寺和則君）

詳しくは本人の心情はわかりません。

[佐藤議員「市長がいくべきじゃないかと言ったんだよ」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

静粛に願います。

○副市長（圓城寺和則君）

それから、和光市から運ばれた、あるいは東洋製罐から運ばれた、そういう段階で取り消すべきだろうというようなご指摘でございますが、その都度、業者には搬入停止の措置とか、行政指導とか、そういう指導を通じまして、補整をさせまして、しかるべき許可要件を整えた上で、許可をしたという経緯がございます。

それから、和光で取り消すべきだというご指摘がございましたが、そのような考え方のもとに追認をしたということで、そのことにつきましては、これまでもお話を差し上げている状況でございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

ですから、今度は偽造文書の問題になりますけれども、裁判ではこの偽造文書は知らないというふうに、そういう態度をとっているんです。11月9日に環境経済部長ほか何人かで鴻池組に偽造だと証する証明書を出してくれと要請しているでしょう。なぜ要請したんですか。偽造だという。それから、柏のキャンパスの残土でなくなったというけれども、出されてきている土壤検査資料の中身は全く変わっていないです。09年6月24日付なんです。変わっていないんです。ただ柏でなくなっただけです。でもデータ同じなんです、これおかしいでしょう。そして、平成21年7月14日付の残土証明書も事前協議のものと本申請のものと同じなんです。同じものを使っているんです。これでいいんですか。それで柏じゃなかった。これでいいんですか。

以上、3点。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

佐藤議員さんのご質問にお答え申し上げます。

まず、偽造文書のことでございますが、残土条例関係の本申請でございますが、本申請には残

土証明書ということで、添付されてございまして、発生元証明書は事前協議の段階だというようなことは、前にもご答弁申し上げているところかなと思います。本申請につきましては、残土証明でございますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

それから、残土証明書のことでございますが、非常に古い、あるいは場所が違うのではというようなことでございますが、現在、私ども確認ができておりませんので、後ほど申しわけございませんが、調べて答弁したいと思いますので、ご理解をお願いします。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

私が言っているのは、事前協議で出した書類と、本申請で出した書類一緒だということ言っているの。ただ、発生元証明書をネグレクトしただけ。非常に単純なんです。それで、とにかく問題なのは、これわざわざつくったんです、私、これ。これがこのピンクが現場です。そして、ちょっとオレンジは戸田さんのところで、その前が戸田さんの田んぼなんです。このピンクからずっと来ると水路が流れています。これが飯田川に行くんです。周りはみんな本当にすばらしい農地、田んぼです。ここで中根川と合流して、水量が足りないときはここでせきとめて水がこのまま両方使うようになっているそうです。影響ははかり知れません。市長は、農業を大事にすると言っていますよね。市長のパンフレットの中には、安心・安全な地域環境といやしの空間づくりに努めます。農地などの保全と効果的な活用を図るため、新発想の環境条例などを検討しています。新発想というのは、中身のない新発想ですか。残土条例と同じように命を捨てるような、根本を台なしにするようなもの、それを考えているんですか。まず、これが1点。これだけの影響力があるんですよ。

それと、まさに解決しがたいような原因をつくったのが行政です。これは大変です。あんなに大変な大量の量ですから。これについて、行政の責任があると思いますけれども、どうですか、市長。

そして、市長は、裁判で片づけようというふうな態度ですか。

以上、2点。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

私のマニフェストにつきましては、そのとおりそういった地域の安全というようなことで進めていく気持ちでございます。

また、農業、農地を守るということにつきましては、私自身もかつて農業をやっていましたし、その下流では私の農場もあるわけでありまして、その思いは同じでございます。

それから、裁判で片づけると、そういった気持ちでは決してございません。行政としましては、当然、法に基づいて進める機関でありますから、それはそれでそういった形で誠心誠意やっていきたいと考えています。

〔佐藤議員「環境をどうやって守るの、この環境を。環境をどうやって守

るの、今、現実。今、見せたでしょう。環境をどうやって守るの。現場は見ましたか」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

現場見て、どういうふうになが流れているか、それがどう利用されているか見ましたか。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

現場のほうは何回も見ております。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

現場を見ても感じないということですね。

それから、国保税のほうです。ちょっと時間がありませんので、ちょっとだけ。

これは実は、平成20年4月から後期高齢者の創設に伴う税率の改正ということで出されたパンフです。拡大しました。そうしたら、医療費の伸び予測、これ予測がいいかげんなんだ。すごいですよ。なぜすごいかという、これです。黄色っぽいものが予測です。青が実際です。そうしますと、平成19年度は9186万7000円多いんです、医療費。20年3億4000万多いんです。21年の予算を比べると、3億8600万。何と22年5億6200万も多いんです。こういうふうにおどしじゃないですか、医療費が伸びるよ伸びるよと、これがまず問題。これに答えてください。

それと、ここにもありますけれども、計算で40代夫婦、子ども2人、所得300万、固定資産10万で計算しますと、47万6400円になりますというのがあるんです、これが。

これを見てください。平成19年は39万5200円です。そして、20年が47万6400円。そして、平成22年度は、ちょっと下がりました。46万5900円です。これ300万の所得です。300万の所得で何と所得に対して15.88%です。今でも所得の15.53%。これが払える保険料だと思いますか。

そして、もう一点。あなたは非常に問題だ、市民部長。私は何回も言っています。相互扶助じゃないんです、国保税は。ちゃんとうたってあるんです。

○議長（桂木庸雄君）

佐藤議員に申し上げます。

時間です。

○6番（佐藤文雄君）

じゃ、そういうことで、今の質問に答えて私の一般質問を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

市民部長 川島祐司君。

[佐藤議員「まず医療費が高いでしょう、非常に。どうやってつくったんですか、おどしですか」と呼ぶ]

[「ちょっと休憩してもらっていいですか」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時48分

再 開 午後 3時07分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

大変申しわけありませんでした。

ただいまの佐藤議員から再質問いただきました。

まず、平成20年度から国保税率の改正をした際、各回付をしましたパンフレットの医療費の伸びについてのご質問でありますけれども、その医療費の伸び7%ずつ毎年かさ上げといたしますか、引き上げるような支出を設定してございますけれども、その当時の根拠としましては、平成14年から一応平成19年まで、改正前年までの実績、あるいは見込みをとらえまして、その上で、大幅な伸びをしている14年度、さらには平成18年度、これが10%以上の医療費の伸びを示しておりますので、こういうものをある程度除いた中で、平均をとらえますと、約7.5%というような平均値が出てまいりました。そういうことを踏まえまして、平成20年以降の伸び率を7%、すなわち平成19年度の実績見込み数に1.07という数字を毎年掛けるというような形で、試算をし、見込みをしたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

答弁の訂正

○議長（桂木庸雄君）

先ほどの矢口龍人議員への答弁について、総務部長から発言の訂正をしたい旨の申し出がありましたので、発言を許可します。

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

先ほどの矢口議員さんからのご質問の中で、市内には建築関係の業者で550点以上の会社が何社あるかということで、私が申し上げましたのは、特定建設業ということで、市内3社、支店、営業所で3社で6社でございます。ご質問の550点以上の本店については、10社でございます。

訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（桂木庸雄君）

続いて、発言を許します。

7番 中根光男君。

○7番（中根光男君）

平成22年第2回定例会に当たり、市民の代表の1人として、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

最初に、介護施策についてお伺いいたします。

日本は今、人類が経験したことのない超高齢化社会へと突き進んでおります。人口に占める65歳以上の割合は22%を超え、2025年には、高齢化率が30%に達すると予測されております。

介護への不安は、医療や福祉年金などと複雑に絡み合っています。それぞれの分野で大胆な改革が求められていますが、最も急ぐべきは、だれもが安心して利用できるよりよい制度へと介護保険制度を改善しなければなりません。さらにサービス利用の大幅な伸びにより、介護保険の総費用も急速に増大し、同制度の持続可能性を確保していくことが大きな課題となっております。そして、要介護者や家族にとって、深刻な問題は1割負担であっても介護度が重くなるに従い、経済的に過度の負担になっております。

まずは、要介護度が重いひとり暮らしや訪問看護など、医療系のサービスの上限額を超えてしまい、全額自己負担となるため、必要なサービスが受けられない人もおります。このような状況下の中で、①現在の取り組み状況について、②問題点及び今後の取り組みについてをお伺いいたします。

次に、市のマスコットキャラクターを作成することについてをお伺いいたします。

現在、明るい話題のない社会状況下の中で、地域活性化策の一環として、市のマスコットキャラクターを作成することによって、子どもから大人まで元気になり、知名度アップにもつながると確信をいたしております。さらに、マスコットキャラクターの商品化も企画に入れて、検討していただきたいと思っております。

①必要性について、②具体的な取り組みについてをお伺いいたします。

次に、市民参加のまちづくりについてをお伺いいたします。

新しい住宅地域などでは、地域主体の各種活動や社会活動への参加を契機として、コミュニティ活動の活性化や参加意識が高まってきております。自治組織の育成やまちづくりへの参加意識のさらなる高揚を図ることが重要であります。企業についても、地域住民の一員として、まちづくりに積極的に参画することが社会的使命となっております。さらに今後の高齢化社会への対応や、人と人の触れ合いのある心豊かな地域社会を形成するためには、地域の主体的なまちづくりや社会活動、コミュニティ活動などへの積極的な参加と、町民自治の一層の確立を図ることが要求されております。

このような観点から、①現在の取り組み状況について、②今後の展望と取り組みについてをお伺いいたします。

次に、防災体制づくりの推進についてお伺いいたします。

火災や水害、または地震などの自然災害時における防災体制づくり、避難場所の整備や防災センターへの運用、さらに飲用水も兼ねた防火水槽の整備、消火栓の整備、各地区に適応した消防水利の確保など、計画的に推進しなければなりません。

さらに、今後ますます都市化や高層化が進むと思われる市街化区域については、さらに防災避

難広場の確保など、都市化に対応した防災体制づくりが重要になります。

①推進状況について、現在の問題点と今後の計画案についてをお伺いいたします。

次に、地域の教育力で学校を活性化する取り組みについてをお伺いをいたします。

東京都墨田区は、今年度から学校支援ネットワーク事業を26校で実施されます。同事業は、さまざまな分野の専門家、外部講師、ゲストティーチャーとして学校に派遣したりする取り組みで、地域の教育力を積極活用することにより、学校教育を活性化させることをねらいとしております。同事業の柱は、①環境、福祉、消費生活など、さまざまな分野で専門的な知識、技能を持つ知識の人材にボランティアで多彩な授業をしてもらう外部講師、②キャリア、職業、教育推進のための職場体験学習として、推進する内容になっております。

こうした取り組みをスムーズに進めるために、教育委員会に学校支援ネットワーク本部を組織し、地域コーディネーターを配置、地域コーディネーターは、各学校がどのような外部講師を望んでいるかを把握するとともに、住民やNPO、企業などに働きかけて外部の講師を開拓しております。

職場体験学習についても、子どもたちを受け入れてくれる事業所、企業、団体の新規開拓を行い、受け入れる事業所などのデータベースを整備し、各学校に紹介をしております。これまでに100以上の事業所などがデータベースに登録されております。

このように積極的に取り組んだ結果、いじめがなくなり、思いやりの心や親を大事にしようとの広がりがあり、これからも強力で推進していくとのことでもあります。

子どものためなら何でも挑戦していく情熱に、私は感動をいたしました。

①必要性について、②現在の取り組み状況について、③今後の具体的な計画案及び取り組みについてをお伺いいたします。

次に、各学校及び保育所に防犯カメラ設置についてお伺いいたします。

設置可能なところはすぐに実施していただきたいと思っております。できない理由より、実現の答弁を求めます。

①現在の設置状況について、②今後の具体的な取り組みについて。

以上で、第1回の質問を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

中根議員の質問にお答えをいたします。

1点目の介護施設につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

2点目の市のマスコットキャラクターを作成することにつきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

3点目の市民参加のまちづくりにつきましてお答えをいたします。

行政運営の基本目標の1つに、みんなでつくる連携と協働のまちづくりを掲げ、市民一人一人がまちづくりの担い手として、ともに考え、力を合わせ行動することを目指しているところでご

ざいます。

市民や地域の団体を行政のパートナーとして、知識や経験、情報などをまちづくりに発揮してもらうことには、行政運営にも極めて有効とされておりまして、本市において、多くの事業が根づいているところであります。一例を申し上げますと、福祉ボランティアによる配食サービス、一斉清掃や花壇づくりなどの環境美化、近年では、地域を単位とした防犯パトロールや地域スポーツクラブによる市民の健康づくりなど、まちづくりの一翼を担っていただいている市民の皆様は心から感謝をしているところであります。

まちづくりにつきましては、市民の皆様が地域との連携を高め、さらに地域への感心を高め、公益的な活動に積極的に参加できるような仕組みや環境づくりを進める必要があると考えております。

次に、今後の展望と取り組みについてであります。市民の皆様が行政運営に積極的に参加していただくために、協働のまちづくり指針として考え方を整理したところでございます。

今後、この指針に沿って、市民意向の把握や周知を図りながら、行政と市民の皆様との情報の共有、市民活動拠点の確保、公益活動に対する支援制度の創設などを具体的に進める計画でございます。

市民と行政がまちづくりのパートナーとして目標を共有し、対等な立場で共通の問題解決のために協力して行動する。このような形態が行政運営の柱として拡大していくよう努めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご支援、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

4点目の防災対策につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

5点目の地域の教育力で学校を活性化する取り組みにつきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。

6点目の各学校及び保育所に防犯カメラ設置をとのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

教育長 大竹三千代君。

[教育長 大竹三千代君登壇]

○教育長（大竹三千代君）

5点目の地域の教育力で学校を活性化する取り組みにつきましてお答えをいたします。

近年、いじめや不登校など、青少年をめぐるさまざまな問題が発生しております。その背景として、地域における地縁的なつながりの希薄化や、核家族化などによる地域の教育力の低下等の問題が指摘されて、これまで以上に学校、家庭、地域の密接な連携・協力のもとに、地域全体で子どもたちを育てる環境づくりを進めていくことが重要と考えております。

かすみがうら市では、3年前から学校・家庭・地域の連携を図る教育ネットワークづくりを進めまして、つながりづくりということで、音楽、習字、家庭、そして理科、社会、歴史等々事業に地域の人材活用を進めて、大変成果を上げているところでございます。

また、学校と地域の橋渡し役として、地域コーディネーターを中学校単位に配置いたしまして、地域住民の方々が学校支援ボランティアとして、活動しやすい体制づくりを行い、学校を支援す

る国の学校支援地域本部事業にも手を挙げまして取り組んでいるところでございます。

各学校において、地域のボランティアの方々の協力をいただきながら、環境整備はもとより、登下校の安全見守りも含めまして、教育活動、教育運営等にご協力をいただいているところでございます。

今後さらに学校支援ボランティア活動に対する地域の方々の理解が深まり、そしてまた参加する意欲も高まることを信じておりまして、学校と地域の一層の連携強化が図られ、そして、教員や地域の大人の方々が子どもと向き合う時間の充実や、さらに地域の教育力の活性化が図られるものと期待しているところでございます。

この事業は、国の事業の方は、平成20年度から3年間ということになっておりますが、今年度が最終年度になるのですが、地域の方からさらに続けたいので支援していただきたい。そして、自分たちが中心になってやっていきたいというようなPTAの方々の申し出もございまして、この活動は、本当に自分たちの力で子どもたちを守る地域の力となって、継続発展していけるように、私どもも関係部署と連携を図りながら、推進していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

[保健福祉部長 竹村 篤君登壇]

○保健福祉部長（竹村 篤君）

中根議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目の介護施策につきまして、①の現在の取り組み状況についてお答えいたします。介護保険事業につきましては、平成21年度よりかすみがうら市高齢者福祉計画第4期介護保険事業計画に基づきまして、現在進めているところでございます。

介護給付の内容につきましては、要介護1から要介護5の方が利用できる居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスと、要支援1、2の方が利用できます介護予防サービス、地域密着型介護サービス等の法定給付、市が行いますかすみがうら市特別給付があります。

介護予防につきましては、特定高齢者を対象に、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上等のプログラムを実施し、自立した生活の確立と自己の実現の支援、一般高齢者の方には、高齢者健康教室やいきいき健康教室等を開催し、介護予防の普及啓発など、要介護へなることへの防止に努めているところでございます。

現在、介護保険の財源につきましては、国・県・市などが負担します公的負担と、高齢者を含む40歳以上のすべての方の負担によって成り立っております。

また、21年度の制度改正によりまして、介護従事者の処遇改善のために行われました介護報酬の改定に伴う介護保険料上昇分につきましては、平成21年度及び22年度に限りまして、国からの介護従事者処遇改善臨時特例交付金等により抑制されております。

今後も、高齢者の方が安心して介護が受けられますよう、継続的に効果的な事業を進めてまいりたいと考えております。

2点目の問題点及び今後の取り組みにつきましてでございますけれども、冒頭、中根議員からも質問がありましたように、高齢者の需要者の増、さらには利用等、幾つかの問題が挙げられて

いるようでございます。

介護事業は、高齢化の進展によりまして、高齢者世帯やひとり暮らしの高齢者がますます増加することが予想されます。支援や介護の必要とする方に対応するため、サービスする量を確保してまいりたいと考えております。

今後も、高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう介護予防を包括的に継続的なケアマネジメントに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、6点目の市内保育所の防犯カメラの設置状況及び取り組みということでございますけれども、防犯カメラの設置につきましては、市内保育所3カ所につきましては、設置しております。しかし、公立保育所4カ所については、現在のところ設置してございません。

今後の取り組みでございますけれども、これまで事件等は起きておりませんが、犯罪を未然に防ぐPR効果等も大きいと考えられますので、今後、前向きに検討していきたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝徑君。

[環境経済部長 山口勝徑君登壇]

○環境経済部長（山口勝徑君）

中根議員さんの2点目の市のマスコットキャラクターを作成することにつきましてお答え申し上げます。

まず、その必要性でございますが、マスコットキャラクターにつきましては、主に企業や商品のイメージアップに用いられることが多いわけでございます。官公庁においても作成する事例も少なくないところでございます。茨城県においては、2007年に開催されたねんりんピック茨城大会の大会マスコットとしまして採用した「ハッスル黄門」が、現在では観光イベントはもとより、さまざまな活用がなされております。こうした事例を見ますと、その効果はあるものと認識しているところでございます。

次に、具体的な取り組みにつきましては、市では、市民のふるさと意識の醸成と、市の魅力を効果的に発信する宣伝広告や統一的な市のイメージ形成を推進するため、平成20年度に花木鳥シンボルデザインを制定したところでございます。これをマスコットキャラクターとして有効に利用することを含めまして、今後、検討をしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

○総務部長（山中修一君）

中根議員の4点目でございます。防災体制づくりの推進につきましてお答えをいたします。

推進状況についてでございますが、平成19年4月に地域防災計画及び国民保護計画を策定いたしております。

市民の生命及び財産を災害から保護し、地域社会の安全・安心の確保に努めているところでござ

ざいます。

地域防災計画につきましては、策定から3年が経過しております。この間、土砂法によりまして、土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域などの土砂災害危険箇所も指定されるなど、現状の中で検討を要する部分も出てきております。

また、国民保護計画につきましても、国や県におきまして、それぞれの国民保護計画に対し修正がなされておりますので、市の国民保護計画につきましても、それに準じて修正する必要が生じておりますので、ただいまご指摘をいただきましたような、市全体の実情を踏まえまして、本年度において、改正を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

[教育部長 横瀬典生君登壇]

○教育部長（横瀬典生君）

それでは、お答えを申し上げます。

6点目の市内各小中学校の防犯カメラの設置状況及び今後の取り組みにつきましてお答えをいたします。

これまで、防犯カメラにつきましては、未設置でございましたが、ことし3月の初めに夜間等におきまして、器物損壊の事件が多発をいたしました。そして、警察を初めとする関係者の方々からも強い要請がございまして、市としても設置をしなければという判断をいたし、下稲吉中学校に3基設置をいたしました。

また、現在、建設中の志筑小学校、今回基本計画を策定しました下稲吉小学校におきましても、設置をする予定となっております。

そのほかの学校につきましては、大規模改修等の実施に合わせて設置をする計画を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

7番 中根光男君。

○7番（中根光男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

介護施策についてであります。介護保険制度の施行から既に10年を迎えようとしております。やはり介護現場で深刻な問題が山積しております。そういう中で、私たち公明党地方議員約3,000名おりますけれども、地方議員が約10万名の介護保険に対する聞き取り調査を実施しました、介護総点検と称しまして。そういう中で、介護に従事している人、また事業者、また利用している人の声も含めて、いろいろなデータの内容は担当課長のほうには、参考として伝えてありますけれども、そういう中であり、深刻な問題が現場では起きているということでもあります。

やはり内容としましては、いつまで待っても入居ができない。特に特養ホームや70代の高齢者を介護する家族の半分以上が70代という、今、問題になっております。すなわち老老介護という、もう本当に大変な状況の実態であります。

自宅で介護する4分の1がうつ状態が疑われるという、一つのデータが出ております。すなわち、介護うつの問題ということで、社会的に問題にも今なっているのが現状でございます。

やはり、主な現場の声として、大きな柱として3つほど挙げたいと思うんですが、第1点目が、介護施設の不足ということが、まず大きな問題になっております。第2点目が、在宅支援体制の不足。第3点目が、介護労働の不足。特にこの辺が声が多く寄せられました。また、介護従事者に対する報酬が非常に低いという、そういうこともございました。

先ほど特別給付ということで、2万円ですか、国のほうで給料が上がるという、そういう話がありましたけれども、これを実際に申請しているのは67%しかありません。なぜかと申しますと、これは国の制度として、アップするということが計画したわけですが、それも限定があるんです、この2万円というのは、現場に携わっている人、事務職には2万円はあげられないということで、不公平が生じてしまったわけです。だから、職場としても、片方は2万円上がるけれども、片方は上がらないという、職場での人間関係の複雑さが挙げられていたわけです、当時は。

そういうこと自体が不平等を招いて申請しなかったという。半分ちょっとという状況の申請だったわけです。申請しなければ、これは2万円がアップされなかったわけでありますから。そういう現場の問題、それに伴って2万円を上げて報酬が少ないという実態というものに対して、かなり介護の労働の中身から見た場合には、非常に低いという不満の声も私もかすみがうら市6事業所、この聞き取り調査を行いましたけれども、そういう不満の声もいただきました。

特に重要な課題としては、あらゆる場面で高齢者の尊厳を守り、安心して老後を暮らせる社会の確立が私は急務だと思っております。

今後、かすみがうら市といたしましても、地域包括支援センターも含めた中で、介護予防も含め、なかなか介護予防も進んでいないところが実態だとは伺っております。

やはり介護度がどんどん上がって行ってしまふ。負担も多くなってしまふということで、やはり介護制度自体が崩壊してしまうのではないかと、そういう懸念もされている中で、やはりこれからはどのように介護サービスも含めて、負担もそういうどうしていくかというのは、国の問題もありますし、地方には深刻な問題もございますので、その辺も検証しながら、やはりこれから本当に老後、長生きしてよかったという、そういう社会をつくるためにかすみがうら市でもいろいろ検証していただきたいと思っております。

次に、市のマスコットキャラクターの件でありますけれども、やはり茨城県で今4件ほど作成しておりますし、福島県では10件つくっております。全国では数百の各市、町でもつくっております。これはインターネットの中でとった中では、数百のキャラクターがつくられております。

そういう中で、やはり一つの先駆けとして、やはり周りの町村の様子をうかがっているのではなくして、やはり先駆けとしてマスコミでも注目される。この近隣からも注目されるという、そういう市の一つの顔として、マスコットというのは、私は必要だと思うんです。予算も100万前後で私はできるのではないかと、思うんです。

そういう中で、知名度アップにもつながりますし、市民の一つになれる要素も私は兼ね備えているのではないかと、このように思います。

明るい話題を提供していく、ホームページはもちろんとして、マスコミにもPRし、そして先ほど私が申し上げたように、そういうイメージキャラクターのキーホルダーをつくったり、人形

をつくったりして、商品化をしていくと。そういう中で、市の財源、またいろいろな形でプラスになる要素がありますので、この辺、これただ検討するということですが、これいつまでつくるといえるのですか。もう一度具体的な答弁を求めます。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

中根議員さんの2回目の質問に対して、ご答弁申し上げます。

具体的な取り組みとして、先ほどお答え申し上げましたが、いつまでということでございます。前段で申し上げました地域おこしや地域の活性化、各種イベントの盛り上げやアイドルにもなります。また、かすみがうら市のイメージアップや市民の皆さん、特に子どもたちに長く愛されるようなマスコットキャラクターの協議を先ほど議員さんのほうからも申されましたように、財政的な問題もありますが、次年度より横断的に関係部署と検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

7番 中根光男君。

○7番（中根光男君）

それでは、ことしから検討に入って、来年度ぐらいに一つの、これある程度期間をかけて、広く募集してもらいたいと思うんです。今、具体的な私はそういうふうな話じゃなかったわけですから、具体的に答弁もらいたいと私は前々から話しているわけですから、何でそういうふうな抽象的な答弁なのでしょう。もう一度お願いします。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

ご答弁申し上げます。

言葉足らずで大変恐縮でございます。

先ほど申し上げましたように、マスコットキャラクターの設置の意義というのは、非常に高いということで認識……

[中根議員「いつまでにやるんですかというの」と呼ぶ]

○環境経済部長（山口勝徑君）

次年度から。23年度から関係部署と……

[中根議員「来年からやるということですね」と呼ぶ]

○環境経済部長（山口勝徑君）

23年度から協議を始めたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

7番 中根光男君。

○7番（中根光男君）

わかりました。最初からそう具体的に言ってもらえば、私もそんな繰り返さなくていいわけで

す。

じゃ、この辺は募集していただいて、市長、これ市長の顔でもありますから、マスコットは。だから、かわいらしいのつくってください、みんなから親しまれるような。皆さんからも、子どもさんからもお年寄りまでマスコットのところへ寄ってこられるような。こういうことは簡単なことなんですよね。ほかでやってないからやらないというのではなくて、やはりこういうのは、かすみがうら市がすばらしいものつくったという、石岡でも土浦でも話題性になるんじゃないでしょうか。これ、よろしくをお願いします。

それから、市民参加のまちづくりについてを再度お伺いします。

やはり、まちづくりの基本というのは、まず市民の行政への積極的な参加と、市民総意のもとで進めることが私は大事だと思うんです。そのために、やはりこの地域づくりの主役である市民に、まちづくりの政策立案などへの積極的に求める必要がありますし、さらにこの市民アンケート、今も実施しております。この市民アンケートの実施をしたり、各委員会などの意見の集約をしたりとか、また市長もこれからやはり地域懇談会の開催とか、そういうのもこれから大事になってくると思いますし、やはり現場の声が反映できる行政、やはり皆さんが本当に行政に対して信頼と理解を持ってもらうというのがまちづくりの基本なわけです。もう私たちが一生懸命努力したって市がだめなんだというような、そういう声じゃなくて、やはり小さな声でも行政が拾い上げていく、それを大きく拡大していくというのが、私この市民参加のまちづくり。主体者は市民なんだという、そういうことが私は大事だと思うんです。

それから、今後、よりよいまちづくりのために、市民を先頭に市長ともどもに、よりよいかすみがうら市をつくっていききたいと、私も努力を惜しまない、そういう気持ちでおりますので、市長もこれは要望としてよろしく願いいたします。

それから、防災体制づくりについて、これは通告していませんから、答弁は結構なんですけど、これは要望として申し上げたいと思うんです。いよいよ7月からドクターヘリ、待ちに待ったドクターヘリが運航されます。これ茨城県で初めてなんです。千葉県、栃木県でも既にドクターヘリは導入しておりますけれども、そういう中で、このドクターヘリの運航に当たって、やはり緊急にもしもドクターヘリを要請する場合に、どうしたらいいのかというのは、既に消防本部のほうには通達は来ていると思います。そういう中で、この内容もよく勉強してもらわなくてははいけません。緊急の場合、対応してもらいますから。だから、消防職員も含めて、よく内容を理解し、精査して対応に当たっていただきたいと思うんです。

もう一つは、市民に周知徹底するということ。緊急の場合にどのように利用していくのかと。また、利用する病院はどのような病院に実際に運ばれるのかと、病気によっても異なるわけですが、そういうことも丁寧に市民に周知徹底していくということが、私は大事だと思いますので、この生命を守っていくためには、1分1秒を争う病気の場合がございます。そのために、このドクターヘリを活用していくということが大事になってまいりますので、この辺も事前に準備をお願いします。間もなくですから、もう6月ですから、間もなく運航です。よろしくこれはお願いいたします。

それから、地域の教育力で学校を活性化する取り組みについて、教育長から話がありましたけれども、私は一つの成功した例として申し上げまして、かすみがうら市としても、角度は違いま

すけれども実施はしております。そういう中で、この外部講師の主な授業を具体的に挙げますと、企業経営者による人生観とか、企業観についてを学校での授業の中に取り入れたり、また、ホテル支配人によるマナー、あいさつ、接待などの講習を行ったり、それから外資系社員による実践的な英会話の指導をしていただいたり、また、環境NPOによる身近にできる環境活動の学習。こういうことを学校でも取り入れて、すごく勉強になっている話もございますので、もう一步、内容の充実、それから工夫、この辺も検討していただいて、地域での財産として、よりこの地域の教育力で子どもさんたちが心広い、そして人を思いやる、本当にそういう大きな人間教育の場として取り入れていくことが、これから大事なんじゃないかなと私は思っておりますので、この辺もよろしく願いをいたします。

それから、私は執念をもって防犯カメラ防犯カメラと、防犯議員かと言われるくらいなんですけれども、やはり私は先ほど部長から答弁のあった下稲吉中に3基設置したという話がありましたよね、中学校にね。これも私も再三言っているんですけども、やはり何か問題が起きてからつけたわけでしょう。問題が起きなかったらつけなかったでしょう。だから、私は再三にわたって言っているわけです。問題が起きる前に、学校の統廃合と言っているけれども、ある程度統廃合しない、残す学校というのはある程度私たちが見たってわかるわけです。そういうところは設置するというのは、これは常識じゃないでしょうか。何か問題があって、事件が起きて初めて慌てふためいてつけるということでは、私、不親切だと思うんです。

だから私は事件とか事故とか問題が起きて、初めて行政はいつも動くんだという話はしてはいますが、やはり事前にそういうことは、これは何百万もかからないですよ、実際には。だから、計画的に私も4年前から言っているんです。毎年2校ずつやってももう終わってしまっているんですよ、とくに。2校か3校やって。これは統廃合もあるから、耐震強化もあるから難しい部分があったにしても、やはり残せる学校というのは、大枠で決まっているわけでしょう、私が見たってわかるわけですから。そういうところは積極的に設置してもらいたいと思うんです、これは。保育所も公立の保育所4カ所まだ設置していないということですから、この辺もきちっと予算化して、早急に設置していただきたい。できれば、補正の中で年内に設置してもらいたいと私は思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上で、私の内容は終わりですけれども、ともかく真剣に受けとめ、市民のためなら何でもやる、汗を流していく、努力をしていくという、そういう姿勢に立って、情熱を持って取り組んでください。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

7番 中根光男君の一般質問を終わります。

日程第 2 休会について

○議長（桂木庸雄君）

日程第2、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

あす6月5日と6日の2日間は休会にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（桂木庸雄君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、6月7日午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後3時53分

平成22年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第4号

平成22年6月7日(月曜日)午前10時03分 開 議

出席議員

1番	古橋智樹君	11番	矢口龍人君
2番	小松崎誠君	12番	和田正美君
3番	加固豊治君	13番	藤井裕一君
4番	古川誠一君	14番	矢口栄造君
5番	井坂悦司君	15番	桂木庸雄君
6番	佐藤文雄君	17番	圓城寺正道君
7番	中根光男君	18番	栗山千勝君
8番	鈴木良道君	19番	山内庄兵衛君
9番	石井幸雄君	20番	廣瀬義彰君
10番	小座野定信君		

欠席議員

16番 関利夫君

出席説明者

市長	坪井透君	土木部長	松澤徳三君
副市長	圓城寺和則君	会計管理者	大塚隆君
教育長	大竹三千代君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	塚野勇君	教育部長	横瀬典生君
総務部長	山中修一君	水道事務所長	仲川文男君
市民部長	川島祐司君	農業委員会会長	関川忠雄君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	中島邦之君
環境経済部長	山口勝徑君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	坂本敏子
〃	主任	杉田正和

議事日程第4号

日程第1 一般質問

(7) 山内庄兵衛 議員

(8) 小松崎 誠 議員

(9) 和田 正美 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(7) 山内 庄兵衛 議員

(8) 小松崎 誠 議員

(9) 和田 正美 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通 告 者	質 問 主 題
		(質問の区分)
(7)	山内庄兵衛	1. 農林業対策について
		2. 学校の統廃合について
		3. 国民健康保険税対策について
		4. 土木行政について
(8)	小松崎 誠	1. 市民の健康増進のための施策や、事前に防げる疾病に対してワクチンの予防接種の公費助成について
		2. 子育て支援対策と小中学生の安全対策について
		3. 市道の維持・管理体制における各部署の連携と品質管理の基準について
		4. 二庁舎体制をとっている中での市民サービスの向上対策について
(9)	和田正美	1. 保育所入所待機児童ゼロを目指した対応改善について
		2. かすみがうら市の活性化に向けた取り組みについて
		3. かすみがうら市が誇る帆引き船漁法の歴史的文化遺産としての評価と認定準備について

開 議 午前10時03分

○議長（桂木庸雄君）

皆さん、改めまして、おはようございます。

会議に先立ち、本日、議会事務局職員より登壇者の写真撮影を許可しましたので、ご連絡いたします。

ただいまの出席議員は18名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、16番 関 利夫議員より所用による欠席の届け出がありましたので、報告いたします。

また、1番 古橋智樹議員からおくれるとの連絡がありましたので、ご報告いたします。

会議に入る前に傍聴人に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されてお

ますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。したがって、発言する議員みずからが法令等を十分勘案し、不穏当発言に特段の注意をする必要があります。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

また、答弁者に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなさるようお願いいたします。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長（桂木庸雄君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の通告が、本日は3名の諸君より提出されております。

これより、通告順に順次発言を許します。

19番 山内庄兵衛君。

[19番 山内庄兵衛君登壇]

○19番（山内庄兵衛君）

おはようございます。

定例会に当たりまして、通告順に従いまして一般質問をするものであります。

日本は、8カ月前に民主党が72%の支持率をもちまして政権をとりましたけれども、現在は20%に落ちております。そして、菅内閣が誕生いたしましたけれども、坪井市長は今から4年前には前市長の失脚によりまして無投票当選ということは、100%の支持率を得て市民の期待にこたえて当選をして市政をとっております。4年後には、また続いてその4年後をやるということで表明をしておりますけれども、対抗者が出たということは、やはり支持率が落ちてきたなということでもあります。そういう点から見まして幾つかの問題点があるかと思っておりますので、それらについて通告8項目をいたしましたこと、それらについてお伺いをするものであります。

第1番目に、山間地におけるイノシシ、それからハクビシン等の対策でありますけれども、今ハクビシンが非常に、霞ヶ浦地区、日本全土ですけれども、台湾から入ったと言われているハクビシンが多くなっております。そういう点で、さらに山間地はイノシシの被害、ほとんどが谷津田というものはもう成り立っておりません。さらにはナシやクリ、それから、特に稲作に対するイノシシの被害が相当のものがあります。

電さくをしたり、それから網を張ったり、うちのほうに来ますと種々雑多な取り組みをしております。さらにはわなでとっているものもあります。そして、上佐谷は銃禁地区が非常に多くありますので、これらの関係で銃が使えないところが、保護区というところがあります。わなでとっておりますけれども、わなも固定わなと移動わながあります。さらには足だけをとる何もありますけれども、そういうことで大変昨年も非常に成果が上がっておりますけれども、どうしても最近の固定枠というのがあります。この固定枠は相当の金額がかかります。現在、上佐谷でもか

かっているのが全部、雪入まで入れて5基ほどでありますけれども、山本山にかかっているわなは1基しかありません。したがって、私の家からずっと、岩というところがありますけれども、そこらあたりが一番多いんですね、出てくるところが。そういうところにやはり一、二基のまだ必要があるのではないかなと。

1基200万円ぐらいはかかるということでございますので、予算の処置を緊急にお願いいただければと思うんですけれども、こういうものもきちんと備えつけていただきたいと思います。そうしますと1回に2匹も3匹もかかる場合があります。去年は30匹ぐらいは1回でとっているわけですけれども、そういうことでイノシシの被害。

それから、ハクビシンに対する被害が、ブドウなんか霞ヶ浦地区でもつくれないでどうしようかなということで相談に来た方もありますけれども、これらも電さくによってある程度は防げるという話もあるんですけれども、非常に被害が多いです。うちでもミカンを残しておきましたらミカンは全部食べられてしまったり、それからブドウはすごいですね。そういうことでハクビシンの被害、これらもすごいし、また、これらが家に住みつくと、ふん尿の害が裏板いっぱいになりまして、不衛生なところも出てまいります。

そういうことでハクビシンの対策も、これらについてはいまだにいろいろな方法はまだ聞いておりません。担当課に聞くと、わなを買ってあるということですが、多少はとっているようでございますけれども、まだ大々的に宣伝がされておきませんので、これらの対策について、どのようにするかをまずお伺いしたいと思います。

それから、カラスの害ですけれども、これはカラスの害が非常に多くて、特に霞ヶ浦地区の害がひどい。弁当を野良に持っていったり、お茶を持っていったら、みんなその間にすっと持っていかれたり、作物によっては全滅をするということで、特にクチボソガラスの被害が、集団で襲ってきますから、ひどいものがあります。これらも猟友会あたりでは、どうしても弾が足りないということで、何人か私のところにも猟友会のほうから来ておりますので、これらの弾の確保もしてほしいと思っておりますので、担当課または市長から答弁をいただきたいと思っております。

次に、学校の統廃合についてお伺いします。

県では小規模校をなくそうということで対策を立てておりますが、教育はただ単に統合して大きくすれば教育効果が上がるわけではありません。特にドイツという国は、5人に1人の先生を持つことが一番教育効果が上がると言われております。世界で一番頭のいいのがドイツ人であり、その次は日本人だそうです。ですけれども、教育の仕方によってはおくらせてしまうところもあります。コンピューターの競争をしますと、今、中国とインドが一、二を争っております。日本はもう5番目ぐらいに落ちております。そういうこともありまして、教育は小さいからだめだ、大きいからいいんだではありません。内容の問題があります、経済的な。この前の矢口議員の米百俵の問題がありましたけれども、教育の投資こそが将来を担う決め手であります。

そういうことで、統廃合をするということで、市長はすぐに軽く、農村部は1つにしたいとかとぽつと言ったことがありますけれども、そういうことであって、今大騒ぎを方々でしております。これはやっぱり住民とのコミュニケーションを図って十分に浸透させなければ、それらについては進んではいけないのではないかなと思います、腹づもりで。やはり市長ですから、検討するという言葉が、これは逃げ言葉でありますけれども、そういう言葉でかわしていかなければ市

長として、はっきり言ってしまうと、それでなってしまうので、ここのところもよく考えて、どのような方針を持っているのか、住民との話し合い、これらについて住民にお願いをして、そして進めていただきたいと思うのであります。単なる統廃合だけではだめだと思います。

さらには大きな学校、下稲吉の学校も15年後には校舎をやると、一部はやりませけれども、15年後は私は存在がこの世にありません。そういう長いことは、市長、15年今からやる気があるのか。この間の矢口龍人議員の質問に、15年先にあの六角校舎、六角校舎は今から40年ほど前につくったんですけれども、もう旧八郷、今の石岡市の東中学校、そこはもう建て直して20年たっております。同じように下稲吉の小学校、まねてつくったんですけれども、それが非常に不合理だということで建て直した。ですから下稲吉も、これは米百俵の問題と同じで、これは今、市長が教育を本当に考えているならば、私はもっと強いリーダーシップで、おれが在籍中には絶対やるんだというくらいの気構えがあってほしい。しかも、あなたの出身校でありますよ。これはやっぱりきちんとしなげりゃ。なかなか本気になって下稲吉もかかる人がなかったようですけれども、やっぱり自分の母校ですから、やっぱりもっと本気になってかかってもらいたい。

その前に、私が議員になった当時は、第三小学校を建てるということで興農会の問題がありましたけれども、やっと19年の裁判が終わって、終わった途端にはショッピングセンターに変わってしまいました。そのころは社会増の問題が問題で、学年進行よりも社会増の組織が変わりまして、第三小学校ができなくてプレハブをつくってございましたけれども、今度はいろいろのことが変わりました。だから大きい学校は、一部は小さい学校にマイクロで持ってくるとか、そういうことで各施設がきちんと出てきているんですから、そういう検討もする必要があるのではなからうかと思えます。市長の考え方を伺いたします。

それから、国民健康保険についてでありますけれども、これは佐藤議員からも高い、高い、それからいろんな人からも高い、高い。高いのは本当でありますけれども、その高くなった要因があります。特に問題は、不納欠損処分というのがありますけれども、これはどうしても税金を納めない、国民健康保険税を納めないという人が、これは取れないで、いろいろ推進課では努力をしているんですけれども、取れません。そういうのがあって欠損処分をしていくなれば問題でありますけれども、時効中断手続、前回の佐藤議員の質問の中に、不納欠損をするんじゃない、時効中断手続をしないで不納欠損処分したのがあると。これらは私はそれ以上のことは言えないんですけれども、時効中断をしないでやるということは、これは税の財源の放棄であります。一番これは市長の姿勢で問題があるところであります。これを大きくしていくと、やっぱり長の首にかかってくる問題でありますから、権利放棄をしないような処置をとっていくのか本当だろうと思えます。

そういうことで、いろいろなことがありまして、20年度は多かったですけれども、現在は普通の数字にはなっていないけれども、長もなったばかりは期待に大きな胸を膨らませたけれども、末端まで気が届かなかった点、職員の教育が少し届かなかったのではないかなと思う点がありますので、4年後またやるというならば、徹底的に職員の教育をし、現在の推進課はみんな緊張して一生懸命やっていますけれども、そういう姿勢が、あなたがなったばかりにはなかった。それが今日の上がる要因でもあったのではないかなと思っております。

さらには施設が余りにも多い。かすみがうら市に健康保険に関係ある施設が24あります。これ

はかすみがうらとしては、市町村で小さい5万に達しない何では少し多いのではないかなど。そのうちの一部はやはり建築については補助金を出したり、それから健康保険は、今は持ってこれなくなりましたけれども、籍を移して、そういう施設もあります。こういうのが多いと、我々健康保険税を納めている人たち、これは全部で3,800くらいしかないんですから、これも大変です。透析の人が1000万かかりますけれども、透析の人だってたくさん出る。これは病気ですから、これは健康を守ってやらなくちゃならないけれども、施設がうんとあるということは、やっぱり出るところも多い。それが健康保険税にはね返ってくるおそれもあります。ここらは、もう施設についてはどういう吟味をしていくか、これは長の判断であります。県会議員さんがやった、何さんがやったからと言ってみんな認めているんじゃないかと、長の姿勢としてきちんとしなくちゃならない問題があるのではないかと思います。数字や何かについては、私は申し上げることができませんので、それぞれの担当課では把握していますので、よろしく願いしたい。長からの賢明な答弁をお願いしたい。

次に、土木行政についてでありますけれども、志筑小学校は狭隘なために今の地に建設をしろということで、鈴木市長を初め、前の金子村政から二大事業として進んでまいりました。一つは橋はできましたけれども、志筑がやっと建築が始まったわけであります。これは合併後になってしまったわけでありますけれども、文化財が出たからおくれたんですけれども。ところが高倉から出る歩道が、これも何回か私、一般質問で出して、あそこまでつくったんですけれども、今、友常理髪店までができていますけれども、その先ができない。大事な3差路のところできていない。しかもあそこはY字路です。3差路ですから、実際には十字路なんですけれども、小学校のほうへ、奥へ入るところは余り使われていないけれども子どもたちは使わなくちゃならない。あそこを通過して通学をさせると言ったらば、これは親たちは毎日別れ水をして通わせなくちゃならないほど危険度があります。

これの対策については、産業建設委員会でも一昨年、委員長を中心としてみんなで県の土木課に行きました。市長は一緒に行けませんでしたけれども、言いませんでした。そのときに19の項目を提案したんですけれども、この間伺ったらば、2カ所しかまだやっていない。志筑の小学校のところも、五反田地区が終わったらばやると、上佐谷地区もやると言うけれども、全然手をかけておりません。来年の4月には子どもたち、1年生がランドセルを背負って、ランドセルがでかいか、体がでかいかって、子どもたちがびかびかのランドセルで行くんですよ。どう思いますか、ここは。

通学路をつくると言っても、じゃ例えば坂を上がったらすぐに長興寺のお墓のわきを通過して、そしてワリモトという家がありますけれども、その前の信号のところを出て通わせるのか、またヤマウチブタヤさんのわきを通過してサクライさんの前を通過して通学路をつくるのか、そういう検討も教育委員会ではなさっているのかお伺いしたいと思います。

まず、これは命がけです、高倉の子どもたちが通うのが。上志筑の人たちはその下の、要するに天狗堂を首切った首切り場の下に出れば何とかかなるかと思いますけれども、五反田、上志筑の人は何とかかなる。ただ高倉の子どもたちはあそこを通るのが一番ベストでありますから、これらの対策を全然立てないで学校だけは建てた。これらのことについてもお伺いしたいと思うわけでありまして、賢明な答弁を求めます。

次に、五輪堂橋の問題でありますけれども、五輪堂橋も坪井市長の力量によっていよいよ予算化をされまして、うれしかったんでありますけれども、ある書類が私のところに届いてきました。見ると、ことしは土木関係で5つの補助金の申請がなされた中で4つと、もう1つは大きな補助金が削られております。特に五輪堂橋の補助金はゼロであります。それから、市道⑦7096号ですか、これらについても補助額はゼロ、それから⑦7133号についても、これも補助金は、4660万とってありますけれども、これもゼロであります。補助金の総額は1億4716万でありますけれども、全部できたのは5つで4246万円であります。

これは市長も、私は、市長が立候補するときには4年前にちょっと目で入院をしておりましたけれども、そのときにいろいろ電話で情報が入ってまいります。一時、別な人が立候補して市長も協力すると言ったんですけれども、自分が立候補して、その人のほしごを外しちゃった。これは現実の話であります。そのときの何かの要因が働いたんだろうと思うんです。そしたらばもっと顔がきくわけなんだ。県に行ってもっと顔がきくわけだ。その聞いた人は、私は現場で見ておりませんから名前を申し上げられませんが、こう言えばもうびんとくるわけでありますから、そういうときは陳情というのがあります。これは土木部長、陳情いたしましたか。市長に言われなくても、県まで行ってきましたか。みんな坪井市長の坪井丸で同じようにいって識見や人格は問われて、あなた方は部長になっておるんですよ。課長になっておるんですよ。市長が足引っ張りをやられるようなときには、潔く県でも国でも陳情する、この勢いがなかったらだめ。長も、にこにこしているけれども、このときこそ大きな声で歯を食いしばって、私は叱咤激励をしてやらなければ、かすみがうら市の将来がないのではありませんか。市長どうなんですか。部長さん方どうですか。みんな立派な職員として選ばれているんですよ。

前の鈴木さんのときは、いろいろ問題がありましたけれども、そのときの幕内とって助役さんは、一般質問があっても何でも、すぐにそこへ飛んでいって対策を立てていました。圓城寺さん、副市長さん、そういうときに飛んでいったことがありますか。飛んでいって対策を立てて、坪井丸を助ける、この気がなかったら船は進みませんよ。この前の佐藤さんからでしどろもどろになるのは、みんながその気にならないからなんですよ。もう少し歯がゆいところがありますよ、答弁に。これはみんなでその気、特に副市長は、もう寝てなんかいられませんよ。本当のことを言って、今一大事であります。今あれだけ鳩山さんはいつも目玉が大きく、きりっとしていて冗談一つ言わない。たまたま赤いシャツを着たときだけが批判されていましたがけれども。そして、国の施策をやったって思うようにはいきません。やはり自民党が長年培ってきたものに、また普天間の問題も辺野古に戻ってしまった。こういう問題があるんですよ。

ですから、自分がやった、補助金をつけてもらった。何で県知事さん切るんだと、直接当たるのが、私も残土の問題で上佐谷にありました。私のところへちゃんと命をとりこきました。たまたま行き会わなかったから、11時半に帰ってきましたから助かったんですけれども、命をかけて政治はやらなくちゃならない。これが政治家の使命であります。昔は財産家の家はみんな財産をたたいてやったのが政治であります。今はそうじゃないんでありますから、民主的なんですから、もっともっと本気になって、選ばれた各部長、課長、職員は本気にならないところがあるんじゃないか。

さっきの問題の不納欠損も、ある課長のときに、30人もいなければそんなことできるかと、こ

ういう言葉は事務怠慢そのもので、私はやりませんということですよ。そういう職員こそおやめいただくのが本当だと思いますよ。市長はどんな指導をしているのか、指導についてもお伺いします。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

山内議員の大変熱意ある質問をいただいたところではありますが、私のほうからお答えをいたします。

1点目の農林業対策につきましては、環境経済部長のほうから答弁となります。

2点目の学校の統廃合につきましてお答えいたします。

学校の統廃合につきましては、茨城県におきます適正な学校規模に関する指針におきましても、地域の実情に即しました学校の適正規模の確保に向けた取り組みを市町村に促すこととしていることから、本市におきましてもその検討を行っているところであります。

学校の統廃合の検討に当たりましては、児童・生徒に提供する教育環境の整備充実はもちろんでありますけれども、地域におけます学校施設の歴史的な背景や役割などを踏まえながら取り組んでいかなければならないというふうに考えています。ご指摘のように、地域とのコミュニケーションを図りながら、地域の皆さんの理解を深めながら計画の策定に取り組んでまいりますので、ご指導のほどをお願い申し上げたいというふうに考えています。

それから、3点目の国民健康保険税対策につきましてお答えをいたします。

本市の財政状況につきましては、少子高齢化の進行や社会経済情勢の悪化等によりまして税収が大幅に減少しておりまして、将来に向けまして持続可能な健全財政を維持していくためには、収納率の向上が喫緊の課題であるというふうに認識をいたします。山内議員がご指摘のように、国民健康保険税に限らず市税全般にわたりまして全庁挙げての滞納対策に取り組んでおりまして、本年度につきましても改めて収納率向上への取り組みを指示したところであります。

特に滞納額をふやさないという視点からも、現年度課税分の収納に力を注ぐこととし、これまでの滞納対策に加えまして、納税者の利便性を図るため、コンビニ収納システムの導入に向けまして現在その準備を進めているところであります。さらに、これまで行ってきました不動産の差し押さえのほかに、動産につきましても差し押さえを実施、インターネットオークションシステム等によります公売につきましても本年度から実施をする予定でございます。

このように、収納対策や滞納対策を通じまして収納率向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、4点目の土木行政につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

あと何点か通告外の質問がありましたが、それにつきましてはご容赦いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝徑君。

[環境経済部長 山口勝徑君登壇]

○環境経済部長（山口勝徑君）

山内議員さんのご質問に、環境経済部のほうからご答弁申し上げたいと思います。

1点目の農林業対策につきましてお答え申し上げます。

イノシシの有害鳥獣捕獲につきましては、雪入、山本、下佐谷、上佐谷、上志筑の地区におきまして春と秋の2回、地元の猟友会の方々に協力をいただきまして実施いたしているところでございます。昨年度におきましては、春に29頭、秋に13頭、合計42頭捕獲してございます。しかしながら、これらの地区において畑や水田等への被害については非常に多く、まだまだ深刻であると認識してございます。これらの被害をできるだけ防ぐため、土浦市と共同で農作物被害防止計画の策定を行うなど、市としてもその対策を十分に検討しているところではあります。ご指摘のわなの増設なども含めまして、今後検討していかなければならないと考えているところでございます。

次に、ハクビシン対策についてでございます。

市内においても多く目撃されており、一部では農作物に被害を及ぼすとされ、市にも苦情が寄せられております。また、最近では特定外来生物として指定されておりますアライグマも近年、本市内の一部地域でございまして、農作物の被害が報告されてございます。市としまして20年度に、それらの小動物捕獲用の箱わなを10基購入し、わな免許保持者に貸し出しを行っております。今後においても検討と協議を進めながら対策を検討したいと考えているところでございます。

次に、カラスの害について申し上げます。

農業者にとって非常に深刻な問題であると認識しております。先ほどの農作物被害防止計画の中でも、カラスを対象鳥獣としており、検討を進めているところでございます。これらの中では、農作物への被害をなるべく最小限にするため、捕獲と並行して被害の防除対策を進めており、鳥獣害防止施設として防鳥ネットの設置等の補助事業を進めているところであります。

銃によるカラスの捕獲についても、これまでと同様進めるべく考えているところでありますが、被害の状況、個体数などを勘案し、銃器の弾の不足問題も含めまして、地元猟友会とも相談しながら捕獲事業の回数を許可羽数の増について検討していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

[土木部長 松澤徳三君登壇]

○土木部長（松澤徳三君）

山内議員さんのご質問4点目の土木行政につきましてお答えをいたします。

中志筑地内の県道Y字路につきましては、旧八郷町やつくば市と石岡市を結ぶ重要な路線でございます。朝夕の時間帯はかなりの交通量があると思われまして。また、当該県道については、千代田中学校や志筑小学校の生徒や学童の通学路として利用をされており、ご指摘のとおり歩道設置等の交通安全対策が必要であると認識をしているところでございます。

通学路の選定につきましては、児童・生徒の登下校の安全確保のため、教育委員会や学校、PTA等で検討がなされていると考えておりますが、それらの意見を踏まえまして県に対し交通安全施設等の設置などの対策、さらには要望を行っていきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、五輪堂橋改修事業についてでございますが、この事業は茨城県が行う一級河川・恋瀬川河川改修事業に伴うもので、本年度より橋脚工事に着手することとなっております。現在、土浦土木事務所、石岡市、本市の3者で費用負担の割合についての協議を進めているところでございます。

ご指摘の事業の補助金の内定につきましては、先般、栗山議員さんにもお答えを申し上げましたとおり、国への要望3路線で内示額、議員さんからお話ございましたように、4246万円という内定額となっているところでございます。大変厳しいものとなっております。

今後の対応策につきましては、県あるいは土浦土木事務所と十分協議検討を進め、ご指摘がございましたように、各方面への陳情をしてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、産業建設委員会での土浦土木事務所に対する請願に係る対応状況の結果であります。この請願につきましては、先ほど議員さんからもお話がございましたが、平成19年6月に市の教育委員会から提出をされました市内小中学校通学路における要望という内容でございます。要望としましては、歩道の設置、道路の拡幅、ガードレールの設置等が主な内容でございました。先ほど議員さんから19件とお話ございましたが、要請で出された内容は17件が土浦土木事務所へ要望として行っているところでございます。

その後の要望に対する対応の状況でございますが、先ほどお話がございましたように、2件が実施をされ、済んでおります。さらに、2件が現在着手をされ、進められているという状況となっております。要望の対応につきましては、予算の措置や用地確保の問題等、課題も多くございます。要望の早期実現に向け努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどお願いをいたします。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

19番 山内庄兵衛君。

[「答弁が漏れちゃっている」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

[教育部長 横瀬典生君登壇]

○教育部長（横瀬典生君）

それでは、お答えを申し上げます。

土木行政の質問の中から開校後の志筑小学校の通学路についてお話がございました。この件については、いろいろとご心配をいただきまして感謝を申し上げているところでございます。新しい通学路につきましては、これから具体的に検討し、つくっていくこととなっております。なお、見込み路としては幾つか考えられているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。なお、高倉方面、具体的にごございました高倉からの通学路につきましても、この中で

検証され、成立する予定としてございます。よろしく願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

市民部長 川島祐司君。

[発言する者あり]

○議長（桂木庸雄君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前10時57分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市民部長 川島祐司君。

[市民部長 川島祐司君登壇]

○市民部長（川島祐司君）

大変失礼いたしました。

山内議員の質問中、国保税に係る不納欠損、すなわち5年時効の適用などについてのご質問にお答えを申し上げます。

確かに山内議員ご指摘のように、合併前での状況から申し上げますと、不納欠損処理というのが数多くなされているという実績等は見当たりません。しかし、平成19年度から納税推進課ができて、現実的に国保税を取り上げてみますと、19年に執行停止やら時効などを踏まえまして150件余の処分がされ、20年にも約480件ほどの処分をしております。そういう形で、ご指摘ありましたように、地方税法の18条の5年時効という形ではなく、でき得る限り15条の執行停止や即時消滅などの処理によって滞納額をできるだけ減らしていくというような措置で努力しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（桂木庸雄君）

副市長 圓城寺和則君。

[副市長 圓城寺和則君登壇]

○副市長（圓城寺和則君）

山内議員のご質問に関連しまして、特に道路関係の陳情関連についてお答えを申し上げます。

ご指摘のありました国費関連の路線3路線、それから県の単県補助の2路線、これにつきましては、栗山議員さんからもご指摘がございました。補助のつき方が非常に当初予算を下回ったという点、それから、単県補助については補助がつかなかったと。それでは非常に市としてもこれからの工事をやる上で支障になりますので、去る4月26日、土木部長と一緒に県の道路建設課へお邪魔をいたしました。サワダ課長さんにお会いをしまして、市の財政も非常に厳しいと、そういう中で単県補助のうち⑦1133号線、これにつきましては、3カ年事業で3年目であると、継続事業の最終年度でもある事業を補助をカットするのはどういうことでしょうかということ、継続はもう最優先にしてもらいたいというようなお話も差し上げました。県のほうの回答としまして

は、全県的な単県補助が県の予算編成の中でかなり絞られていると、そういう中で非常に厳しいということをおっしゃっておいりました。

その後、ちょっと日にちは忘れましたが、土浦土木事務所の次長さんにもお会いしまして同様のお話を申し上げました。土木事務所の次長さんは、補助が厳しいのは変わらないんだけど、補助の種類によっては違うものも活用できるんじゃないかと、そんなご指導もいただきましたので、土木部長がお話し申し上げましたように、地域再生計画、そういう計画を立てて補助をいただくという活用の仕方もあるということなので、そちらを今一生懸命やっているところでございます。

それから、いろいろご指摘がございました。私も重く受けとめております。質問とは直接関係ございませんが、口蹄疫の問題につきましても、先般、県のほうへ参りまして、全県的に、市町村ごとに消毒液の配付とか、消石灰の配付とかやっておりますけれども、県として統一的な指導あるいは財政支援、そういうものをお願いしたいということをお願いしてまいりました。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

19番 山内庄兵衛君。

○19番（山内庄兵衛君）

イノシシのさくの問題でありますけれども、これらがもう少し予算がとれないかということで、上志筑からキタネ地区、キタネ地区にもタサキトミオさんのところに1基あるくらいで、こっちシダロというんですけれども、シダロからこっちにもない。そして、青木葉山に、私の山のところに1基あるんですけれども、あとツガさんの前に1基あるくらいなんです。それから、山本山にはタカハシケンイチさんの山に1基ある。そのくらいなものですから、もう少しこれは予算をとって設置する気があるのか、これをお伺いしたい。

それから、ハクビシンについては、10基わなをやったんですけれども、これも貸し出しをどのように具体的にするか、これもお伺いしたい。

カラスの害については、相当カラスをとっているんですけれども、猟友会に来ると、弾の予算がないんで少し出してもらえないかという、猟友会長からも私のところに陳情がありまして、これらについてももう少しとらないと、本当にクチボソガラス、クチブトとクチボソとありますけれども、その口の細いほうですね、あれは集団的で非常に害をしますので、これらについてもぶたなくちゃならないと。

カラスのすみかというのは雪入山なんです。これ何万羽というほど、夜、今からは飛んでまわります。雪入山でとつても、あそこのカラスは地域があるんです、彼らは。縄張りがあって、早いのは2時ごろに行って、その縄張りのところへ飛んでいくんです。ですから夕方全部集まるんですけれども、私の山の上、ぐるぐる何万羽と回っているんですけれども、これは毎日毎日のことなんですけれども、カラスというのは留鳥性が関係があって、クチボソの場合は留鳥性が余らないというんです。クチブトの場合は留鳥性があるから、そこのカラスをとってぶら下げておかないと効果がないというんです。こういうこともありますので、もっと予算を出して捕獲をしていただきたい。予算の処置をするのかお伺いしたいと思います。

それから、ハクビシンもやっぱり、さっきわなについてはどのように貸し出すかをお願いした

いと思います。

学校のところで、これは教育委員会も関係はしてもらいますけれども、土木関係の問題で、特に3差路の問題は大きな問題で、今後はそうしなくてはならないということですが、来年の4月にはもう開校ですから、これをきちんと示さないと大変だと思うんですよ。事故が起きて死者なんか出たら大変なことで、批判を受けますから、その前にきちんと、私は志筑小学校の3差路の問題、中志筑の、これはきちんとしておかなくてはならないんじゃないかなど。教育委員会では、あそこがだめだったら通学路の設定を速急に行うということを検討してもらいたいと思うんです。これらについてはどのようにやるかご答弁いただければと思います。

それから、健康保険で川島市民部長から賢明な、川島部長、その前の部長さんもそうでしたけれども、最近一生懸命やってまいりましたから、ただ時効中断手続というのをやってないで、時効だから何もやらないで中断してしまうということは、これは権利放棄でありますから、これは大きな問題ですから、この問題にだけは、権利放棄をしてしまったのでは、これはお金を捨てちゃったと同じですから、正直者はばかを見るという納め方になってしまいます。これらの数字や何かについては細かいことを私は申し上げられませんが、そちらの答弁はいただいておりますけれども、これらはやっぱり全力投球するということで、最近、川島部長になってから非常に成果が上がっているようでありますので、大変うれしいことでもありますので、今後も努力するように要望しておきます。

五輪堂橋の問題では、今4500万とって、3000万の予算の補助金が切られてしまって2500万しか残っていないわけですが、どのように土木ではやっていくのか。副市長に聞いたら副市長も県まで行ったりしてくれたという努力は大いに感謝いたしますけれども、土木部としてはどのようにやっていくかお伺いをしたいと思います。

それから、19件、建設委員会で行ったんですけども、その中で今2件やっているというんだけれども、これは委員会の問題でありますから、そのくらいでしまっておきたいと思えます。これできるだけ、例えば52号線でも五反田が終わったら上佐谷のほうをやるとかと言っているんですけども、そっちのほうも逃げられてしまいますから、少し強い要望をしていただきたいと思います。

以上、2回目の質問といたします。よろしく願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

山内議員さんのご質問にお答え申し上げます。

まず、イノシシの固定式のわなの増設でございます。これにつきましては、先ほど山内議員さんのほうから質問の中で費用について出ていましたが、1基約200万円ほどかかるというようなことのございます。これにつきましては、先ほど私のほうでご答弁申し上げましたように、今後の個体数とか被害の状況、それを勘案しながら増設に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

それから、ハクビシンのわなの貸し出しでございますが、先ほど申し上げましたように、20年度に10基、わなが購入してあるわけでございます。このハクビシンのわなにつきましては、免許

がないとわなが仕掛けられないというような状況でもありますので、このわなの有資格者を育ててまいりたいというようなことで考えておりますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

続きまして、カラスの捕獲でございますが、いずれも、イノシシもカラスも地元の猟友会の皆さんに大変お世話になっているところでございますが、昨年度は511羽の捕獲数の実績が見られたわけでございます。今後とも猟友会の皆さんの意見を徴しながら、協議し相談してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。また、予算措置につきましては、地元の猟友会の皆さんとの協議の中で措置を検討したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

山内議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

最初に、中志筑地内の3差路というお話がございました。先ほども申し上げましたように、現在、要望事項を再度、土浦土木事務所のほうへ伝え、対応をお願いしている状況でございます。さらに強く要望をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

また、五輪堂橋の事業につきましては、先ほどもお答えを申し上げましたが、今年度、橋脚の工事に入るという状況となっております。全体的な一級河川の河川改修事業でございますので、県のほうで進めていくことになっております。そういった経過につきましては、また中間でご報告を申し上げたいというふうに考えております。

それから、歩道の整備の関係でございますが、通常、路線ごとに整備が進められ、土地の状況、あるいは財源の状況等によって途中で中断をしたりという状況があるかとは思いますが、現在も何カ所か途中になっている部分もございます。そういった部分につきましては変わった手法、先ほど議員さんがご指摘のように、別な路線にという状況も可能かどうかは確認をしてみたいというふうに考えております。いずれにしましても、継続で進められていない状況もございますので、そういう中でさらに要望をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

お答え申し上げます。

先ほど答弁をさせていただいておりますけれども、そのさらなる関連でというようなお話でございます。ご指摘ございましたY字路につきましては、当然、安全性が確保、そういう目安がつかない場合は指定をせずに、別ルートで考えていきたいというふうに思っております。これを最優先対応としたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（桂木庸雄君）

19番 山内庄兵衛君。

○19番（山内庄兵衛君）

各般にわたりまして大変努力をしているということでございますので、大変感謝を申し上げますと思います。

山口部長にお願いしたいんですけれども、固定のわなは相当かかるんで、これは速急に予算をとって、財政は厳しいんですけれども、あの地域の人たちも生活がかかっておりますので、特にこれらについては速急に取り組んでもらいたいと思うんです。なかなか新しいうちはかからないんですよ、匂いが残っていて。ですから、これらは早くやらないととれない。最近は移動式わなはたくさんあるけれども、移動式わなについては大変重量があるんで、狩猟の人たちも大変みたいですね。ですから自動車が行けるところじゃないとできないんですよ。だから、そういう点で固定わなも絶対必要だと思っておりますので、お願いをしたいと思います。

それから、さっきアライグマが出てしょうがないという話が山口さんから出たけれども、これは土浦の宍塚でもアライグマを7匹、この間とったという話なんで、アライグマも私も後庵のあたりで見たりしておりますけれども、アライグマ、キツネの場合も非常に多くなってきていますけれども、これらの捕獲もお願いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、学校の問題については、その・・・はわかるんですけれども、もう少し住民との話し合いを強力に何回も進めていかないと、いろいろな問題が出るのではないかなと思っております。ただ小さいからやめさせるということじゃなくて、もう少し検討を私はして、住民との話し合い、これが必要ではないかなと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

土木のこれは建設委員会での問題でありますけれども、産業建設委員会で要望したことから、これはあとは、進め方については委員長を中心に進めていきたいと思っておりますので、これらについては質疑をこれで打ち切らせていただきます。

五輪堂橋の問題でありますけれども、ことし2500万しか予算がない。どこらまでやるのか。土だけ盛るのか。そこらのところだけもう一回お願いしたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまの山内議員さんのご質問でございますが、現在22年度の市の予算の状況では、五輪堂橋の事業に係る負担金の予算の計上をしている状況でございます。現在、先ほど申し上げましたように、22年度につきましては、橋の足の部分、橋脚の工事だけというような県のほうの事業内容の答えでしたので、現時点では市のほうでの事業に対する工事等は現在含まれておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

19番 山内庄兵衛君の一般質問を終わります。

[山内議員「市のほうの何で、あとはできないということですが、そこらはちょっと、どこらまでできるのかと聞いているんだから、市の予算でどこらまで、全然やらないってことなの。県の予算を切られちゃ

って、市の予算でやらなかったら全然やらないの。2500万はどうするの。
これだけきちんと答えてください」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

では、差別できませんから答弁の補足ということで、土木部長に答弁の補足をお願いします。
土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまの議員さんのおっしゃっている2500万という数字につきましては、今確認はできませんけれども、先ほど来から申し上げましたように、市の予算につきましては、22年度河川改修事業に係る負担金の予算の計上をしているという状況でございます。さらに今年度の五輪堂橋に係る橋脚の工事につきましては、県のほうでの整備計画の中での対応ですので、市のほうでは、現時点では工事の施工はございません。なお、先ほどの数字的な内容につきましては、確認をした上で資料を提出をしたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

19番 山内庄兵衛君の一般質問を終わります。

続いて、発言を許します。

2番 小松崎 誠君。

[2番 小松崎 誠君登壇]

○2番（小松崎 誠君）

国会ではあした首相交代による新内閣が発足します。鳩山首相は野党時代、首相をやめるということであれば国民にきちんと信を問うべきである。首相はみずから国民に信を問うことなく、表紙をかえるだけでは民主政治ではないと自民党をさんざん批判してきたではないかと申し上げたい。

辞任の理由にした普天間は公約違反の失政の何物でもありません。鳩山首相みずからが5月末と期限を決め、移転先を最低でも県外としていた。しかし、普天間をめぐる鳩山首相の行動と発言は迷走に迷走を重ね、沖縄県民を裏切り、国民の不信感を頂点にまで高め、責任は極めて大きい。また、辞任表明の際、同じ政治と金の問題を抱える小沢一郎幹事長にも退任を迫ったことを明らかにした。しかし、この件についてはツートップだけの問題ではない。党として問題の解明を全くせず、沈黙したままで自浄能力をまるで示さなかった民主党そのものの問題でもあります。

菅新総理大臣は、鳩山政権で副総理、財務大臣として重要な立場にあった人、鳩山内閣の政権運営の責任を担っており、鳩山前首相と同様、政権の投げ出しに対する責任があると強く強く申し上げたい。表紙をすりかえただけの政権の体質は何も変わらないこともあわせて申し上げておきたい。

さて、平成22年第2回定例会の一般質問を通告に従いまして行います。

初めに、市民の健康増進のための施策や事前に防げる疾病に対してワクチンの予防接種の公費助成についてお伺いをいたします。

現在、市では健康増進のために、母と子の健診や、がんなどを中心とした検診を行っております。また、予防接種法に基づいて実施されているBCG、3種混合、ポリオ、麻疹、風疹、日本

脳炎などがありますが、次に掲げる3つのワクチン接種についての認識と公費助成の考えがあるかを伺います。

1、ヒブワクチンについてであります。

このワクチンは重症感染症、いわゆる髄膜炎や喉頭蓋炎、菌血病を防ぐことができるとされています。日本では年間600人がヒブに感染し、二、三十人が死亡、100人以上が後遺症を残している病気です。世界では、WHOによる2000年の推計では、ワクチンで防げる病気で、乳幼児が亡くなる原因として麻疹、いわゆるはしかの約78万人に次いで多いのはヒブの46万人とのことです。ヒブは小さいお子さんの鼻の奥に潜んでいて、健康な幼児でも5%から10%はヒブ菌を保菌している。3歳を過ぎると抗体ができてくるので保菌者は少なくなり、重症感染症が減ってくるということです。このヒブワクチンの公費助成の考えがあるのか伺います。

2、女性特有の疾病の一つである子宮頸がんのワクチン接種についてであります。

子宮頸がんは定期的な検診と予防ワクチン接種の組み合わせで予防できる唯一のがんとされており、定期検診に関しては、日本の受診率は低く、厚生労働省の2008年国民生活基礎調査では21.3%にとどまっています。アメリカでは83.5%、イギリスでは79.8%、オランダで66.4%と高い比率を占めています。それを踏まえ公明党は2006年6月には、がん対策基本法を制定させ、国民の皆様の健康と命を守ろうとさまざまな対策を進めてまいりました。2009年度に受診率アップのため乳がん、子宮頸がん検診無料クーポンを推進いたしました。しかし、鳩山政権は、検診は市町村が行う事務として、2010年度の予算案で無料クーポン券の完全事業費を約3分の1に削減しました。そんな中、当市は無料検診を継続していると伺い、高く評価したいと思えます。さらに、当市として子宮頸がん予防のためにワクチンの公費助成を強く要望するものであります。

参考ではありますが、公費助成を表明する自治体が全国に広がっています。昨年12月には新潟県魚沼市で12歳の女子を対象に費用の全額助成を検討しています。埼玉県志木市、兵庫県明石市でも小学6年生から中学3年生の女子を対象に全額補助を行う方向です。既に栃木県大田原市では12歳の女子を対象に実施されました。また、茨城県内でも大子町が全額補助で女子中学生全員208名を対象に8月実施を目指しております。かすみがうら市でも速やかに補正予算を組んで子宮頸がん予防ワクチンの接種をぜひ実施していただきたいのですが、その考えを伺います。

3、肺炎球菌ワクチンの公費助成についてであります。

肺炎で亡くなる方の95%は65歳以上の高齢者が占めており、他の病気で体力が落ちている患者さんや免疫力が弱くなっている高齢者の方が肺炎を併発するという報告もあります。我が国の死因別死亡率では近年、がん、心疾患、脳血管疾患に次ぎ4番目に多く、割合で見ても全体の約10%を占めるほどです。また、肺炎がもとで心筋梗塞、脳梗塞、心不全などの合併症を引き起こす場合もあり、まだまだ怖い病気です。1回の予防接種費用は8,000円から1万円ぐらいですが、年金生活者にとっては大きな負担になります。公費助成によって高齢者の命を守っていただきたいのであります。考えをお聞かせください。

4、市民の健康維持推進についてどのような取り組みをしているのか。また、市を挙げての意識向上をどのように図っていくのか。社会福祉協議会との関連も含めてご意見を伺います。

次に、子育て支援策と小中学生の安全対策について伺います。

1、通学路の安全確保と認識、その対策を伺います。

平成18年から19年に全県下で一斉に通学路の安全点検が実施され、我が市でも実施されたと以前、教育長から伺った経緯がありますが、その後どのような処置、取り組みをしたのか伺いたい。また、当時の状況と現在では変化が見られるが、それについても認識を伺いたい。特に戸崎原地区から土浦市の小中学校へ通学している児童・生徒が合わせて16名いるが、路線バスが廃止され、バスによる登校手段がなくなっています。現状を踏まえ、今後どのように対処していくのかを伺いたい。

2、遊具の安全点検について伺います。

市内の各小中学校に遊具、運動具の数がどれくらいあるか把握しているのでしょうか。点検表に基づいてチェックがなされているのか、メンテナンスはどのように行われているのか教えていただきたい。また、なければ、今後の方針を示していただきたい。

3、校舎の高所からの落下事故が新聞、テレビなどでたびたび報道されておりますが、児童・生徒に対する教育の取り組みがどのようになされているのかを伺います。

4、小学校就学時のランドセル無料支給の考えについて伺います。

経済が低迷している状況で、市ができる子育て支援の一つとして、次世代育成支援行動計画の一環としてランドセルの無償支給を提案いたします。ランドセルの種類はたくさんあり、価格も6,000円前後から8万円を超えるものまであります。ご家族が子どもや孫のためにお祝いをしてプレゼントする場合も多いでしょうが、保護者の負担軽減をなくするためにも、ぜひ検討していただきたい。新入生は今年度約400名で、ランドセル1個当たり8,000円としても総額で320万円ぐらいの費用で済みます。予算の配分を少し変えるだけで実施可能なものと考えますが、いかがでしょうか。考えを伺います。

5、若者に広がる交際相手からの暴力、いわゆるデートDVの教育についてお尋ねいたします。

配偶者からの暴力をドメスティック・バイオレンスと呼ぶのに対し、恋人からの暴力をデートDVといいます。暴力の種類は、殴る、けるなどの身体的暴力や言葉の暴力、精神的暴力、性的暴力、お金を貢がせる経済的暴力などがあり、今、若年層では特に携帯電話によって相手を支配する行為が問題になっております。ある自治体の調査では、3人に1人が被害経験をしている結果が出ています。ある大学3年生の女性は、「怖いですが、でも好きな人だから許してしまうことも多々ありました。もうそんな人に二度と出会いたくありません。」と言っています。被害の相談先は、知人や友人に相談したが45%、どこにも、だれにも相談しなかったが44.3%、家族や親戚に相談したが5.2%、最寄りの警察署、配偶者暴力相談支援センターなどの相談先の認知度は、約半数が知らないとの回答でした。今後の課題として、若年層や周囲に対するデートDVの周知と暴力を容認しない意識の醸成、中高生からのDV防止教育や若年層を取り巻く支援体制の整備などが求められております。このような状況から、市の教育委員会としてどのように取り組んでいくのか伺います。

6、迷走する政府の来年度の子ども手当について伺います。

政府の方針はまだ定まっていないが、2万6000円のうち半額の1万3000円は各自自治体に支給方法を任せるという案もあるようですが、もしその場合には給食費なども差し引いて支給するなど、今から協議をし、準備をする必要があるのではないかと思います。考えをお尋ねいたします。

次に、道路行政についてですが、市道の維持管理体制における各部署の連携と品質管理の基準

について伺います。

1、下水道工事や水道工事、また経年劣化等により、随所で道路状況が悪いところが見受けられますが、土木部では他の部署との連携がきちんとなされているのか、そのほか市はどのような対策をとっているのか伺います。

2、市の発注した工事で市民に迷惑をかけている場合が数多くありますが、舗装の修復を望む市民に修理のための要望書を求めるのはなぜか伺います。

3、県道などで市が工事を行った場合、5年間は市の責任において管理すると聞いている。施行業者との瑕疵期間は2年余りで、残り3年間は市の持ち出しとなっているようですが、瑕疵期間を延長して、路面が安定するまで責任を持ってもらうことはできないものか伺います。

最後に、二庁体制をとっている中での市民サービスの向上対策について伺います。

庁舎案内用に、市民にわかりやすいパンフレット、小冊子を作成し配付することを提案申し上げますが、考えをお聞かせください。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

小松崎議員の質問にお答えをいたします。

1点目の市民の健康増進のための施策や事前に防げる疾病に対しましてワクチンの予防接種の公費助成につきましてお答えをいたします。

予防接種につきましては、一定の効果は期待できますが、日常の体温管理や定期的な健診も必要と考えております。また、ワクチン接種とは別に、女性特有のがん対策として子宮がん検診や乳がん検診をそれぞれの対象年齢の方に積極的に検診を受診していただくよう勧めているところでもあります。

ご提言をいただきましたヒブワクチン、子宮頸がんワクチン、肺炎球菌ワクチンの3種類のワクチンの接種は、インフルエンザワクチンの接種のように全国的に定着しているものではなくて、臨床試験やワクチンの安定供給、接種計画、さらには助成に向けました財源の確保など、環境面を整えてから実施することになりますので、県や国などの動向を注視しながら、今後前向きな研究課題、検討課題として考えているところでございます。

次に、健康増進キャンペーンのご提言についてであります。市民一人一人の健康管理の意識を高めるためにも有効な手段でありますので、さまざまなイベントとの連携を図りながら健康増進キャンペーンに取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の子育て支援対策と小中学校の安全対策の中で、4番目のランドセルの無料支給、5番目のデートDVにつきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。

次に、2点目1番から3番目の通学路の安全確保と対策、校舎の高所からの落下事故の対策、6番目の子ども手当につきましては、それぞれ担当部長からの答弁とさせていただきます。

3点目の市道の維持管理体制におけます各部署の連携と品質管理の基準につきましてのご質問

の中で、1番目の公共工事等におけます道路状況の劣化対策、2番目の道路修復にかかわる要望書、3番目の施行業者の瑕疵の関係につきましては、それぞれ担当部長から答弁させていただきます。

4番目の二庁体制をとっている中で市民サービスの向上対策につきましては、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

教育長 大竹三千代君。

[教育長 大竹三千代君登壇]

○教育長（大竹三千代君）

小松崎議員さんの2点目の4番、小学校就学時のランドセル無料支給の考えにつきましてお答えいたします。

新入学児にランドセルを無料配付することは、保護者にとって負担軽減となりますし、また、児童にとっては、同じランドセルを使うことにより、みんなと一緒にという統一感や公平性をはぐくむ一助になると思われまます。しかし、配付に当たりましては、毎年、本年度は442名でございましたが、約400名の新入生に対しまして支給する財源の確保についても検討していかなければなりません。県内には支給を実施している市町村もございますので、支給実態を踏まえて検討したいと考えております。

2番目の5番、デートDVについての防止教育の必要性についてお答えを申し上げます。

中学校でのデートDV防止教室につきましては、現在のところ特設の時間としては指導はしておりませんが、まさに人権の問題でございますので、男女の双方に防止教室と同様の内容を道徳教育、人権教育の中で指導を進めております。具体的には、道徳の時間の人間愛、そして思いやり、異性への理解、人格の尊重、学級活動の男女の理解を中心として、小学校児から発達段階を考慮し、学校教育全体の中で意図的、計画的に指導を進めているところでございます。ご指摘がありましたように、中学校段階での指導の重要性については、学校では十分認識しておりますので、携帯、またサイト、メール等の被害防止も含めまして、今後も継続して指導を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

[教育部長 横瀬典生君登壇]

○教育部長（横瀬典生君）

それでは、お答え申し上げます。

2点目の1番の通学路の安全確保と認識、対策についてでございますが、市内の小中学校におきましては、児童・生徒の登下校について警察署の協力を得ながら交通安全教室などを実施いたしまして安全指導を行い、安全な登下校に努めているところでございます。また、通学路の危険箇所の把握に努めまして、各学校で安全マップ、これを作成いたしまして、登下校時における通行時の注意喚起を行っているところでございます。

なお、通学路における安全施設などについては、児童・生徒の登下校の実情に沿って関係機関へご協力を賜りながら要請していきたいと考えております。この件については、ご指摘ございましたけれども、再度要請をしていきたいと思っております。

そして、また、戸崎地区の問題について言及されておられました。この問題は、いわゆる区域指定外のところに通学をしているわけですが、この点につきましては、非常に長い歴史、戦後間もなくのところからの歴史というふうに我々も聞いてございます。そういった意味では、いわばその安全確保も一つその使命になってくるものと思っております。特に現場を確認しておりますが、約220メートルほどに設置がないというようなところがございまして、それは回避をするように現在は通学をされていると聞いてございます。

なお、ご質問の中にごございました交通安全のチェックをした内容等々の問題については、後ほど資料で出させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、2点目の遊具の安全点検につきましてお答えをいたします。

市内の小学校に設置をしております遊具につきましては、各学校で定期的に点検をし、危険個所の把握に努めるとともに、2年に1回の割合で専門家による安全点検を行っております。この点検結果をもとに危険箇所の修繕及び撤去を行っております。また、日常点検及び塗装の簡易な修繕につきましては、各学校において職員及びPTA等の奉仕作業により実施をしている状況でございます。

それから、直接お話がございました数等につきましても、先ほど同様、後ほど資料で出させていただきます。

次に、3点目の校舎の高所からの落下事故がたびたび報道されているが、その対策についてどうかということでございます。お答えをいたします。

本年の4月19日に、ご指摘のとおり、高萩高等学校において生徒が校舎のベランダから転落し負傷するという事故が発生いたしました。この事故に伴いまして県教育長から、改めて校舎等の点検を行い、児童・生徒の事故の未然防止を図るよう連絡があり、指示されております。市におきましては、直ちに市内の小中学校のベランダ等の点検及び危険個所の調査を行ったところでございますが、鉄製の手すり等において多少のさびがある学校があるものの、全校において危険な箇所はないとの内容でございます。

今後につきましても、各学校において日常点検を実施いたしまして、事故の防止に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

[保健福祉部長 竹村 篤君登壇]

○保健福祉部長（竹村 篤君）

小松崎議員の質問にお答えします。

初めに、1点目の質問の中で、健康推進キャンペーンの関連で社会福祉協議会を含めての取り組みというか、そういう内容で質問がございました。社会福祉協議会にボランティアグループとして登録してございます、その中にシルバーリハビリ体操指導士の会という会がございまして、こ

の団体につきましては、県で進めておりますシルバーリハビリ体操、日常生活の中で立つ、座る、歩くなどの日常生活を営む動作の能力維持と申しますか、そういう能力拡大を目的にする体操でございます。ボランティア団体としてそういうリハビリ体操の普及周知活動を進めている団体でございます。現在、市内には17名の方が登録されておまして、市内の老人福祉センターあるいはあじさい館、さらには市内の老人施設、老人クラブなどで活動をされているということで、大変好評を得ているというような話を聞いてございます。

次に、2点目の子育て支援の中での6点目、子ども手当に関する質問についてお答えいたします。

ご承知のように、子ども手当は、児童手当にかわりまして今年度新設された新しい制度でございます。平成23年度以降につきましては、現在国において議論されているところでございまして、一部報道の中では、外国居住の児童への支給制限、さらには現物給付というような議論もされているところでございます。子ども手当につきましては、次世代を担う子どもたちの健やかなはぐくみを支援するという形のものでございます。そういうこともございますので、与えられる経費についての対象も限られてくるものと考えております。今後につきましては、国の動向を見据えて、一律に給食費に充てるという考え方ではなく、子育て支援という考えで対応していきたいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

[土木部長 松澤徳三君登壇]

○土木部長（松澤徳三君）

小松崎議員さんのご質問3点目でございますが、1番、2番、それぞれ関連性がございまして、一括してお答えをさせていただきたいと思っております。

道路の維持管理につきましては、定期的実施をしております道路パトロール等により修繕箇所の発見に努めており、また、各区長さんなどからの要望や住民からの情報提供をいただき、さらに職員についても、そういった情報の提供をいただきながら対応をしているところでございます。補修内容についても、舗装の補修、雨水排水施設の維持管理、雑木雑草等の除去など多岐にわたり、住民からのすべての要望に対応することが難しいこととなっております。住民の皆様には大変ご迷惑をおかけしているところでもあります。そのため、多くの要望に対応し、地区の優先箇所の確認やご意見を把握するため、区長さんより要望書の提出をお願いしているところでございます。

また、公共工事完了後の維持管理につきましては、あらかじめ工事施工協議書等で協議を行いまして、完了後、一定期間担当課にお願いをしている状況でございます。

今後とも住民の生活基盤である道路の重要性を認識しつつ、全体的な道路の維持管理のあり方等、総合的な見地から検討を行い、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

○総務部長（山中修一君）

小松崎議員の3点目の③番になります、事業施行に伴う瑕疵期間につきましてお答えをいたします。

瑕疵担保期間につきましては、先ほどのご質問の中でもございましたが、市と事業者との契約に伴いまして、契約約款第41条によりまして、瑕疵が認められる場合は瑕疵の修理補修を請求し、もしくは損害の賠償を請求することができるかとされております。その期間につきましては、通常引き渡し後2年、議員ご指摘のとおりでございます。また、故意または重大な過失による場合は10年とされております。

ただいまのご質問の中で2年という、契約の中では決められておりますが、2年以上にしてはどうかというようなご提案もございました。これらにつきましては、現在変更については特に検討したことはございません。これらについては、周辺市町村等の現状も調査をしていきたいというふうに考えております。

また、これらの約款等の関係があるわけでございますが、これらを受け、必要に応じ、市工事瑕疵検査実施要綱に基づきまして瑕疵検査を実施するところでありまして、工事担当課監督のもと、修繕補修工事を実施しております。

さらに、ご質問の中で品質管理の関係についてもございましたが、近年、公共工事のもととも言える品質確保の促進に関する法律等の施行に伴いまして、瑕疵工事については、ほとんど見られない状況ではございますが、ご案内のとおり、業者への施工後の品質管理基準につきましては、制度化されているものでございます。よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

[市長公室長 塚野 勇君登壇]

○市長公室長（塚野 勇君）

小松崎議員の4点目の二庁体制をとっている中で業務案内など市民サービスの向上対策につきましてお答えをいたします。

行政が担当する業務分野は多岐にわたるため、事務機構や体制が変わるたびに広報誌や市のホームページを通じまして市民の皆さんに周知をしているところでございます。今回の霞ヶ浦庁舎の移転に伴う部局の配置がえなどにつきましても、数回にわたり紹介をしております。

ご質問の趣旨としましては、市の業務全般の案内パンフレットの的なものかと思いますが、市の業務全体を市民に紹介するものとしましては、ちょっと古いんですが、合併時に作成したかすみがうら市ガイド、あるいは平成11年度に窓口に配置をいたしました暮らしの便利帳等がございまして、冊子方式のこの資料につきましては、組織機構の見直しや新たな制度変更などに即時対応できないこと、また、まとまった冊子の多くの情報の中から必要情報を取り出しにくいなどの弱点、課題がございます。

このようなことから、即時性のある広報誌での周知をこれまでしてまいりました。これまでの掲載内容につきましては、変更した部分の周知にとどまっております。そういうことで全庁的な

案内としては、ご指摘のように、情報が不足しているのご意見もあると思われます。対策として、内部的には幾つかの方策を検討しておりますが、現在、簡易ではございますが、広報誌への折り込みによる形態で、パンフレットのなものとして使えるような業務案内を現在、検討しておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

これより昼食休憩に入ります。

再開は午後1時30分からいたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 9 分

再 開 午後 1 時 3 2 分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2 番 小松崎 誠君。

○2 番（小松崎 誠君）

再質問に入らせていただきます。

まず、ワクチン接種関係についてお尋ねいたしますけれども、市長のご答弁では、環境面を整えてから実施をしますということで、前向きとも、いつやるともちょっとわからないようなご答弁だったものですから、再度、特に2番の女性特有の疾病ということで子宮頸がん、このことについて福祉部長のほうから、またご答弁いただきたいなと思うんですけれども、子宮頸がんは20歳から30代ぐらいに発症している率が多いということなんです。それで、自覚症状がないために発見がおくれるということで、年間、日本では1万5000人以上が発症していると、亡くなる方は毎年約2,500人に上ると言われているんです。

そういうことで、ちょっと病気のことというと、その女性の人、一生に一度はヒトパピローマウイルス、これにかかるということですよ。大体の人は感染しても自然に消えていくんですけども、一部感染した状態が続くと、がんが発症するというので、この予防ワクチンの接種によって、ほぼ100%が予防可能だと言われているわけです。

これは非常に金額がかさむんです。太子町でも予算計上しましたけれども、お1人5万1000円かかるということなんです。そういう意味では経済的な負担というか、個人でも難しいし、あと行政側としても予算の確保というのが大変かなとは思いますが、この辺何としても、ワクチン接種で病気が防げる病気なものですから、市のほうで全額補助できなくとも半額とかその辺の、少しでもいいから補助をしていただきたいというのが質問の趣旨にあるんですけれども、その辺の考え方はいかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

ただいま子宮頸がんに関する質問ということで、市長のほうから予防接種全般につきましては環境面を整えてということで、これは財源確保とか地元医師会との協議とか、いろいろ関係する

団体との協議等もありますので、その辺を踏まえての市長答弁になったわけでございますけれども、前向きなという内容で具体的に質問がありました。

今、大子町でという事例、これは新聞等で茨城県初ということで報道された内容でございます。報道によりますと、大子町で最初、中学生の女子ということで208人を対象に予算1060万ほど計上したと。1人当たりの単価が5万1000円というような内容で、希望制ということで検討しているようでございます。また、潮来町でも、新聞報道では全額補助ということで検討中と、そういう報道もされております。

そういう中で、ただいまの子宮頸がんをワクチンによって未然に防げるというような内容の質問がありました。ほとんどの場合はこのワクチン、あと報道等いろいろ検証してみますと、定期的な検診もあわせて必要だというような報道もあります。そういう中で、そういう検診と予防注射をすれば100%発症を防げるというような内容の報道がされております。

そういうことでございますので、今後、市としての前向きな考え方、方向というのが、市長の当初の答弁にありましたように、今後、関係機関と調整しながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

2番 小松崎 誠君。

○2番（小松崎 誠君）

参考にちょっとお聞きしたいんですけれども、今、市内の女子中学生というのは、学年ごとに人数、おわかりですか。それをちょっと教えていただきたいんですけれども。

○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

女子中学生といえますか、本年度4月1日現在での女子ということで、13歳が238名、14歳が200名、15歳が196名、この13、14、15歳で合計634名という、大子町の事例でいう対象になってございます。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

2番 小松崎 誠君。

○2番（小松崎 誠君）

今の件に関しては、最初の質問でも補正予算を組んでも取り組んでいただきたいと申し上げましたけれども、ぜひともこれ要望事項として取り組んでいていただきたいと思っております。

それと、その大子町では1年生から3年生まで全部対象にいたしましたけれども、今お聞きしたように、学年ごとに見ていきますと、今年度ですと196名ですか、中学3年生。中学3年生だけをとってみれば200名を切るような、約200名ですから予算的にも大子町とほぼ同様の金額でできるかと思っておりますので、ぜひともこれは今年度中にやっていけるようなめどを立てていただきたいと思っております。これは要望として申し伝えますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

次に移りたいと思っております。

教育問題のほうです。子育て支援のほうで通学路の安全確保ということで、戸崎原のお話を申し上げましたけれども、事前に教育委員会さんのほうからは、この戸崎原地区の土浦市の小中学校へ通学している児童・生徒についてということで回答書はいただいております。本当に内容をよくまとめていただいて、区域外通学の主な理由とか、それからこういう歴史のようなものを掲げて、よく説明していただいた資料は手元に届いているんですけども、その中で、国道354号線の一部歩道が未整備と、こういう点で回答をいただいている中で、関係機関への働きかけは必要と感じますと、こういう内容がございました。この関係機関への働きかけというのは、具体的にどのように進めていくのかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

354号線戸崎原地先、つまり土浦地内の未舗装の部分、私も現地に参りまして確認をいたしました。約220メートルほど未設置となっておりますが、これらについてどのように働きかけをしていくべきかと。その背景は、ご指摘ございますように、16名の方が本市から通学をしていると、そういったことございますので、我々としては、まず同じ立場の教育委員会のほうに話を持ちかけてみたいというふうに思っております。なお、さまざまな経過をたどれば非常に困難だというふうな話は聞いておりますが、まずは教育委員会とお話し合いをしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

2番 小松崎 誠君。

○2番（小松崎 誠君）

これも早期解決を目指して取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、遊具の安全点検で、これは業者に2年に1回点検をしていただいていると。そのほかは各学校に任せてあるということなのですが、数は後でということでしたが、これは結構ですけども、点検表のマニュアルはできているのでしょうか。それからメンテナンス、これもその都度やっていらっしゃるのかどうかお伺いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

マニュアルといいますか、点検をする項目等については、それぞれ統一したものを使っております。それから、メンテナンスの問題ですが、これについては、先ほど若干答弁させていただきましたけれども、随時、さび等があれば塗装する。どうしても我々、あるいは学校現場で手に負えないもの、そういったものを発見した場合は、速やかに業者に委託してお願いしているという現状でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

2番 小松崎 誠君。

○2番（小松崎 誠君）

次に、ランドセルの無償支給、これについて教育長のお話では、約400名いる新入生のための財源の確保をどのようにしていくかというお話でしたけれども、簡単に400名と言いましたけれども、いろんな市の中の財政の中で、その予算の配分とか、それから補助金とか見直せば、幾らでも出てくる金額じゃないのかなと思われます。これをやはり教育委員会として各関係機関とよく調整をして要望していけば、できない予算ではないと思うんですけども、もう一度その辺のお話を伺いたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

教育長 大竹三千代君。

○教育長（大竹三千代君）

ランドセルの無償配付といいますか、本当に子どもたちにとってランドセルの重さというものも考えますと、立派なランドセルが小さい子には重いというようなこともございますから、そういうことも何回か話題には上っているわけです。ただ、今それを使っている市町村といいますか、ところにも私勤務していたことがあるんですが、非常に耐久度といいますか、3年間ぐらいしかもたないわけです。そういうことも含めて、財源とかそういうものも考えながら前向きに考えていきたいと思っております。

○議長（桂木庸雄君）

2番 小松崎 誠君。

○2番（小松崎 誠君）

わかりました。ぜひ努力していただきたいと思いますが、もう一つ、うちの娘たちの話で恐縮なんですけど、小学生のときにかすみがうら市に引っ越してきました。その当時は出島村だったんですけども、そのときに、土浦から転校してきたものですから、ランドセルがちょっと高学年で来たものですからなかったんです。そうしましたら、ランドセルじゃなくちゃいけないと、手提げかばんとかリュックサックじゃだめだということで、はっきり断られたんです。今の現状はどうなっているか、その辺もちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（桂木庸雄君）

教育長 大竹三千代君。

○教育長（大竹三千代君）

学校によったのかもしれませんが、ランドセルでなければいけないというようなことで進んではないと思います。ただ、皆さん転校してこられる方が必ずしもその支給されたランドセルを持っているところばかりではないかと思うので、話題にのっていなかったのかもしれませんが、それで、例えば3年生ぐらいでそれがだめになってしまった後は、そのところにおいて別なリュックであるとかそうしたものを使用しているところもあるわけです。そういうことについても考えていかなければならないと思っております。ただ、転校してきたときにランドセルでなければならぬ、高学年になってからもそういうことを求めては、転校された方が困ると思いますので、そういうことがないように十分に配慮していきたいと思っております。

○議長（桂木庸雄君）

2番 小松崎 誠君。

○2番（小松崎 誠君）

次に、市道の維持管理ということで、ちょっと1回目の質問の回答として、聞いているものと違うものがあつたんです。その3番目、ちょっと飛びますけれども瑕疵期間、これを延ばすことはできないのかということで聞いたはずなんですけれども、何かはっきりわからないような回答だったものですから、第1回目は県道などで改修すると5年間その市で責任を持たなければならぬけれども、瑕疵期間は2年間しかない、あとの残り3年間でもしだめになったときは、もう市のほうの持ち出しということになってしまうので、その辺を業者ときちっとお話ができないのかと聞いたんですけれども、はっきり延長しますとか、できるように努力しますとか検討しますとか、そういうお話がなかったものですから、ちょっともう1回その辺、できるのかできないのか、また、それができないんだったら業者さんにきちっとその辺の話を、責任施工ということで指導していただけるのかどうか、ここをご回答願いたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

先ほどのご質問で、瑕疵期間については2年ということでお答えをしております。これにつきましては、契約のそういう決まりがございまして、現在のところ2年間までということと事業者の方との契約を行っております。これらの工事の状況等につきましては、それぞれ担当部署で工程どおりに行われたか、また、どういうふうな品質のものを設置したかとか、そういうことでの検査を行っているところでございます。

その期間が延びないかというのは、先ほどもご質問がございましたが、現在のところ変更ということで、それを直すということでは考えてはいない状況でございます。これらについては、先ほども申し上げましたが、その約款を直すことにつきましては、周辺の市町村等の状況もあると思います。それらを調査しまして検討をしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

2番 小松崎 誠君。

○2番（小松崎 誠君）

ちょっと前後しましたけれども、今度、下水道課とか水道事業所、これで工事を依頼するときがあると思うんですが、この辺の道路の補修に関しての仕様というのは統一されているんでしょうか。また、その工事が各部署ごとに掘り返して、また補修するというように、近いときに工事をやる場合もあると思うんです。それをある程度同時期にできるように調整したり、そういうこともやっているのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまの議員さんのご質問にお答えをいたします。

下水道につきましても水道につきましても、工法的には似たような状況で工事を施工をしております。さらに道路面から見ますと、幹線市道あるいはその他の生活道路等の市道というよう

な状況もございます。それらに合致した道路構造で整備をしておるところでございますので、いずれの担当課におきましても、工事後の復旧につきましては、同様の構造内容で復旧をしていただくというようなことで進めております。

また、先ほども申し上げましたが、工事に入る前に事前協議というような形で担当課と協議をしながら進めているという状況でございます。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

2番 小松崎 誠君。

○2番（小松崎 誠君）

最後の質問になりますけれども、今度、舗装面の修理をお願いするときに、要望書を出してくれとたびたび言われるんです。先ほどの回答では、区長さん等に点検を頼んでいるんだと、ですから、そこから要望書を上げていただいて修理をすると言うんですけれども、本当に私、市民目線で見ますと、市のほうの都合で道路を掘っくり返しているわけですよ。そのことによって道路の状況が悪化しているにもかかわらず、それを要望書を出さないと直せないと、こういうのはちょっとおかしいような気がするんです。自分たちが掘っくり返して道路状況を悪くしているわけですから、本当にこれ要望書が出なくても安全パトロールとか道路パトロールして見ているとは言うんですけれども、少なくとも自分たちが指示した工事箇所に関しては、要望書がなくても即座に直すと、こういう姿勢が大事だと思うんですけれども、この辺の見解はいかがでしょうか。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまの議員さんのご質問でございますが、以前お話をした経過もあろうかと思うんです。また、現在進めているパトロールの状況等も、先ほどのお答えの中で申し上げさせていただきました。下水道、上水道の工事に関連しました内容につきましては、道路本来の構造の内容でもって復旧をしていただくというお話をただいまも申し上げたところでございますが、一つ、復旧工事後の状況によりましてパトロールでも見逃してしまうような状況が出てくることもままあるように聞いております。なかなか隅々までの目の届かない部分、そういうこともございますので、先ほど申しましたように、区長さんからの情報提供、あるいは職員相互の情報提供、そういったものを踏まえまして道路の維持管理を行っているという状況でございます。

また、要望書につきましては、要望の内容、あるいは補修箇所等の把握、そういったものを含めまして記録をとっておくというようなこともあわせまして要望書を出していただいているという状況でございます。

道路を各工事によって切断をするわけでございますので、後々道路が悪くならないような復旧をお願いしているところでございますが、そういった内容の復旧工事をお願いしているところでございますが、たまたま道路が壊れてしまったというような状況もあるようでございますので、できる限り早い段階でそういったものの発見、あるいは補修等に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

2番 小松崎 誠君。

○2番（小松崎 誠君）

前も説明した経過があるとか、先ほども述べましたと言いますけれども、私納得していないから聞いているんですよ。要望書なくてもやるって言えないものですかね。これ記録にとっておくために要望書が必要だというんだったら、要望があつたらそれをメモしておけばいいじゃないですか。これどうしても、順番待ちですからとかそういうふうな理由で要望書を請求しますけれども、どうしても直してもらいたいわけです、市民は。それも自分たちが傷つけて道路壊したならいいんですけども、ほとんどが公共工事で道路を壊しているんですよ。継ぎはぎだらけで、そこが原因でどんどんくぼみが広がっていくとか、そういうことがあるわけです。それをちょっと、いやそれは要望書がなくちゃ絶対できませんならできないでいいんですけども、これちょっと回答になっていないと思うんですよ。ですから、何とかそういうのがなくてもできるようにしますとか、私はそういう回答を望んでいたんですけども、そういう回答が得られないので残念なんですけれども、もう一回聞きます。これはどうしても要望書がなくちゃだめなんですか。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまのご質問でございます。お答えを申し上げます。

先ほども申し上げましたように、要望をいただくということは後々記録的に残っていくということもございます。さらに、早急に補修の必要性があれば、当然工事のほうもしなければならないということになるわけでございますが、要望そのものが多いためにおくれてくるという状況でもあるわけでございます。そういったことが後々、後回しになってしまうというお話もございましたけれども、おくれるということができるだけないような状況をつくっておくために、記録として残しておくということもあるわけでございます。被害の状況によっては、もちろん連絡があって、すぐにしなければならないということもありますので、そういったところの対応も柔軟な態度で進めていきたいというふうに思います。

できるだけこれまでも中でも早急に工事をするという状況にあっても要望書をいただいていたということもございますので、ご理解のほどをお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

2番 小松崎 誠君。

○2番（小松崎 誠君）

これ3回以上の質問になっちゃうのかどうかわかりませんが、ちょっとまだ納得できないんで、この辺に詳しい人というのは、あとはどなたなんですか。この市のほうの決まりというか、要望書で動かなくてはならない決まりがあるとか、その辺のよく説明できる方いらっしゃいますか。

では、市長お願いします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ただいまの小松崎議員のご意見等も踏まえまして、十分に検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

2番 小松崎 誠君。

○2番（小松崎 誠君）

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（桂木庸雄君）

2番 小松崎 誠君の一般質問を終わります。

続いて、発言を許します。

12番 和田正美君。

[1 2 番 和田正美君登壇]

○12番（和田正美君）

平成22年第2回定例議会一般質問に当たり、さきに通告の内容に従ひ質問をいたします。

1、保育所入所待機児童ゼロを目指した対応改善について。

この質問は、以前の議会での質問内容と基本的には同様の内容ですが、今回はその後のかすみがうら市における保育所入所にかかわる状況についての把握内容、保育所入所受け入れについての改善検討もしくは保育所入所受け入れについての改善実施措置の状況について伺うものであります。

①保育所入所待機児童の実態について。

4月入所を基本とした入所受け入れ申し込みを受けての入所対応が基本となっているものと感じております。保育所への入所希望時期は、実際には日程的に統一できるものではなく、また、保育事業に関する保育の期間については、保育の実施を希望する時期を希望することができるようになってきていることと理解しています。しかしながら、現実的には、よく翌年の4月入所の保育所入所受け付けが秋の時期から受け付けが開始されるということをお聞きしますが、途中入所希望に対する受け入れの実態はどのようになっているのか、実情を伺います。

当市、かすみがうら市における保育所入所希望に対する受け入れ能力、その都度の入所希望児童の待機状況は、どのような状況にあるのかを伺います。

②保育所保育体制の改善検討状況について。

以前の議会の一般質問の中で提案もさせていただきましたが、その後保育所入所待機児童がなくなるような保育所受け入れ態勢について改善の検討はどのように進められているのかを伺います。

2、かすみがうら市の活性化に向けた取り組みについて。

地域の活性化についての方策は、各種条件の違いを考慮すると、かなり多くの方策案があるものと考えております。その中でも、今回は企業誘致、休耕農地の有効利用、観光事業の開発についてお伺いします。

①企業誘致について。

行政の積極対応として企業訪問もしくは企業への企業誘致の推進照会など、いかようにされているのか。また、その結果についてはどのような状況にあるのかを伺います。

②休耕農地の有効活用の推進状況について。

今回も同様の内容の質問がありますが、私のほうからは、休耕農地の有効活用についての効果的な大きな事業、プロジェクトの体制づくりは、企画または実行されているのか、その内容について伺います。

③かすみがうら市観光事業の開発推進状況について。

まちの活性化要素の中の観光事業について、個々の事業についての開発もしくは複合連携の観光事業の開発などについて、どのような取り組みをしているのかお伺いします。

以前から果樹のふるさととして果樹観光に取り組んでいる地域、かすみがうら市内各所には歴史発掘遺跡のある地域、新たにつくり出された、また湖山の宝発掘プロジェクトで生み出された地元地域の特産品を原材料とした飲み物や食べ物の紹介など、実際の観光客の集客効果を出すための努力はどのようにされているのか、また、その効果は目標想定効果に対してどのような状況にあるのかを伺います。

広域観光や回遊性の向上を目的とした他地域とのネットワーク化を図り、フィルムコミッションを活用した新たな観光ルートの創造などが観光振興に効果があると言われていますが、取り組み実施状況はどのようになっているのかについて伺います。

3、かすみがうら市が誇る帆引き船漁法の歴史的文化遺産としての評価と認定準備について。

①霞ヶ浦帆引き船漁法についての認識と歴史的文化遺産としての評価について。

以前にも同様の質問をさせていただいておりますが、今回もまた再度質問させていただきます。細かい説明内容については、平成21年第2回定例会での質問の中で話ししている内容でご理解いただけるものと考えますので、今回は説明を省略して端的にお伺い、確認をしたいと考えます。

霞ヶ浦帆引き船漁法についての認識と歴史的文化遺産としての評価価値は、どのレベルであるとお考えなのか、また、当市、かすみがうら市の歴史的文化遺産としての公的認定もしくは何らかの指定にするとところまでに至らないレベルのものと考えておられるのかお伺いいたします。

②かすみがうら市での歴史的文化遺産としての認定準備進捗状況について。

昨年、帆引き船漁法にかかわる漁具の類については、かすみがうら市内に所有されている主要なものについて一部市の指定文化財に指定されましたが、社会的貢献度の最も高かったと考えられる帆引き船漁法についての公的認定もしくは何らかの指定に向けた取り組みはどのように進められているのでしょうか。また、取り組んだ経緯の中で、何らかの問題、課題があったのであれば、その内容について紹介し、ご説明をいただきたい。

以上で、1回目の質問とします。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

和田議員の質問にお答えをいたします。

1点目の保育所入所待機児童ゼロを目指した対応改善につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

2点目1番の企業誘致につきましてお答えをいたします。

企業誘致は、地域経済の活性化、雇用、税収などの波及効果が見込まれ、産業振興の重要な施策として考えられます。平成21年度の全国的な動向といたしましては、米国の金融危機に端を発した世界同時不況の影響などから、新たな工場立地は面積、件数ともに減少傾向にあります。

市では昨年度、茨城県工業団地企業立地推進協議会に加入をいたしました。この協議会は企業誘致を目的に県内の市町村が加盟する団体ですが、この協議会の主催するいばらき産業立地セミナーが本年3月に大阪で開催されました。出席いたしました53の企業に対しまして市の企業誘致につきましてプレゼンテーションを実施したところでございます。

また、昨年9月には、工場立地法の規定によりまして緑地面積率等を緩和する条例並びに企業立地による設備投資や雇用促進に対しまして助成金を交付する企業立地促進条例を制定し、企業誘致に努めているところであります。

こうした対策によりまして、向原工業団地内のオートリブ株式会社が、神奈川県藤沢市にある同事業所をすべて当市に移転し、本年8月には操業を開始する運びとなっております。同社の立地によりまして、相当数の雇用機会が拡大するとともに、税収の確保、さらには地域経済の活性化等の効果を期待しているところであります。

今後こうした特例措置を広くPRするとともに、県の立地推進室並びに産業立地推進東京本部と連携を図りながら、経済動向の推移を注視しながら企業誘致を進めてまいりたいと考えております。

2点目の2番、休耕農地の有効活用の進捗状況と、3番の市の観光事業の開発状況につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

3点目のかすみがうら市が誇る帆引き船漁法につきましては、教育部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

[保健福祉部長 竹村 篤君登壇]

○保健福祉部長（竹村 篤君）

和田議員の保育所入所待機児童ゼロを目指した対応改善についてという内容についてお答えいたします。

初めに、保育所の入所待機児童の実態でございますが、今年度4月入所時点については、待機児童はおりません。その後の途中入所についてでございますが、入所を希望する市内保育所及び勤務先に近い市外保育所を第1希望から第3希望の記入をいただきまして入所申請を受け付けております。市内保育所入所を希望した場合、児童の年齢層により第1希望に入所できなくて、結果として待機となる状況も出てございます。保護者には、その都度、第2希望、第3希望の入所を勧めておりますが、待機になる状況でございます。市外保育所を希望した場合には、主に近隣市町村、土浦市、石岡市、つくば市を希望する広域入所希望者が多いわけでございますけれども、

待機児童が出てございます。

次に、2番目の保育所保育体制の改革検討についてでございますが、国において待機児童解消のため、平成22年度から定員を超えて保育が実施できる認可定員の制限を撤廃してございます。その結果、地域の実情により応じた扱いが可能となつてございます。結果として、受け入れ態勢の柔軟性が増したという形になっております。

また、市としては、待機児童となるケースのほとんどが低年齢層にあることから、公立保育所につきましては、今年4月より看護師の資格のある臨時職員を増員することにより、ゼロ歳児の預かる児童を9人以上入所できるよう受け入れ枠の拡大を図りました。

なお、今後につきましては、入所見込み児童の推移を見ながら、さらには、以前も和田議員から具体的な提案をいただきました、保育者の送迎場所と実際に保育する施設の間を移送する件につきましても、幾つか検討課題がありますので、検証しながら保育体制の強化に努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝徑君。

[環境経済部長 山口勝徑君登壇]

○環境経済部長（山口勝徑君）

2点目の2番、休耕農地の有効活用の推進状況につきましてお答え申し上げます。

耕作放棄地の有効活用につきましては、先日の栗山議員さんの質問でも答弁しましたように、現在では340ヘクタール弱の耕作放棄地がございます。昨年4.7ヘクタールの削減を見ることができております。農業後継者等の担い手が不足している状況と農業の従事者が高齢化していると、このことにより農業の継続が難しい状況のために耕作を継続しようにもできなくなり、やむなく放棄地としてしまっているのが現状のようでございます。耕作放棄地の有効活用につきましては、一つとして、新たな農業の従事者が必要だとも考えられます。農業法人による大規模経営などによる耕作放棄地の解消もそうであると思われれます。

次に、プロジェクトの体制関係につきましてお答え申し上げます。

平成21年5月に設立しました、かすみがうら市耕作放棄地対策協議会がございます。この協議会は、耕作放棄地を再生利用する施設を総合的に推進するために設立された協議会でございます。この協議会と関係機関との連携を図りながら休耕農地の有効活用に努めてまいりたいと思っております。

2点目の3番、かすみがうら市観光事業の開発推進状況についてお答え申し上げます。

まちづくり懇談会におきまして、果樹観光と他の観光との連携、帆引き船並びに歩崎・千代田地区の景観の保存継承等のご意見、ご提案をいただいております、これらを踏まえて事業を進めているところでございます。まちおこし事業の一環であります湖山の宝発掘プロジェクトですが、昨年の9月に湖山の宝モニターツアーを実施いたしまして、参加者のアンケートから満足度あるいは改善等、貴重なご意見をちょうだいしてございます。今後の事業展開にその意見を生かしてまいりたいと考えております。

具体的な取り組みですが、かすみがうら湖山の宝めぐりを実施しており、パスポートの交付も現在300名弱を数え、観光果樹園の入園料割引、観光帆引き船の乗船割引、施設利用によるポイントサービス等々、好評をいただいております。また、本年の4月からは、市内

16店舗の食堂やレストランの協力によりまして、地元の食材を利用しましたおもてなしのハンバーグの提供が始まり、市を訪れた観光客へのイメージアップと地元農産物の推奨に寄与するものと、大いに期待するところでございます。

次に、観光帆引き船の操業につきまして大変好評をいただいております、リピーターも多く、今後はPR方法等も検討し、新たな客層を掘り起こし、より一層の誘客に努めてまいりたいと考えております。

さらに、本年3月に開港しました茨城空港でございますが、広域的な連携による地域の活性化を目的に、当市を含めた周辺7市町により茨城空港周辺地域資源活用推進連絡会を発足しました。広域的なネットワークを有効に活用しまして、茨城空港を核とした観光振興への取り組みを進めてまいります。

最後に、恵まれた自然環境、美しい景観は貴重な観光資源であるとの認識を深め、その保全とともに観光との連携について今後とも研究してまいります。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

[教育部長 横瀬典生君登壇]

○教育部長（横瀬典生君）

それでは、お答えを申し上げます。

3点目の1番、かすみがうら市が誇る帆引き船漁法の歴史的文化遺産としての評価と認定準備についてお答えを申し上げます。

帆引き船発祥の地でございます本市といたしましては、観光帆引き船の新造船の際や国民文化祭、郷土資料館特別展の際などに、折に触れ帆引き船に関する調査研究を進め、報告書やビデオ、つまりDVD映像として残してまいりました。これらの中には、帆引き船の歴史的背景、沿革、メカニズム、関係の深い人々、人物などが織り込まれ、先人たちの偉大な功績を後世に伝えていく一つの手段として大変有効ではないかと考えてございます。

帆引き船に関する記録あるいは漁法、これを指定文化財にしてはというお話ではございますが、現在の文化財保護法上では指定することができませんので、ご理解を賜りたく願います。

次に、本市での歴史的文化遺産としての認定準備進捗状況につきましてお答えをいたします。

昨年6月の定例議会の際に、帆引き船漁法の民俗技術に関する無形民俗文化財として指定文化財への可能性を探っていく旨、答弁をさせていただきました。その後、民俗技術に関する無形民俗文化財の指定を受けている事例について、文献やインターネット、電話での関係者からの聞き取り、現地への視察研修等により情報収集調査を進めてまいりました。

同時に、市の文化財に関する諮問機関である文化財保護審議会にて協議検討され、無形民俗文化財として指定をするには、その技術を伝承していくシステムや体制が構築されていることが必須であることから、伝承者の問題が解決されていない現段階での指定は難しい。折本良平が発明した明治13年からトロール漁法が許可される昭和40年ごろまでの長い間、霞ヶ浦沿岸の多くの漁師の生活を支えてきた漁法に実際に使われていた漁具は大変貴重な資料であるので、指定文化財に指定し、保存活用していくべきという答申を得ております。

その答申を得まして、実際漁に使われていた帆引き網漁の漁具を中心とした20点一式を昨年
12月1日、有形民俗文化財として市指定文化財に指定をしたところでございます。先人たちの残
した知恵と技術の結晶であるこの偉大な功績を文化遺産として後世に伝えていくことが我々の責
務でありますので、文化遺産の認定に向け関係部署と調整を行い、努力をしていきたいと考
えております。

なお、具体的に、先ほど2つほどお話をいただきましたのでお答え申し上げますが、まず、第
1点、文化遺産としてどのレベル、あるいは法的認定はいまだできないレベルと考えるのかとい
うようなお話がございました。私どもとしては、そのような視点ではなく、遺産として歴史的価
値が非常に高いと考えるものでございます。

次いで、漁法の認定について課題があったのではないかと、あれば紹介せよというようなお話が
ございましたけれども、課題はあるようではありますが、これらについては明確にはなっていない
のが実態でございます。いずれにいたしましても文化的遺産としての価値の高いこの内容につ
いて、引き続きどのようにこの点を認めていくか研さんを積んでいきたいというふうに思ってい
るところでございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時22分

再 開 午後 2時37分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（桂木庸雄君）

12番 和田正美君。

○12番（和田正美君）

子育て保育の課題、問題については、児童福祉法などにおいても長年にわたり対応策を検討さ
れているようではございますけれども、何といたしても現実に対応している各自治体現場の適切な対応が、最
も市民のニーズに即した対応が可能と考えます。担当部門においては、国・県の指導のもとでの
対応が基本であろうかと考えますが、市民が求めている状況をしっかりと把握して、理解して最
も適切な対応を考えていただきたいと考えます。また、最低でも市役所職員は、我が身になって
考えて対応をしていただきたい、考えていただきたいと考えます。

複合受け入れ送迎保育ができるシステムの実施検討化については、これからももうちょっと検
討を進めていただきたいと思っております。前回つくったのと違って、今回たまたま議会が始まって
2日目、3日目ぐらいですか、朝のテレビで紹介しておりました。働きたいのに働けない、子
を持つママの悩みというやつで、これは、仕事はしなくちゃいけない、子どもは預けなくちゃい
けないということへの対応です。これでは駅がその子どもを預ける場所のようではございますけれども、送迎
保育ステーションというのがあって、ここに子どもを朝預けて、保育所のバスがその子どもを実
際に保育をする保育所に配送すると、それで保育を受け入れてあげるというシステムです。これ

実際のほかの市町村でもやられているようですので、そこら辺の情報を参考に、当市においてもできればと思います。

当市の特徴は、いわゆる市街地があって、若いお父さんお母さんたちの勤め先もその市街地のほうに集中していると、どうしても農村部のほうから町なかに向けて行くのに、子どもの預け入れの条件として町なかに保育の依頼の集中があるものと考えられます。それへの対応としてはこの方法がかなり有効かなと考えますので、続けて検討を進めていただきたいと思います。

これについては、質問ではなくて私のほうからの意見とします。

それから、企業誘致について、市長のほうでもいろいろ進められているようですので、より積極的に取り組んで進めていただきたいと思います。私やっぱり個人的に感じるのが、幾ら誘致を勧めても地元の魅力がなければ、それから企業として事業を推進していくのにリスクが少ないほうがいいわけであって、そこら辺をしっかりと検討した上で、企業の求める体制をつくって進めていただきたいと思います。いずれにしても、企業誘致はこれからも継続して積極的に進めていただきたいと思います。

それから、次に、休耕農地の有効活用についてのプロジェクトですけれども、このプロジェクト体制について、市内でのプロジェクトというか、協議会は進められているようですが、外部からの団体受け入れというか、かすみがうら市内に限らず全国から休耕農地の活用についての協力的なプロジェクトの受け入れなどについての考えがあるのかどうかを、環境経済部長のほうに質問したいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

休耕農地の問題につきましては、全国的に大きなテーマとなっております。どこの自治体も四苦八苦しているというのが実態のようでございます。当かすみがうら市におきましては、先ほど申し上げましたように、休耕農地の対策協議会、その中で休耕農地の解消にすべくいろいろな協議を進めているわけでございます。議員さんが言われましたように、その中で、例えば都市部の方が就農したいというようなときに、休耕農地ばかりではなくて、住宅から含めてそういった受け入れ態勢、そういったものを検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

12番 和田正美君。

○12番（和田正美君）

推進のほう、よろしくお願ひします。

それから、かすみがうら市観光事業の開発推進についてですが、いろいろ実施されていることがわかりましたけれども、これについてもさらに積極的な推進をしていただきたいと思います。

それから、帆引き船のほうの何らかの指定といいますか、それに関してもいろいろ問題、課題、表に出せない状況もあろうかと思いますが、これについては、非常に日本国内もしくは海外においても特徴のある、霞ヶ浦地区に対しては、かなりの年数、この地域の生活を支えた漁法でもあ

ることですので、ぜひ価値のある認定認可をできるよう進めていただきたいと思います。

それから、市長さんは、市民に見える行政運営、それから市民に理解される行政運営、何といても市民が望む行政運営を行うことが基本であると考えます。及び執行部職員の皆さんは、市長の指示のもと、また各職場に与えられた任務に基づいて、同様に市民に見える行政運営、市民に理解される行政運営、何といても市民が望む行政運営を行うことが基本であると考えます。

法的規制をクリアした上での行政運営の実施に当たっては、現実的な困難な課題がかなりの件数を占めていることとは思いますが、行政実施の内容については、できる限り行政運営状況の概要の市民への情報提供に努め、市民理解を得ながら行政運営実施が必要であると考えます。

職員の皆さんの仕事の結果がよくても悪くても、その成果責任の多くは市長が問われるものと考えます。当然、市長の決定責任、指示責任は市長が問われるものであります。これらの評価の実態を重く受けとめ、市長を初め執行部の皆さんの業務姿勢の改善を求め、私の一般質問を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

12番 和田正美君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす午前10時から本会議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後2時46分

平成22年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第5号

平成22年6月8日(火曜日)午前10時03分 開 議

出席議員

1番	古橋智樹君	11番	矢口龍人君
2番	小松崎誠君	12番	和田正美君
3番	加固豊治君	13番	藤井裕一君
4番	古川誠一君	14番	矢口栄造君
5番	井坂悦司君	15番	桂木庸雄君
6番	佐藤文雄君	16番	関利夫君
7番	中根光男君	17番	圓城寺正道君
8番	鈴木良道君	18番	栗山千勝君
9番	石井幸雄君	19番	山内庄兵衛君
10番	小座野定信君	20番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	環境経済部長	山口勝徑君
副市長	圓城寺和則君	土木部長	松澤徳三君
教育長	大竹三千代君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	塚野勇君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山中修一君	教育部長	横瀬典生君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	中島邦之君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第5号

日程第 1 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
議案第 3 3号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第34号 かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第35号 かすみがうら市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第36号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第37号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第38号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第39号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第40号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第41号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の取得について

日程第 2 休会について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第33号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第34号 かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第35号 かすみがうら市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第36号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第37号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第38号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第39号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第40号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第41号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の取得について

日程第 2 休会について

開 議 午前10時03分

○議長（桂木庸雄君）

改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程のとおりであります。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（桂木庸雄君）

諸般の報告を行います。

会期中に陳情等1件を受理し、お手元に配付しておきましたので、ごらんいただきたいと存じます。

日程第 1 承認第 1 号ないし議案第 4 1 号

○議長（桂木庸雄君）

日程第1、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、ないし議案第41号 災害対策特殊水槽付消防ポンプ自動車の取得についてまでの11件を、かすみがうら市議会会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

なお、議案質疑につきましては、所属委員会の所管外のものとするとなっております。

また、質疑方法は一括質疑とし、質疑回数は3回までとすることとなっておりますので、あらかじめ申し上げます。

これより質疑を行います。

6番 佐藤文雄君より質疑通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

お手元に概要があると思いますが、まず承認第1号の専決処分、これは税制の改正に伴う住民税の天引きの件であります。

年金からのいわゆる住民税の天引きがされる制度というのが、昨年の10月から始まって、その開始前に通知を受けた年金生活者は大変な怒りと、不安が広がったわけでありました。その住民税の天引きの対象となるのが、個人住民税を納税する65歳以上の公的年金の受給者。これまでは住民税は年4回に分けて、役所や銀行に出向いて納める普通徴収というやり方がとられておりました。

しかし昨年度10月から支給される年金が勝手に天引きされる、いわゆる特別徴収と言われるものであります。今年度からは6回徴収ということになりますね。年金が6回ということですので、6回天引きされるということになるようであります。

そういう意味で、一昨年の改定で年金からの個人住民税の所得割額の天引きが行われていたにもかかわらず、給与所得者についてだけは、年金からの天引きが行われていませんでした。今回の改正で、本人が一般徴収を、いわゆる普通徴収を申請しなければ、給与所得から一括して天引きされるようになるということなんでありますが、これに対する基本的に普通徴収というのが原則だというふうに考えておりますが、市長の見解を求めたいと思います。

それと承認第2号の専決処分の事項、これは市道②2644号線流末排水整備工事第2工区。工期末の降雨により、施行に遅延が生じ、工期を延長する必要があったと。施行の「行」が違いますね。行うではなくて、工事の「工」ですね、この場合はね。としていますけれども、この請負業者は鹿洋建設ですね。

第1工区が株式会社萩原工務店なんですね。発注は平成21年の12月22日の入札であります。金額も大体同じぐらいの金額でありますね。そういう意味で萩原工務店のほうは問題はなかったけれども、この鹿洋建設のほうは問題があったと。工期の設定に無理があったのかというふうに、私1回思って調べたら、萩原工務店のほうはきちっとやっているわけでしょう。そういう点では工期の設定に無理がなかったというふうに考えるんですけれども、詳細な説明を求めたいと思います。

それと、第37号の議案、かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について、たばこ税の税率の引き上げだというふうに思います。これについて、市長の見解を求めたいと思います。

それから、議案第40号 平成22年度のかすみがうら市一般会計補正予算の第1号、企画費の公共交通対策事業についての詳細な説明と、交差点改良工事は何カ所かにわたっているのかという質問をしておきましたら、企画のほうから資料が提出されておりますので、これで十分だというふうに思います。疑問な点は後で個別に聞きたいと思います。

それから、議案の第41号 災害対応特殊水槽付消防自動車の取得についてということについてであります。指名競争入札、4月1日から予定価格、それから指名業者、これは事後公表になったと。事前公表はしておりませんね。総務部長。

私は、ただ入札の結果、これを見ますと、これまで私が今まで入札、談合の問題をずっと勉強したというか、いろいろやってまいりましたけれども、まさに1位不動の原則が働いているんですね。第1回、これ2回目でしょう、落札したのは。第1回目も鈴機ですか、これが入札。一番低い価格なんですね。これは談合の実態を示す一つの形態なんですよ。

最終的に落札率は99.68%。まさに100%に近いわけであります。私は指名業者をもっとふやすべきかなと思います。しかしこれに限定して指名業者がこの5社しかなければ、逆に一般競争入札に広くこの入札を求めるべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

以上。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

まず、承認第1号の住民税等の徴収方法についての見解というようなことでございますので、お答えをしたいと思います。

個人の市民税の徴収方法につきましては、市税条例では給与所得者や65歳以上の公的年金の所得者につきましては、特別徴収の方法によると規定をしているところでございます。今回の改正で給与所得と公的年金を合算して、給与からの特別徴収としたものでありまして、事務を進める上でも納税通知及び納税の手続が簡素化されたところでございます。

また、徴収する側といたしましても滞納の防止、あるいはまた事務の合理化等も図られること

から、今後も給与からの特別徴収を推奨してまいりたいというふうに考えております。

それから議案第37号のたばこ税の税率引き上げについての見解というようなことでありますが、たばこ税の税率引き上げにつきましては、健康増進の観点からもその趣旨を踏まえまして、国民が健康になり、少しでも医療費の抑制につながる事になればというふうに考えておりますので、やむを得ない税率の引き上げではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

ただいまのご質問の中で、議案第40号 平成22年度一般会計補正予算（第1号）の中での企画費の公共交通対策事業につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の70ページをお開きいただきたいと思いますが、この中で、2款総務費の中の7目の企画費の説明欄で、公共交通対策事業、943万8000円の補正をお願いしている内容でございます。説明欄をごらんいただきたいと思いますが、13の乗り合いタクシー運行業務委託250万円の減額、1行飛びまして19のコミュニティーバス運行事業費補助金925万円の減額。この2つの減額につきましては、現在市が取り組んでおります乗り合いタクシー運行事業とコミュニティーバス運行事業につきまして、当初予算ということで1年間の事業費を計上しておりましたが、いろいろとこの前ご説明いたしましたように、新しい市の地域公共交通事業を10月1日から進める予定でございます。このため9月末日でこの2つの事業を廃止いたしますので、10月分以降の経費について減額補正する内容でございます。

加えまして説明欄中段の19、地域公共交通加入負担金、2118万8000円につきましては、ただいま申し上げましたように10月1日から新しい市の地域公共交通事業に取り組む予算でございます。この事業につきましては市が直接行う形ではございませんで、市の地域公共交通会議が主体となります。そういうことで市からの負担金という形で今回追加補正をお願いする内容でございます。

このように、新しい市の地域公共交通事業につきましては、公共交通会議が主体となりまして、国の認定を受けました地域公共交通活性化再生総合事業として、3カ年の実証運行を予定している内容でございます。

この詳しい計画内容及び実証運行の内容につきましては、以前全協で説明した経過もございませんが、別途資料を提示いたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

佐藤議員さんのご質問の承認第2号に係るお答えを申し上げます。

ご存じのように、議員さんのほうからもご説明ありましたけれども、市道㊦2644号線の流末排水整備工事の第2工区として発注をしてございます。

工期につきましては、平成21年の10月26日から3月26日までという中で工事を進めてまいった

ところでございます。もちろんその間工程会議を行い、十分に協議をしながら進め、現場での協議、検討も十分行ってまいったところでございます。

ご存じのように工事場所につきましては、排水路の整備でございますので、周辺が水田地帯、さらに山すそを流れる水路という状況の中で整備を行ってきたものでございます。

この間、3月前半、それから後半に降雨があったわけでございますが、それに基づきまして途中での変更等もございました。さらに後半の降雨によりまして、工事車両等の搬入経路に大変支障を来しまして、工事が遅延をしてしまったという状況の中で、今回の工期の延長という形の中でご承認を賜りたいということで、提案をさせていただいたところでございます。

よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

はい、お答えをいたします。

最初にご質問の4の、議案第40号の一般会計の補正予算の中で、②番でございます。交差点の改良工事の箇所は何カ所かというようなことでのご質問でございます。

この関係につきましては、500万円ほどの補正を計上させていただいております。設置される信号機につきましては1基でございます。かすみがうら地区にございます、田伏にございます十字路に、押しボタン式の信号を設置するというので、これまで地元からの要望があり、県警本部との協議をしてまいりまして、それらが22年度の中で実施をしていただくということになりまして、その信号の設置に伴いまして、関係する部分の整備が必要になるというようなことで、計上をさせていただいているものでございます。

また、5番の災害対策特殊水槽の関係の取得の関係でございます。

これにつきましては、ただいまもご質問にありましたが、指名業者をふやせないかというようなことではございますが、指名業者につきましては、県内の本店、支店の営業所を有するという地域条件をつけまして、消防自動車の納入実績があるということ踏まえまして、今回4社を選考委員会の中で決定をさせていただいたものでございます。

これらについては、救急車とか消防ポンプ、特殊車両等があると思います。いろいろな会社が受注できるというような状況でもございますが、今回のような特殊車両につきましては、納入実績が4社ということでございましたので、そういう会社の中で入札を行ったところでございます。

また、広く一般競争入札にしまして、実施できないかというようなご提案もございました。先ほどのご質問の中でもございましたように、入札制度につきましては、これまでもいろいろな観点から、入札制度の改革を行っております。今回のような特殊車両につきましては、県内でもほとんどの市町村が指名競争入札というようなことで実施をしている状況でございます。

そういうことを踏まえまして、実施をしているわけではございますが、ご提案もございましたので、今後の中でいろいろ調査なり研究をさせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

天引きの問題については簡便なやり方だということで、滞納の問題も含めてね。非常に取るほうにとっては便利かもしれませんが、押しつけられるほうにとっては、大変な問題だということになるわけでありませうけれども、給与所得者の天引きについては、毎月の給料から一定額が天引きされるのかどうかですね。これをちょっとお聞きしたいと思います。

それと、承認第2号については、第1工区と第2工区があるわけでしょう。金額も同じ。そして第1工区は終わっているんでしょう。どこに違いがあるのかということと同じなんでしょう、質問はね。水田地帯だとか3月前半と後半に降雨があったとかね。1工区には前半も後半も降雨はなかったんですか。あったんでしょう、同じでしょう。

条件の途中変更があったと、ではどういう変更だったのかと。つまり萩原工務店と鹿洋建設のこの違いを明確に述べなければいけないんですよ。どうですか、土木部長。

車両の進入にも問題があった。では設計が悪かったのではないですか。工事車両が進入できないような、そういう設計をやっていたんですか。一つ一つ違いがわからない。違いがよくわかるようにして、説明しなければいけないのではないですか。きちっとした答弁をしてください。

それと、健康増進の観点から、たばこ税の値上げ、必要だと、やむを得ないということですが、増税分の活用の仕方について、共産党の志位委員長が、たばこ税の増税をする場合に、たばこの被害に苦しんでいる人たちの対策や医学研究、予防対策などの予算措置、こういうものを明らかにして、その増税分をその財源に充てる、こういうふうにして国民の健康に資するという立場を明確にするということが必要だというふうに見解を述べているんです。

つまり、増税分、これはたばこ税ですから市町村税になるわけでしょう。そうするとこの分の増税、これをどういうふう健康に資する方法、予算措置をとるかということ。これについて考えていらっしゃるかどうかお尋ねをしたいと思います。

それと、信号機の設置の問題ですけれども、周辺整備が必要になる。これ1カ所信号機を設置するのに周辺整備で500万円かかるんですか。周辺ってどのような周辺整備をなさるんですか。それがわかりませんね。もうちょっときちっとした答弁を求めたいと思います。

それと、41号については1位不動の原則が働いていると言ったんです。私も実を言うと談合をやってまいりました。そのときに予定価格がわからないときには、大体チャンピオンがとるために、そこが一番低く入札価格を出して、後のほかにはそれよりも高い落札金額を示して入札をするんですね。

ですから2回目も3回目もチャンピオンがとれるようにすると。これが1位不動の原則が働くという分析ができていますよ。これについてどういうふうにお考えか、答えていなかったもので、それについてお答え願いたいということと、平成21年度、これも指名競争入札で4社でしたね。小型自動ポンプ車付のこの入札でしたけれども、これも鈴機530万、落札率100%ですね。

それから平成20年の物品購入、これを見ますと3件あるんですね。すべてですよ、消防ポンプ、これ全部鈴機ですよ。平均落札率が93.8%になっています。鈴機しかとっていない。残念ながら平成19年前のやつが、私手元にかどうか、物品購入についてはデータを入力していなかったのわからないんです。

平成19年度前、平成17年、18年、19年、どうだったんですか。鈴機ではないんですか。そうい

うことからいうと、意図的にこの鈴機がとっているというふうに見られても仕方がないのではないですか。19年、18年、17年の実績、もしおわかりだったらお教え願えますか。

それと、今の1位不動の原則という入札談合の実態の件についてのご見解も含めて、お答え願います。

○議長（桂木庸雄君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

ただいま承認第1号についての佐藤議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、質問内容ですけれども、毎月徴収かというご質問だったと思います。今回の改正によりまして、以前ですと給与所得者については事業所が特別徴収を行っている場合には、給与分について12月で特別徴収を行っております。今回公的年金が支給されております方については、それらの給与所得と合算して課税を行い、12月で、すなわち給与と同じように12月で割り返した額で毎月徴収という形になります。

次に、議案第37号のたばこ税の税率引き上げに関して、先ほど佐藤議員がおっしゃいましたように、健康に資するため、すなわちたばこを喫煙していない方々のために何らかの予算措置等は考えているかということですが、現実問題今回の引き上げによりまして、去る3月の定例会でもご説明しておりますように、現実的にはたばこ税そのものの額的には、昨年よりも約4000万円ほど下がるような予算計上をしております。

そういう中で、現実的に増税の分は含まれるわけですが、具体的な措置等計画は持っておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ご質問にお答えをいたします。

1工区と2工区の違いというお話でございましたが、ご承知のように、今回の第2工区につきましては、排水路整備の上流地点から工事車両、それから搬入路の整備等を進めながら工事を進めてきたという状況、それから1工区につきましては排水路の下流から、同様に搬入路を整備しながら工事を進めてきたという状況でございます。

さらに、降雨の状況につきましては、前半はともに影響を受けながら工事を進めてまいったという状況でございました。今回の2工区については後半の降雨に大変影響を受けて遅延をいたしましたという状況でございます。

また、搬入路の整備をしながらという状況での工事でございますが、最終的に敷き鉄板を使用する工事でございます。最終鉄板の引き上げ等がおくれてしまったという状況でございます。

また、搬入路の整備をしながら進めた状況の中には、当然設計の時点で敷き鉄板等の設計を見ながら工事を進めてきたという状況でございます。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

最初に信号機、交差点の信号機の設置の関係でございます。工事の概要でございますが、新しく十字路に信号機を設置しますので、歩行者のための信号を待っている場所が必要になります。その場所の舗装でございます。

それと、歩行者の安全を確保するために、ポストコーンということで、それぞれ両側に4本ずつ8カ所設置をいたします。

また、街路灯がございまして、それを移設するという工事をいたします。

また、安全啓発ということで、信号機が設置されたということで、看板の設置をいたします。そのほか、国道とか、市道の部分でございますが、白線を新しく設置をする、また撤去をするということで、自転車の横断歩道の設置、停止線の設置、中央線の一部撤去、ガードレールがございまして、それらの撤去、植栽の一部撤去というようなことで工事をする予定でございます。関連する整備の部分でございます。

次に、指名競争入札の関係でございます。ただいまのご質問をいただいておりますが、特殊車両については先ほどもございましたが、入札と申しますか、受注業者がここ何件かは特殊車両鈴機でございます。これらについては、結果としてそういうことでございまして、指名委員会の中でもそのような業者については検討をさせていただいて、指名をしております。適切な入札がされているというふうに思っております。

また、17年、18年、19年の実績ということでございますが、手元にはございませんので、後で報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

今、土木部長ね、前半は問題なかったけれども、後半の影響を受けた、これでもやっぱり違いが、違うではないですか。最初は前半の降雨と後半の降雨両方言ったんですよ。前半はなくなってしまったんですね。

それと、降雨の影響がどういうふうになっているのかわかりませんが、これ、現場がわからないんですよ。ご存じのとおりと言われたんですけども、ご存じじゃないんです、すみません。

上流地点が2工区なんだろう、1工区が下流なんだろう。降雨の影響というのはどちらかという下流のほうに影響するのではないんですか。

萩原工務店がなぜ工期内に終わって、この鹿洋建設がかように遅くなったのか、これをきちっと説明しないとわからないんですよ。鉄板を引き上げたとかどうだとかって。その違いがよくわからないの、説明の仕方が悪いです。ですから、今回また答弁しても同じような答弁になると思いますので、違いがよくわかるように表にして出していただけますか。違いのよくわかるように。答弁は結構です。

それから、市民部長のほうで、たばこ税の引き上げがあっても4000万円下がる予想だということですが、これはたばこ税が上がるということを前提にしても、4000万円収入が減になるという予算だったんですか、それを確認したいと思います。

ということは、なぜそれだけ下がることになったのか。それについての要因も含めてお願いしたいと思います。

それと、総務部長のほうについては、るる説明をされました。歩行者のための場所の舗装だとか、ポストコーンの設置だとか街路灯の移設だとか、看板の設置等々、これについても明細をですね、内訳を提出していただけますか。そして合計金額が約500万円になるというふうにさせていただきたいなというふうに思います。

あとは、消防自動車のことについてですけども、ほかが指名やっているよということだけではないんですよ。今私が言ったのは、1位不動の原則があるでしょうと。見ればわかるでしょう、結果見れば。そして落札率が99.68ですよ。100%近いと。これまでもそういう実態があるのではないかと。何か結びついているんですか、鈴機と。そういうふうに疑われてしまうんですよ。ずっと鈴機がとっているんですよ。

ほかはとる気がないみたいじゃないですか。とる気のないような指名をするのではないというのを私言いたいんですよ。競争するような気持ちのない、こういう業者を指名していいんですかと。鈴機先にありきということになってしまう。だから一般競争入札にすべきだということなんですよ。特殊だ、特殊だっていうふうに言っていたら、何でも特殊になってしまうのではないですか。これ、1位不動の原則の問題について、どうお考えか、適正な入札の結果だと自信を持って言っているみたいですけども、お答え願えますか。

○議長（桂木庸雄君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

たばこ税の平成21年と22年の予算の関係で、先ほど私のほうから約4000万円ほど当初予算で減額しているということをお答え申し上げましたけれども、その平成22年度の予算計上に当たりましては、平成19年からの現実的なたばこの消費、これがデータでいきますと、18、19を比較しますと8.2%の減、その翌年が19、20で約4.1%の減、昨年につきましては7.6%の減というようなことで、消費本数が毎年減を招いております。

平成21年の実績でいきますと当初予算2億6400万円計上させていただいたんですけども、3月の補正で減額したにもかかわらず、なおかつ21年度決算時期に当たりまして、それ以上の150万円ほどまた歳入不足になってしまったというようなことで、ここ三、四年かなりの消費本数が減っているということで、今回の増税分も見込んだ中で再計算しましたらば、4000万円ほど減という数字が算出できましたので、そういうことで予算計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

ただいまのご質問でございますが、先ほどと同じようなことになると思いますが。

[佐藤議員「まず内訳の提出はオーケーですか」と呼ぶ]

○総務部長（山中修一君）

はい。先ほど申し上げましたが、17年、18年、19年について。

[佐藤議員「違う。その前のやつ。交通」と呼ぶ]

○総務部長（山中修一君）

交通の工事の概要については提出をさせていただきます。

また、入札の関係でございますが、これにつきましては先ほど申し上げましたが、このような特殊車両等につきましては、これまでも入札の選考委員会の中で、それぞれの案件のときに協議をさせていただいております。県内の状況等によりまして、実績のある会社ということで指名をさせていただいております。

先ほど申し上げましたが、その入札に関しまして、議員さんの言われるような高いパーセントが出ているわけでございますが、私どものほうとしては、直接関係はしておりませんし、このような入札……。

[佐藤議員「関係はしてんじゃないかって、そういう実態をどう見ているかということ」と呼ぶ]

○総務部長（山中修一君）

そういう実態といいますか、結果としてそういうふうな状況になっているというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

先ほどのご質問で、違いがわかるような表にしてというご提案でございましたので、後日表にして提出をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

そのほかの質疑ありませんか。

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

私のほうからちょっと質疑をいたします。

承認第1号の専決処分事項の承認を求めることについてでありますけれども、専決処分書の中に地方自治法……。

○議長（桂木庸雄君）

はい、ちょっと圓城寺議員さん、ちょっと。所管内の内容の質疑ですので、ご遠慮いただきたいと思ひます。

○17番（圓城寺正道君）

工事のほうは違うでしょう。工事のほう聞くんだもん。

○議長（桂木庸雄君）

承認第1号でしょう。

○17番（圓城寺正道君）

それに関連したから工事のほうを聞きたいということなんだ。2号。ここにも関連してそういうことで2号のほうを聞きたいと。

○議長（桂木庸雄君）

承認2号ね。

○17番（圓城寺正道君）

うん。

○議長（桂木庸雄君）

はい、わかりました。

○17番（圓城寺正道君）

間違いました。

工事の内容ですけれども、いろいろ私なりに調査した結果、3月31日に工事完了、検査完了ということで聞き及んでいるんですよ。それにもかかわらず専決処分事項であれば、4月2日に繰越明許と、これ、副市長が言ったということで、普通ならば工事完了したら、その時点でやるのが当然だと思うけれども、なぜこんなことでやっているのか、工事完了して検査したといえ、その時点で終わるのが当然だと思うんだけど、その時点でそういうことでいろいろ、いとまがないとか何とかという理由をつけていつもやっているようすけれども、いとまというのは暇でしょう。暇。

わからないような言葉を使っていとまと使うけれども、やっぱりそういうことで、なぜこのようなことになったのか、ご説明をお願いします。

○議長（桂木庸雄君）

副市長 圓城寺和則君。

○副市長（圓城寺和則君）

私からお答えをいたします。

先日もお答えを申し上げたところでございますけれども、2644の排水施設工事につきまして2工区、3月31日でほとんどできておったと、そういうお話でございますが、竣工検査に至らなかったということでございますので、繰り越しの手続きをとらせていただいたと、そういうことでございます。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

契約したのに、副市長さんね、1カ月仕事していないんですよ。1カ月。それでまして文書で2回もこれ忠告しているのは事実でしょう。その点はどうなんですか。

○議長（桂木庸雄君）

副市長 圓城寺和則君。

○副市長（圓城寺和則君）

今お話を伺った件でございますが、確かめましたら、そのような事実があったそうでございます。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

事実、今ごろ副市長が気がついて、確かめたから今気がついたんでしょう。今、後ろに問い合わせて。2回も忠告しておいて工事おくれた理由はないでしょう。文書なんですよ、それも。それでましてまた繰越明許ときたら、そのやらなかった処分に対してのことはどういう対処をすることになったんですか。伺います。

○議長（桂木庸雄君）

副市長 圓城寺和則君。

○副市長（圓城寺和則君）

着手が非常におくれたというお話でございますけれども、その件については前にもお話ししましたけれども、後になって承知したということでございます。私としまして。

それからそれに関連して、ペナルティーはあるのかという趣旨のご質問だと思うんですけども、ペナルティーは特に与えておりません。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

[「条例違反」と呼ぶ者あり]

○17番（圓城寺正道君）

何ですか。

[「条例違反だよ」と呼ぶ者あり]

○17番（圓城寺正道君）

今、わきのほうから今聞こえているけれども、条例にも違反するというので、条例も当然違反するんですけども、指名の停止というのは、これをやらなくては、ほかの業者さんにも示しがつかないんじゃないかと思うんですけども、その点は、指名停止と条例違反といろいろ議員さんが言っているようですけども、その点に対しては副市長さん、どういう考えで処置しますか。

○議長（桂木庸雄君）

副市長 圓城寺和則君。

○副市長（圓城寺和則君）

本件につきましては、工期延期の措置もとっております。その中で最終的には先日お話ししましたように、3月31日までの工期だったものを、4月14日まで延長しております。その中で竣工検査が4月12日に行われたということです。

[圓城寺議員「議長、そういうこと聞いていない。今のことに對してもう一回答弁してくれ」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

副市長 圓城寺和則君。

○副市長（圓城寺和則君）

工期延期の措置をとっておりますので、指名停止ということまでは考えておりません。

[発言する者あり]

○議長（桂木庸雄君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時52分

再 開 午前11時06分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

副市長 圓城寺和則君。

○副市長（圓城寺和則君）

いろいろお時間をとらせて申しわけございません。

承認2号の件について何かとご質問いただき、ご指摘をいただいております。先ほど来申し上げておりますように、この工事につきましては工期を4月14日まで延長いたしました。その中でその延長した工期の中で完成をしておりますので、竣工検査ももちろん終わっております。

それから今回いろいろとご指摘をいただきましたように、繰り越しに当たって年度末ぎりぎりになって繰り越しの有無を判断するということでは、適当でございませんので、もう少し早い段階で見通しをつけるように十分留意してまいりたいというふうに考えております。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ご質問の中で先ほど副市長のほうからもお話し申し上げたかと思いますが、契約後の工事のおくれ、さらには工程会議等も含めた中での2回の指示という状況で進めてまいったところでございます。

また、先ほどの佐藤議員さんへの質問の中でも、降雨の状況という説明だけでございました。その間工事発注後、完了までに2度ほど工期の延長をしている状況でございます。ただいま副市長のほうからもお話ございましたが、当初3月26日までの工期を31日までに変更し、さらに4月14日まで変更したという状況でございます。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに質疑ありませんか。

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

お伺いします。

まず2点ほどお伺いしたいんですが、その前に今、圓城寺議員のほうから質問したときに、所管内というような議長からの発言ございましたが、この件については私どもの所管の関係と歳入

面が絡んできますので、この歳入面、その歳入面というのは、繰越明許の補正、これは地方債の分だと思えます。さらには国県の補助金が絡んできますので、この点絡めて質問させていただきたいんですが、いかがでしょうか。

[発言する者あり]

○議長（桂木庸雄君）

それではただいまの栗山議員さんの要望ですが、歳入の部分については結構です。

○18番（栗山千勝君）

これ、歳入と言うけれども、歳入と歳出絡んだことなんですよ。これ、絡んでるの。歳入の面だけでも構わない、これ絡んだ話なんですよ。これ、同時にやらなくてはならないですよ。よく考えてください。

○議長（桂木庸雄君）

歳入歳出の予算の面についてはよろしいです。

○18番（栗山千勝君）

これ、繰越明許の補正、これ地方債ですよ。この繰越明許そのものが、4月2日にできるかということ、これ4月2日に繰り上げて市長は繰越明許をしたと言うんですよ。

さらには、3月31日に、国県の補助金、これついていますよね。国県の補助金が3月31日に、国県でもって繰越明許を認めているのか、認めていないのか。これ、物理的に無理です。ということは、この前も申し上げましたけれども、完了検査を終わったということを総務委員長、圓城寺議員、加固議員、私も聞いているんですよ。それでさかのぼってこれ、繰越明許したと言うんですよ。当然これ地方債を繰越明許するのであれば、国県の補助金までこれ繰越明許しなくてはならないですよ。

ほかに絶対私どもの担当委員会でこれもっときちんとやりますけれども、具体的にこの点について、一番問題は4月2日に繰越明許しているんですからね。4月2日の夕方。さかのぼってやったと言っているんです。さかのぼって繰越明許できるはずない。どんなことやったって。まずそれをお伺いします。

次に歳入の関係で、県支出金の中で、審査支払手数料補助金というものが来ていますが、これはどういうところに使われるのか、具体的にお伺いしたい。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

ただいまの承認第2号の関係でございます。繰越明許の関係につきましては、これまでいろいろ議論されておりますが、私どもの立場としましては当該事業につきまして年度内完成ができないという、事業の繰り越しの事務手続を受けまして、予算の翌年度繰越措置ということで、繰越明許費の設定を行ったところでございます。事業繰り越しの事務手続につきましては、3月31日付の処理でございます。それを受けまして繰越明許の予算の措置をした内容でございます。

さらに、起債の翌年度繰越、あるいは補助金の関係ということでございますが、この事業につきましては詳細については担当部が把握されておりますが、21年度前払いということで40%の支出、さらに22年度、翌年度繰り越し60%の支出割合になっております。これにつきましての地方

債、財源の手当でございますが、これにつきましては21年度事業というようなことで許可、同意をいただいておりますので、その中で40%について同意に基づきまして予算措置をします。

さらに、繰り越し分につきましては今後起債充当の事務手続をする。そういう形で財源充当を考えている内容でございます。

私のほうの立場では以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時15分

再 開 午前11時17分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

大変申しわけありませんでした。

ただいまの栗山議員の質疑にお答えを申し上げます。

議案第40号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）中、歳入の部分で、15款 県支出金、2項 県補助金、2目 民生費県補助金の中の審査支払手数料補助金27万3000円の補正でありますけれども、この補正につきましては、このたび提案しておりますように、議案第38号で医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を提案してございます。この中に今までですと6歳までが対象でしたが、今回9歳まで引き上げる改めを提案しております。その3歳分、すなわち今までよりもレセプトの点検量が3歳分ふえますので、そのふえる部分を連合会のほうに支払う分について、県の補助金が支給されるということで、補正予算を計上したものです。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

繰越明許の関係だけれども、非常に執行部は3月31日、3月31日と言っているけれども、4月2日にあの繰越明許しているんですよ。これ、副市長の命令によってこれ、やっているわけ。これ明らかなんです。3月31日にあなたらは、これ虚偽の手続になるでしょう。担当部署はあの工事については、もう道路の部分は設計外だからできたということで、もう確認とっているんですよ、あの3月31日に。

4月2日に繰越明許、そんなことあり得るわけない。だれが考えたって。担当職員もやる気なくしてしまいますよ、そんなことやったらば。副市長みずからがさかのぼってやったと言っているんですよ。そんな行政運営ないですよ。国県の補助金だって3月31日の5時過ぎに連絡して繰越明許しますからと、どういう手続したか私は知らないけれども、その手続はどういうふうにしたのかね。国県の手続の方法、いつ幾日文書で出したのか、電話でやったのか。きちんと答弁してください。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

繰越明許の事務手続に関しまして再度の質問でございますが、財政担当での予算措置としての事務につきましては、先ほど申し上げましたように3月31日の事業繰り越しの措置、その措置を踏まえまして、あくまで予算措置を3月31日付でしたというようなことでございます。事務処置の経過でございます。

ただいまの補助金の関係でございますが、私どもについては基本的に地方債起債事業ということととらえておりますが、再度のご質問の中で国県の補助金の手続の関係につきましては、私どものほうで把握しておりません。この部分につきましては担当部門のほうから説明をしたほうがよろしいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまの栗山議員さんのご質問の内容でございますが、手続の方法等について私も確認をしてまいらなかったということで、後日確認をした上でご報告をさせていただきたいと思っておりますが、よろしく願います。

[栗山議員「議長、後日っちゃんないでしょう、これ。確認、部長がしてないと言ったって、部長決裁があるでしょう。副市長も決裁あるし、市長もあるでしょうが。後日ってないでしょう、これ。こんなばかな話ないよ。きちんと答弁させてくださいよ」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時24分

再 開 午前11時37分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部に申し上げます。質疑者に対してわかりやすい答弁をお願いいたします。

答弁を求めます。

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

大変申しわけございませんでした。

今回の工事の内容につきましては、起債事業として実施をしたものでございまして、先ほど議員さんからお話しあった国県等へのご報告や手続等につきましては行なっておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

先ほどのご質問の国県への報告等についてでございますが、今回の事業につきましては地方債起債事業として行ったものでございまして、国県等の補助は入れてございませんので、その旨の

報告や手続につきましては行っておりません。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

あとはまだ総務委員長に聞きたいと思うんですが、この議案の付託表の中に、この承認案件2号が総務委員会に入っていないということはどういうことなのか。ちょっとおかしいんじゃないのかなと思うんですよね。

そこら辺のところちょっと説明してください。

○議長（桂木庸雄君）

事務局長 土渡良一君。

○事務局長（土渡良一君）

ご質疑にお答えいたします。

議案付託につきましては、これまでの例のとおりということでございますので、所管のところということでございます。よろしく願いいたします。

[栗山議員「範囲が違うでしょうよ。それじゃ何でおれに質問させたの。

おかしいでしょうよ。それじゃあ」と呼ぶ]

○事務局長（土渡良一君）

補足でご説明申し上げます。

先ほどあった議案質疑の点につきましては、予算書にかかる予算面でのご質疑ということでありましたので、当然それは総務委員会のほうに持っておりますので、産業建設委員会に入られる委員さんにご質疑ができるということでございます。

[「これのこと言っているんだ、これ、付託議案」「2号の補正の分だよ。

入っていないのはおかしいでしょう」と呼ぶ者あり]

○事務局長（土渡良一君）

これまでと同じです。

○議長（桂木庸雄君）

今までどおりの付託の内容です。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

以上で各議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、ないし議案第41号 災害対策特殊水槽付消防ポンプ自動車の取得についてまでの各議案の審査につきましては、お手元に配付の議案付託表案のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

次いでお諮りいたします。

ただいま付託いたしました案件については、万一付託違いがある場合には議長において処理す

ることにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 2 休会について

○議長（桂木庸雄君）

日程第 2 休会についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

各委員会の開催及び議事整理のため、あす6月9日から6月17日までの9日間を休会にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（桂木庸雄君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は6月18日午後2時から本会議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

この後、各委員会において会議を開く際は、総務委員会は会議室、文教厚生委員会は第1委員会室、産業建設委員会は第2委員会室でお願いいたしたいと思います。

本日はご苦労さまでした。

散 会 午前11時43分

平成22年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第6号

平成22年6月18日(金曜日)午後2時00分 開 議

出席議員

1番	古橋智樹君	12番	和田正美君
2番	小松崎誠君	13番	藤井裕一君
3番	加固豊治君	14番	矢口栄造君
4番	古川誠一君	15番	桂木庸雄君
5番	井坂悦司君	16番	関利夫君
6番	佐藤文雄君	17番	圓城寺正道君
7番	中根光男君	18番	栗山千勝君
8番	鈴木良道君	19番	山内庄兵衛君
9番	石井幸雄君	20番	廣瀬義彰君
11番	矢口龍人君		

欠席議員

10番 小座野定信君

出席説明者

市長	坪井透君	環境経済部長	山口勝徑君
副市長	圓城寺和則君	土木部長	松澤徳三君
教育長	大竹三千代君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	塚野勇君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山中修一君	教育部長	横瀬典生君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	中島邦之君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第6号

日程第 1 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
議案第33号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正

する条例の制定について

議案第34号 かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 かすみがうら市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第40号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）

議案第41号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の取得について

日程第2 平成21年請願第7号 請願書八ッ場ダム中止問題について

平成21年請願第8号 請願書八ッ場ダム中止問題について

追加日程第1 議案第42号 下稲吉中学校校舎耐震補強工事請負契約の締結について

日程第3 閉会中の所管事務調査について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて

議案第33号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 かすみがうら市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第40号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）

議案第41号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の取得について

日程第2 平成21年請願第7号 請願書八ッ場ダム中止問題について

平成21年請願第8号 請願書八ッ場ダム中止問題について
追加日程第1 議案第42号 下稻吉中学校校舎耐震補強工事請負契約の締結について
日程第 3 閉会中の所管事務調査について

開 議 午後2時00分

○議長（桂木庸雄君）

ただいまの出席議員数は19名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、10番 小座野定信議員より、所用による欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 承認第1号ないし議案第41号

○議長（桂木庸雄君）

日程第1、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて及び承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて、議案第33号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ないし議案第41号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の取得についてまでの11件を、かすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、各常任委員会にそれぞれ付託をしております。

これより、かすみがうら市議会会議規則第39条第1項の規定により、各常任委員会委員長の報告を求めます。

最初に、総務委員会委員長 鈴木良道君。

[総務委員会委員長 鈴木良道君登壇]

○総務委員会委員長（鈴木良道君）

総務委員会委員長報告を申し上げます。

かすみがうら市議会総務委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告をいたします。

本委員会は、平成22年6月8日に付託されました承認第1号、議案第33号ないし議案第37号、議案第40号、議案第41号について、6月8日に市長、各担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、承認第1号については全会一致で承認すべきものと決定し、また議案第33号ないし議案第37号、議案第40号、議案第41号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、別紙委員会会議録のとおりでありますので、ごらんをいただきたいと思います。

以上で、総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

委員長報告が届いた時点で見させてもらいました。その中で、企画課長のほうから所管の内容について詳細に説明すると言うけれども、この点が全く見え出してこないんですね。ということは、これ私なりにいろいろ調査した結果、この件についてはシャトルバスの関係だと思うんですね、この会議録を見ますと。

私どもでいろいろ調査した結果、ちょっと不自然な点があるんですね。ということは、関鉄グリーンバス、これが一番安かったというようにこの報告書にはなっておるわけなんです、私なりにある企業の調査をしていただいたところ、1650万という見積書が出ていると思うんですが、そうするとこのシャトルバス、関鉄グリーンバスのほうは1858万3000円ということで、ちょっと不自然な点があるのですね。この会議録にはこれ載っていないけれども、執行部のほうでこの入札方法、随意契約だと思うんですが、なぜ、私が調査した会社が一番安いのに、執行部から昨日報告いただいたところ一番高くなっているわけですね。1650万、それがきのう私が調査したら今度は1944万円なんです。これは随意契約だと思うんですが、相見積もりしていると思うんですが、その内容について、これは会議録に載っていないので、執行部のほうでできれば説明願いたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

総務委員長 鈴木良道君。

○総務委員会委員長（鈴木良道君）

それでは、お答えをいたします。

ただいまの件につきましては、いろいろな方、3名ですか、方から質疑がございました。

なお、詳細につきましては、総務部長より答弁させます。

すみません、塚野室長より答弁させます。

○議長（桂木庸雄君）

それでは、補足説明をお願いします。

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

ただいま栗山議員さんからご指摘をいただきました。

今回、総務委員会をお願いいたしましたのは、議案第40号、一般会計補正予算の中で公共交通関係の経費でございます。今回、市からの負担金2118万8000円の予算化につきまして、総務委員会の中でご審議をいただいたところでございます。それらを受けまして、以前に議会の皆様方にご報告申し上げました内容につきまして、本年度から3カ年で新しい公共交通体系の実証運行を行います。その事業主体につきましては、市の公共交通会議で実施をするわけでございます。その市の公共交通会議の中で決定した内容について、ただいまご指摘をいただいたところでございます。

この公共交通会議につきましては、ただいまご指摘をいただきました市内の主要な事業者の方

にもメンバーとして参加をしていただいております。事業実施に際しまして、事業者から見積もりをいただきました。そういう中で、必要経費等の把握が十分でないと思われる項目が幾つかございまして、担当のほうで事業者から聞き取りをしながら事業経費、見積もり額の調整をしたわけでありまして。そういう中で、必要経費等を精査した結果、先ほど固有名詞が出ましたけれども、最終的に関鉄グリーンバスですか、そちらに決定をしたというような経過でございます。

これは、あくまで市の公共交通会議の中で十分議論し、内容を精査し、決定をしたところでございます。そのようなことをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

関鉄グリーンバスが1858万3000円、私の知っている人が1650万なんです。実際はバスだけで1400万の見積もり出ているの。停留所の看板を250万追加して1650万。そうすれば、この会社が一番安いんですね。見積書を提示してもらって、相見積もりなんでしょうから。どう見ても、やはり一番安いのはこの会社なんです。関鉄じゃないんです。そこはきちんと答弁してください。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

ただいまのご指摘いただきましたけれども、先ほど説明いたしましたように、当初見積もりが出た時点では、必要経費全体の提出がなかったというようなことで、先ほども申しあげましたように、こういう経費につきましてはどうなんですか、かかるんですか、かからないんですかというようなことで、幾つかの項目について聞き取り調査をいたしました。その中で、事業者と協議した中で、じゃその部分につきましては必要経費として出したいというようなことで、最終的な見積もり額といえますか、につきましては高かったというようなことでございまして、今回一番低い事業者に決定した経過がございます。そのようなことでよろしく願いいたします。

[栗山議員「書類出してくださいよ。その説明はあれだったかもしれないけれども、1400万というのを出して、停留所の看板がないからそれを追加して行って250万追加している。そこのところをきちっと答弁してくださいよ」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

栗山千勝君、マイクで言ってもらわないと

○18番（栗山千勝君）

いや、そうでなくて、3回目じゃなくて答弁が悪いから聞いているんだ。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

ただいま申しあげましたように、この事業主体につきましては、市の公共交通会議が主体になりますので、そちらの事務局のほうで整理をさせまして、資料として提示をしたいと思っております。

でよろしくお願ひいたします。

○議長（桂木庸雄君）

ほかにありませんか。

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

終わらないでほかにありますかというのはないでしょうがな。今聞いているんですよ。後というのはないはずですから。総務委員会の会議では、関鉄グリーンバスが一番安いって言っているんです。1650万と出したところが一番私は安いと思っています。何か欠格事項があつて、何かはねたか知らないですよ。だからそういう資料をきちんと出してもらつて、これ一番安いところを頼んだというんだからね。だから、つじつま話が合わないでしょうが。

○議長（桂木庸雄君）

それでは暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時13分

再 開 午後 2時26分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

先ほど来ご説明申し上げておりますけれども、今回、市の公共交通会議のほうで見積もりをとった内容でございます。5社にお願いをした中で、最終的に3社の見積もり徴取となったわけがあります。そういう中で、3社の見積もりの内容、項目を精査しましたところ、幾つかの事業者の中で必要経費等が積算されていなかったというようなこともありますので、個別に各事業者と聞き取り調査をしまして、最終的に必要経費として事業者と調整をしたことがございます。その中で、先ほどございましたように、ある1社の中で車両減価償却費として後から324万ほど追加しております。さらに、停留所経費、運行準備経費でございますが、220万ほど追加をしまして、最終的に全必要経費として計上をした内容でございます。

それらを踏まえまして、見積もりを提出いただきました3社のそれぞれの事業費を比較しましたところ、先ほど出ました一番最低のところは1858万3000円、さらにもう一社が1865万5000円、さらにご指摘の会社につきましては1944万というような数字が最終的に上がってまいりました。この見積もり額、さらには事業の運行の今後の対応、能力と申しますか、幾つかの項目を踏まえまして、市の公共交通会議の中で決定をしたところでございます。

よろしくお願ひいたします。

[栗山議員「議長、答弁は求めないから」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

はい。

○18番（栗山千勝君）

今、市長公室長のほうからる説明ございましたが、確かに減価償却費は含まれていませんというような見積もりです。これは車両2台を新車で買って3600万なんですよ。均等割にすれば幾らになるか。10年にした、10年で7年くらいだと思うんですが、これ減価償却ね。この会社では、見積書はもうはっきり1400万と打ち出しているの。後で資料を見せてもらいますが、これは職員がつくったものなんですよ。これは公正な入札方法じゃないし。職員が謝りに来ているんですよ、申しわけないって。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑なしと認めます。

次いで、文教厚生委員会委員長 石井幸雄君。

[文教厚生委員会委員長 石井幸雄君登壇]

○文教厚生委員会委員長（石井幸雄君）

文教厚生委員会報告をいたします。

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告申し上げます。

本委員会は、平成22年6月8日に付託されました議案第38号、議案第39号、議案第40号について、6月8日に委員会を開催し、教育長並びに各担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第38号、議案第39号、議案第40号の3議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

なお、審査の経過概要につきましては、別紙委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑なしと認めます。

次いで、産業建設委員会委員長 中根光男君。

[産業建設委員会委員長 中根光男君登壇]

○産業建設委員会委員長（中根光男君）

産業建設委員会委員長報告を行います。

平成22年かすみがうら市議会産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成22年6月8日に付託されました承認第2号 専決処分事項の承認を求めるこ

とについてを、6月8日に委員会を開催し、副市長及び担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果ですが、承認第2号は原案のとおり承認するものと決定いたしました。

審査の経過並びに概要については、別紙委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

繰越明許というのはこれ、4月2日でもなるんですか、ならないんですかということを一言聞きたい。それだけです。

○議長（桂木庸雄君）

産業建設委員会委員長 中根光男君。

○産業建設委員会委員長（中根光男君）

内容につきましては、各委員からも質疑がありまして、報告書の内容に詳細に掲載してありますので、ごらんをいただきたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

これは本当に、うちらが聞いた場合にはもう工事は完了したというわけで、これは確かめているんですね、やっぱりね。それで、今度はおくれたから修正して、そこを出したかわからないけれども、私は責任をとらないから、それでもよければ修正しましょうということ聞き及んでいる。名前は挙げませんが、そういうことであつたか、ないのか。修正はあつたか、ないのか。あと一つお聞きします。

○議長（桂木庸雄君）

産業建設委員会委員長 中根光男君。

○産業建設委員会委員長（中根光男君）

今の圓城寺議員さんの質問にお答えいたします。

やはり、今の内容につきましても、副市長からも詳細に答弁をしておりますし、その経過についても、審議内容もさらに検証していただきたいと思いますので、会議録のほうを再度ごらんになっていただきたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに質疑。

[「議長よ、私留保しているけど聞いてもいいかな。おれは留保してるの。おれは留保してんだよ、委員会。だから聞いてもいいかっておれは聞いているんだ」「所管」「所管じゃない、おれ留保してるんだもの」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

所管の委員からということになりますので、質疑を認めないといたしますので、ご了承願います。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

以上で、各常任委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。

6番 佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、反対討論を行います。

年金から住民税が天引きされる制度が昨年10月から始まりました。開始を前に、役所からの通知を受けた年金生活者には怒りと不安が広がりました。住民税天引きの対象となるのは、個人住民税を納税する65歳以上の公的年金受給者。これまで住民税は、年4回に分けて役所や銀行に向いて納める普通徴収がとられておりました。しかし、昨年度10月から支給される年金から、勝手に天引き、いわゆる特別徴収ですが、これがされることになりました。2010年、ことしからは6回ありますが、いずれにしても、政府は住民税天引きについて、金融機関などに行く必要がなくなり、市町村において事務の効率化が見込まれるなどと説明して、高齢者の都合よりも役所の都合による一方的な制度の押しつけ、これを正当化しております。基本的には、市長の答弁も同じ内容でありました。

天引きの導入は08年4月、自民・公明の与党が衆議院本会議で3分の2の再議決を使って強行したものであります。ガソリン税などの暫定税率を復活させ10年間延長する法案と一緒に、地方税法を改定しました。日本共産党は反対いたしました。そのときは、民主党、社民党、国民新党は本会議を欠席、退席をしたという経過もあります。年金生活者にとっては、年金は生活費そのものであり、介護保険料、後期高齢者保険料に続き、住民税まで天引きするというのは、余りにも安易である、取りはぐれのないようにと考える為政者の意図がありありだという声が上がっております。

日本共産党は昨年の総選挙の政策で、介護保険料や10月から開始される住民税の年金からの特別徴収、天引きについては、天引きの強制をやめさせ、各人の希望で普通徴収に変更できるようにというふうにしております。一昨年の改定で年金からの個人住民税の所得割額の天引きが行われていますが、給与所得者については年金からの天引きが行われておりませんでした。今回の改定で、本人がいわゆる一般徴収、普通徴収を申請しなければ、給与所得から一括して天引きされるようになります。公的年金は何のためにあるのか。有無を言わせないで徴収するというやり方、受け取る年金は細るばかりであります。私は、事務の合理化と称して安易な公的年金からの天引きについては同意をできません。

以上、討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより承認第1号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、承認第1号は委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。

6番 佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて、反対討論を行います。

当初の説明では、市道②644号線流末排水整備工事第2工区、工期末の降雨により施工に遅延が生じ、工期を延長する必要があったとしていました。私は、本会議の質問で、工期内で完了した第1工区との違いについてたどりましたが、明確なる答弁を得られませんでした。違いのわかる資料の提出を求めました。しかし、その資料には、内容の羅列があっても工事の中身については全く説明がされず、1工区との違いについて最後のほうに、「しかし、湿地帯であることや3月下旬の降雨により地盤が乾くことなく工程に遅延が生じた」と書かれています。

産業建設委員会でも、栗山議員が市当局の対応について工事工程のおくれや仮設用道路の設計の有無、そして繰越明許の必要性に疑問を投げかけておりました。この会議を読む限りでは、市当局の設計に問題があったのではないかと思います。

現場が水田で、降雨や湧水により水量が多く地盤が軟弱とありますが、現地調査を綿密に実施すれば、設計前にわかることではないでしょうか。土木工事に詳しい方に聞きましたら、最初から水田、湧水、軟弱地盤とわかっていながら、素掘側溝の設計、機械も入れない、当然材料も運搬できないとしたら施工に支障を来す、それがわかっていながら、なぜ敷き鉄板等の仮設を最初から設計書に入れられないのか。鹿洋建設が工期おくれを出したというが、全体の工事の流れからは

一概にそうとも言えないと語っておりました。そしてまた、仮設道路に関しては、別発注とすべきではなかったとも指摘しております。

私は、工期を遵守することは、請け負う業者としては当然だと考えますが、適切な役所の発注が前提とならなければ、業者としては請け負けてしまいます。今回の専決処分について、納得できる答弁及び資料は得られませんでした。おっつけ的な点が数多く見られ、市当局に問題があると考えますので、同意はできません。つけ加えて言うならば、これまで一般質問でも提言しておりますが、土木建築に詳しい専門家、技術者を公募し、発注側市当局の能力アップを図るべきだと考えます。

以上、討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

18番 栗山千勝君。

[18番 栗山千勝君登壇]

○18番（栗山千勝君）

反対討論をいたします。

この承認第2号の件ですが、一般質問でも質問しております。うちのほうの委員会でも質問しております。やはり、一番問題なのは役所のほう。1カ月間全く作業せず、2回にわたって担当のほうから文書で指導しているそうです。そういう中で作業が進んでいっている。だれもが終わらないんじゃないかと、これ心配しておったわけですよ。

3月31日、私も関心持っていましたから、この工事は完了検査、竣工検査は終わったのかと土木部長に聞いたら終わりましたと。担当職員は3月31日に、工事の仮設道路については設計外なんだとはっきり言っているんです。その後になって確認しました、この議会中に。土木部長、土木課長、道路整備課長ですか。設計外だと確かに言いましたと言っているんですよ。

さらに、この問題が、圓城寺議員もこれ確認をとっている。うちの副委員長も確認をとっている。総務委員長さんも確認とって、完了検査は終わっていると。これもはっきりしているんです。よりにもよって4月2日になって、副市長の権限でもって繰越明許させた。繰越明許はさかのぼって出したらどういうことになるのか。明らかにこれは事故繰越し。行政は何やっているのか。危機管理が全くなっていない。

余談な話になりますが、二、三日前に秘書課長のところへ、市長にちょっと用があるんだけど連絡とってくれないかと。連絡とれませんかと言うんですね。災害のとき、市長はいつ何どきでも連絡とれるようにしておかなきゃどうなるのか。これは問題ですよ。そういうものが、随所で見えてくる。今度の問題も副市長の権限でもって繰越明許させた。設計外の仕事は、業者の責任で仮設道路は直せばいいんですからね。ところが、この設計外の仕事が今度は設計内に入ってきちゃった。全くやっていることが漫画なんですよ。土木部長も課長も設計外と私に言っていて、31日に担当も設計外なんだから理解してくれ、わかりましたよと。4月2日になったら、今度は

設計内に入ってきちゃった。私は、こういう行政運営の体質に対しても怒りを覚えます。そういう観点から私は反対といたします。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより承認第2号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、承認第2号は委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第33号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第33号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第34号 かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第34号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第35号 かすみがうら市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第35号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第36号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第36号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第37号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第37号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第38号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第38号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第39号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第39号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第40号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第40号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第41号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の取得についての討論を行います。

6番 佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第41号 災害対応特殊水槽付消防自動車の取得について反対討論を行います。

私は、本会議の質疑で指名競争入札のあり方について問い、もっと広く指名業者をふやす、それができなければ一般競争入札にすべきではないかと述べ、今回の入札結果は第2回目での落札になっているが、落札率は99.68%で100%に近い、談合の実態の一つの形態である1位不動の原則が働いていると指摘しました。これまで私は、公正取引委員会が落札価格の推移から入札談合の可能性を注視すると指摘していることについて、何度も述べてまいりました。

総務部長は、指名業者は県内に本店、支店の営業所を有する地域条件をつけ、消防自動車の納入実績があるということを踏まえて、今回4社を選考委員会の中で決定したと言います。しかし、平成17年度からこれまで納入実績のある業者は、今回落札受注した有限会社鈴機だけではないでしょうか。業者選考委員会のあり方が問われております。これでは官製談合だと疑われても仕方ありません。

総務部長はまた、私の、談合の一つの形態である1位不動の原則が働いているのではないかとという指摘について、まともに検証もせず、ここ何件かは鈴機だが、結果としてそうなったということだ、適切な入札がされていると考えると答え、この1位不動の原則については答弁を避けました。そして、高い落札結果は私どもは関係しておりませんとも述べました。私は、平成17年度以前の旧千代田町時代の入札結果を調べるように求めておりますが、恐らくこれまでも落札業者は有限会社鈴機だったのではないのでしょうか。もしそうであれば、ゆゆしい問題だと思います。いずれにしても、今回の議案に反対するとともに、指名競争入札ではなく一般競争入札によって広く公募入札すべきだと考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第41号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時01分

再 開 午後 3時22分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2 平成21年請願第7号及び平成21年請願第8号

○議長（桂木庸雄君）

日程第2、平成21年請願第7号 請願書八ッ場ダム中止問題について及び平成21年請願第8号 請願書八ッ場ダム中止問題についてを、かすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、産業建設委員会に付託をしております。これより、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 中根光男君。

[産業建設委員会委員長 中根光男君登壇]

○産業建設委員会委員長（中根光男君）

産業建設委員会委員長報告を行います。

平成22年かすみがうら市議会産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、継続となっておりました平成21年請願第7号 請願書八ッ場ダム中止問題について及び平成21年請願第8号 請願書八ッ場ダム中止問題についてを、6月8日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果ですが、平成21年請願第7号及び平成21年請願第8号ともに不採択すべきものと決定いたしました。

審査の経過並びに概要については、別紙委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で、産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、平成21年請願第7号の討論を行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、本請願については賛成の討論から行います。

賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

請願第7号 八ッ場ダム中止問題について、賛成の立場で討論に参加をいたします。

産業建設委員会においては、慎重なる審議をいただきありがとうございました。しかし、請願の趣旨について十分にご理解を得られず不採択となったことは、極めて残念であります。今年の8月30日、国民は自民党政治に退場の審判を下し、政権交代を実現しました。そこに示された国民の意思は、憲法で保障された国民の福祉を求めるものであり、土建国家からの転換でした。新政権は「コンクリートから人へ」を掲げ、前原国交省大臣は八ッ場ダムの中止、霞ヶ浦導水、南摩ダムの見直しを言明いたしました。私は、新しい国づくりの方向が示されたと思いました。

八ッ場ダムの治水に関して、去る3月16日、衆議院国土交通委員会で重大な発言が飛び出しました。テーマを八ッ場ダムに絞った同委員会は、参考人を招致して行われました。八ッ場ダム推進であった虫明功臣東大名誉教授、この方は、利根川の基本高水2万2000トンを決めた平成17年9月の河川整備基本方針検討小委員会の委員であり、国土交通省社会資本整備審議会河川分科会会長という、八ッ場ダム推進側の重鎮であった人です。この方が、基本高水2万2000トンは過大だったと、こう証言したんです。元建設省の河川官僚の松浦東洋大教授も、キャサリン台風の直後で毎秒1万7000トンと評価されながら、昭和55年計画で2万2000トンというこの約3割もなぜ増大したのか、私は非常に疑問を持っていますと述べ、高度経済成長時代の手法から脱却して、治水計画では実際に生じた洪水ベース、利根川の場合は昭和22年の洪水ベースに、八斗島での毎秒1万7000トンの計画で行うべきだと考えております、こう発言をしております。

八ッ場ダム建設の治水対策としての根拠が崩れたと言えるわけであります。利水においては、受益者である下流6都県の水余りは日量600万トンを超え、茨城県においては余剰工業用水を加えると80万トンもの水余り状況となっています。つまり、環境を破壊し、治水も利水も意味を失った八ッ場ダムは要らないということであります。八ッ場ダム中止は、茨城県民にとっては大きな意義があります。茨城県は国が進めてきたダム建設のすべてに参加し、県民1人当たりの負債額は起債利子込みで6万4210円と断トツに高いのであります。これらの水源開発事業が、県財政の赤字と高い水道料金となつてはね返ってくるわけであります。

県企業局は、昨年11月20日、八ッ場ダム中止の場合は県の負担金、これは国庫補助金を除いた

ものでありますが、この県の補助金と借金の利子の返還を国に求めると発言しております。私たち日本共産党の地方議員団は、返還分は値下げに活用すべきだと求めましたが、中止と推進では、県の水道料金は大幅に違ってくるのであります。加えて、代替地が危ないんです。川原湯地区の住民が移る打越代替地はV字形の吾妻溪谷の斜面につくられます。山を削り、幾筋もの谷を埋め、谷底から100メートルもの斜面を岩盤で積むというロックフィル工法で支えます。その一つの例ですが、30メートルもの盛土した宅地が一体どこにありますか。そこに住めるんでしょうかということであります。さらに、耐震偽装も発覚しております。

不要なダム計画の推進で地元を半世紀以上も苦しめてきた国と群馬県、さらにダム計画を後押しし続けてきた下流都県の責任が問われています。何よりも大事なことは、地元住民の意向に基づいて生活再建、地域振興の計画が策定されなければなりません。そのためには、地元住民の合意形成が必須条件であることが法律に明記される必要があると私は考えます。

以上、八ッ場ダム中止について端的に述べましたが、何よりも問題なのは、八ッ場ダム建設予定地が脆弱な岩盤であるということであります。建設されれば、将来にわたって地すべりと崩壊の危険性が内包されるわけであります。私は、このような危険きわまりない不要な八ッ場ダムは中止すべきだと考え、請願に賛成するものであります。議員諸兄の賛同をお願いいたしまして、討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

本請願は異議がございませんので、起立により採決を行います。

平成21年請願第7号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立少数であります。

よって、平成21年請願第7号は不採択と決定いたしました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時33分

再 開 午後 3時34分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続いて会議を開きます。大変失礼をしました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、平成21年請願第8号の討論を行います。
本請願に対する委員長の報告は不採択であります。
よって、本請願については賛成の討論から行います。
賛成討論の通告がありますので、発言を許します。
6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

請願第7号と同趣旨でございます。基本的には、八ッ場ダムは利水にも治水にも全く役に立たない、無駄使いの公共事業の典型であります。そして、建設によってこのダムの危険性はさらに増幅されると私は考えております。そして、この請願には、地元住民への生活再建ということもしっかりと書いてありますので、採択すべきだというふうに思います。
以上です。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。
本請願は異議がございますので、起立により採決を行います。
平成21年請願第8号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。
[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立少数であります。
よって、平成21年請願第8号は不採択と決定いたします。
暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時35分

再 開 午後 3時36分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。
ただいま、市長から議案第42号 下稲吉中学校校舎耐震補強工事請負契約の締結についてが提出されました。
お諮りいたします。
直ちにこれを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第42号を追加日程第1として日程の順序を変更し、議題とすることに決定いたしました。

議案の配付をお願いいたします。

[議案配付]

追加日程第 1 議案第 4 2 号 下稲吉中学校校舎耐震補強工事請負契約の締結について

○議長（桂木庸雄君）

追加日程第1、議案第42号 下稲吉中学校校舎耐震補強工事請負契約の締結についてを議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程となりました議案第42号 下稲吉中学校校舎耐震補強工事請負契約についての提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、平成22年6月10日に一般競争入札を実施いたしました下稲吉中学校校舎の耐震補強工事の請負契約を締結するため、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

これより質疑を行います。

19番 山内庄兵衛君。

○19番（山内庄兵衛君）

青写真や何かはありますか。それを提出してもらったほうが、どういうふうにするんだかこう、わからないでしょう。ただ2億6000万と出ても、大体、おおよそでいいですけども。その提出をお願いします。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

工事の内容のというようなお話だと思いますが……

[山内議員「仕様書」と呼ぶ]

○教育部長（横瀬典生君）

仕様のお話でございますか。

[山内議員「いや、どういうふうにして設計ができて、補強の仕方」と呼ぶ]

○教育部長（横瀬典生君）

前回の全協でご説明をさせていただいたことですが、再度概略を申し上げますと、下稲吉中学校の南側及び北側につきまして、補強の対応をするというものでございます。それはユ

ニットのフレーム工法を使います。そして、たまたまあの学校にはベランダがございますので、ベランダの前面、ベランダを壊さないようにして補強の枠を、2次製品のコンクリート製の枠を入れまして、その枠の中にいわゆる筋交い、これを鋼鉄製のもので入れるというような補強をするものでございます。平たく申し上げますとそういうようなことでございます。それを、前面南側と北側に施工をするものでございます。それが主たる内容でございまして、それと含めまして塗装工事を行うという、そういうのが主たる工事でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第42号につきましては、かすみがうら市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次いで、議案第42号の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第42号の採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第 3 閉会中の所管事務調査について

○議長（桂木庸雄君）

日程第3、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員長より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（桂木庸雄君）

これにて、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

それでは、これもちまして平成22年かすみがうら市議会第2回定例会を閉会いたします。
会期18日間にわたる慎重なご審議、まことにご苦労さまでした。

閉 会 午後3時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 桂 木 庸 雄

かすみがうら市議会議員 石 井 幸 雄

かすみがうら市議会議員 矢 口 龍 人

かすみがうら市議会議員 和 田 正 美